

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿児島市	その他	移住相談・情報提供	<p>★ 専任の移住支援コーディネーターが移住希望者のニーズに合わせたきめ細かい情報提供や相談対応等の支援を行うとともに、首都圏等で開催される移住相談会への参加やポータルサイトの活用などにより、本市の魅力や生活環境の情報発信等に取り組んでいます。</p> <p>(1) 移住相談対応 専任の移住支援コーディネーターが、相談窓口や、東京や大阪などで開催される移住相談会において、移住希望者からの様々な相談に対応するとともに、これまで相談のあった希望者や既移住者の方に対しフォローアップを行っています。 【相談窓口】 ①設置場所 鹿児島市役所本館3階(移住相談室) ②相談時間 月～金の午前8時30分～午後5時15分まで 【移住相談会への参加】 ①参加場所 東京、大阪 ②参加回数 年13回程</p> <p>(2) 移住促進PR ポータルサイトやパンフレット等を活用して、本市の魅力や生活環境、移住に関連する就労・住まい・子育て等の情報発信を行っています。 【ポータルサイトURL】https://kagoshima-ijulife.city.kagoshima.lg.jp/</p>
鹿児島市	住宅	安全安心住宅ストック支援事業	<p>★ 住宅の耐震化やリフォームに助成します。空家活用のためのリフォームや、鹿児島県外からの移住者が行うリフォームに対しては、補助の上乗せがあります。</p> <p>【補助①】 ○対象 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅</p> <p>○補助率(限度額) ・耐震診断 2/3(10万円) ・耐震改修 1/2(100万円) ・耐震改修等とあわせて行うリフォーム 条件により20%～40%(20万円～40万円)</p> <p>【補助②】 ○対象 耐震性のある住宅(昭和56年6月1日以降着工など)で高校生以下の子どもや、高齢者などが居住しているもの ○補助率(限度額) ・リフォーム 20%(20万円)</p> <p>【補助の上乗せ】 ○以下に該当する場合は、優先受付の上、補助率(限度額)をそれぞれ10%(10万円)上乗せ (a) 空家活用型(築10年以上かつ空家期間1年以上の住宅のリフォーム) (b) 移住型(県外からの移住者が住宅取得後に行うリフォーム) ※リフォーム後に申請者が住むことが条件です。</p>
鹿児島市	住宅	市営住宅入居者募集	<p>★ 市営住宅の新築住宅や空き家住宅について、年4回(6月、9月、12月、3月)入居者募集を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集月の1日から、募集案内書を市ホームページに掲載します。 ・鹿児島市外の方も申込み可能です(受付は各会場のみ)。 ・一般住宅の他、子育て世帯を対象とした住宅や、地域活性化を目的とした住宅もあります。 <p>1 入居者資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在住宅に困っていることが明らかな方。 ・持ち家及び貸家を所有していない方。 ・現に同居し、又は同居しようとする親族がある方。(単身者向け住宅を除く) ※単身者の場合、60歳以上や障害者であることなどの条件があります。 ・申込者及び同居親族の合計所得額が収入基準内であること。 <p>2 収入基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅 月収額 158,000円以下 ・公営住宅(裁量階層) 月収額 214,000円以下 ・改良・更新住宅 月収額 114,000円以下 ・改良更新住宅(裁量階層) 月収額 139,000円以下 ※裁量階層とは、小学生以下の子どもがいる世帯や障害者のいる世帯など。 <p>3 特定目的住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者世帯向け住宅、子育て世帯向け住宅、既存集落活性化住宅、地域活性化住宅など、条件を満たした方だけが申込みできる住宅もあります。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等												
鹿児島市	住宅	市有地の売却	<p>★ 鹿児島市が所有している宅地等を売却中です。 物件の所在地などの詳細につきましては、鹿児島市ホームページをご覧ください。 鹿児島市ホームページ→「市政情報」→「市有地売却・未利用地情報」→「市有地の売却物件」</p>												
鹿児島市	住宅	定期借地権設定による市有地貸付事業	<p>★ 鹿児島市が所有している宅地の一部について、定期借地権設定による貸付をしています。 定期借地権制度は、鹿児島市が所有している土地を借りて住宅建築を行うものですので、土地を購入する必要がないことから、住宅取得時の初期費用が少なく、家の建築費用と土地の賃借料のみで家を所有することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象地域 西別府町 2. 貸付期間 52年間 3. 経費等 毎月の賃料のほかに、保証金及び敷金が必要 <p>※定期借地契約満了時に建物を解体して土地を返還する必要があります。</p>												
鹿児島市	住宅	浄化槽設置補助制度	<p>★ 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、既存の単独処理浄化槽又は汲取り便槽から合併処理浄化槽へ設置換えする際に、その費用の一部を助成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象の地域 公共下水道事業計画区域以外の地域(七ツ島二丁目を除く) 2 対象の建物 既存の住宅、既存の併設住宅(住宅部分の処理対象人員が1/2以上であること)等 ※新築(建替えを含む)の建物は補助対象外です。 3 補助金の額 <table border="0"> <tr> <td>5人槽</td> <td>722,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>804,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>938,000円</td> </tr> <tr> <td>11～20人槽</td> <td>1,017,000円</td> </tr> <tr> <td>21～30人槽</td> <td>1,371,000円</td> </tr> <tr> <td>31～50人槽</td> <td>1,748,000円</td> </tr> </table> ※上記の金額は、限度額です。 	5人槽	722,000円	6～7人槽	804,000円	8～10人槽	938,000円	11～20人槽	1,017,000円	21～30人槽	1,371,000円	31～50人槽	1,748,000円
5人槽	722,000円														
6～7人槽	804,000円														
8～10人槽	938,000円														
11～20人槽	1,017,000円														
21～30人槽	1,371,000円														
31～50人槽	1,748,000円														
鹿児島市	就業	移住・就業等支援事業	<p>★ 東京圏から移住をお考えの皆様！鹿児島市移住支援金制度をご活用ください！ 東京23区に在住していた方または東京圏から23区に通勤していた方が、鹿児島市に転入し、中小企業等に就業または起業した場合に、移住支援金を支給する制度です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 主な要件として、次の全てに該当する必要があります。 ・移住直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、移住直前に連続して1年以上、東京23区に在住していた方 または 東京圏から23区に通勤していた方 ・令和元年10月3日以降に鹿児島市に転入した方 ・就業の場合 鹿児島県のマッチングサイトに掲載されている対象求人に応募し新規で就業した方 ・起業の場合 鹿児島県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた方 2 支給額 ・単身者の場合:60万円 ・2人以上の世帯の場合:100万円 <p>※上記要件のほか、必要な要件等の詳細については鹿児島市ホームページをご確認ください。</p>												
鹿児島市	就業	かごしま市しごと情報ナビ	<p>★ 鹿児島市内の仕事探しに関する情報をわかりやすく提供するウェブサイトです。 対象者別に仕事探しの相談機関や、鹿児島市、労働局、県など様々な機関の情報をわかりやすく案内しています。</p>												

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿児島市	就農・漁業	新規就農者支援対策事業(就農支援)	<p>★ 本市で就農するにあたり、必要な農業技術や経営管理能力の習得のための研修を実施します。</p> <p>【市民農業塾】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就農基本コース <ul style="list-style-type: none"> ・研修期間 4ヶ月で10日間程度 ○就農実践コース <ul style="list-style-type: none"> ・研修期間 9ヶ月で15日間程度 <p>研修要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年齢が18歳以上70歳未満の方 ② 研修終了後、本市に居住し、就農することを目標とする方 <p>【基礎研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修期間 3ヶ月 <p>研修要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 野菜、花きでの就農を希望する方 ② 年齢が18歳以上55歳未満の方 ③ 研修終了後、本市に居住し、農業に従事する予定の方 <p>※市民農業塾、基礎研修ともに研修場所は鹿児島市都市農業センター</p> <p>【先進農家研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修期間 3ヶ月～6ヶ月 <p>研修要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 野菜、花き、果樹、畜産などでの就農を希望する方 ② 年齢が18歳以上50歳未満の方 ③ 研修終了後、本市に居住し、農業に従事する予定の方 <p>※研修場所は、市内の先進農家</p>
鹿児島市	就農・漁業	新規就農者支援対策事業(施設整備)	<p>★ 就農初期の経営安定を図るため、生産施設(ビニールハウス)の設置及び農業機械等の購入補助を行います。</p> <p>・補助率 3/4以内(限度額250万円)</p> <p>実施要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳未満の新規就農者 <p>他にも要件がありますので、詳細はお問い合わせください。</p>
鹿児島市	就農・漁業	鹿児島市遊休農地バンク(遊休農地活用推進事業)	<p>★ 新規就農者等の担い手に農地を集約するため、遊休化している農地情報について幅広く情報発信する遊休農地バンクを運営します。 詳細は鹿児島市ホームページ(産業・ビジネス)をご覧ください。</p> <p>利用対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 鹿児島市内で新たに農業を営もうとする方 ② 鹿児島市内に居住する農業を営む方で農業経営の規模拡大等を図ろうとする方 ③ その他市長が特に利用を認める方
鹿児島市	起業	新規創業者等育成支援事業	<p>★ 一緒に、鹿児島を活気あふれる“+α”なマチにしませんか！ 新規創業者等を育成支援する「ソーホーかごしま」、クリエイティブ事業者の育成支援等を行う「マークメイザン」。</p> <p>この2つのビジネス・インキュベーター施設は、事業計画立案や経営面でのインキュベーション・マネージャー(IM)によるサポート、各種セミナーの開催などで、鹿児島市に移住し、新たに創業するあなたの「未来」創りをお手伝いします。</p> <p>1 対象者 鹿児島市で新たに創業しようとする方または、創業間もない方</p> <p>2 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業予定者等への支援(相談対応・助言等) ・創業やビジネススキル向上に関するセミナー等の開催 ・ビジネスマッチング機会の提供や販路拡大支援 ・創業や事業拡大など資金面での制度の案内 など <p>3 経費 無料</p> <p>4 運営 鹿児島相互信用金庫(地元金融機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営団体主催の商談会等への出展、若手経営者等との交流会 取引先とのビジネスマッチング あり <p>※本市は、国から産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」の認定を受けており、セミナー受講等の要件を満たせば、「株式会社設立に係る登録免許税の軽減」などの支援措置が受けられます。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿児島市	起業	クリエイティブ人材誘致事業	<p>★ 鹿児島市は、クリエイティブな個人事業者等の移住を応援しています！</p> <p>1 対象者 首都圏等のクリエイティブ関係の個人事業者や創業を予定している方、本市においてテレワークを検討中の方、市内企業等でクリエイターとして就職を予定している方</p> <p>2 支援内容 (1) イベントの開催 ① UIJターンイベントの開催(東京で開催予定) ② お試し移住イベントの開催(鹿児島市) (2) 移住に係る経費助成(①、②の併用不可) ① 移住交通費用 ② 事業所改修費用 or 設備投資費用 (3) 移住パンフレット配布</p>
鹿児島市	出産・育児	子育て応援ポータルサイト(夢すくすくねっと)	<p>★ 鹿児島市内の子育てに関する情報が一目で分かるポータルサイトを運用しています。</p> <p>掲載情報 (子育てに関するイベント情報、保育園・幼稚園等の施設情報、メールによる子育て相談や相談事例集、育児サークルなど仲間づくりの情報、就園・就学に関する情報、救急・応急に関する情報、にこにこ子育て応援隊に関する情報、すくすくメールの登録 など)</p>
鹿児島市	出産・育児	地域子育て支援拠点事業(すこやか子育て交流館、親子つどいの広場、地域子育て支援センター)	<p>★ 子育て中の親子や妊娠中の方が気軽につどい、交流する場を提供するとともに、子育てに関する相談や講習会の開催、未就学児の一時預かりなどを行います。</p> <p>1. すこやか子育て交流館(りぼんかん) 対象者: 小学校3年生以下の子どもとその家族、妊娠中の方など</p> <p>2. 親子つどいの広場(なかもつち、たにっこりん、なかよしの、いしきらら) 対象者: 小学校就学前の子どもとその家族、妊娠中の方など</p> <p>3. 地域子育て支援センター(市内8か所) 対象者: 小学校就学前の子どもとその家族、妊娠中の方など</p> <p>4. 児童センター(市内3か所) 対象者: 18歳未満の児童やその保護者</p> <p>○利用料: 無料(一時預かりやお部屋を借りる場合は有料)</p> <p>※東部親子つどいの広場(なかもつち)及び地域子育て支援センター、児童センターでは一時預かりは行っておりません。</p>
鹿児島市	出産・育児	放課後児童健全育成事業	<p>★ 労働等により昼間保護者のいない、小学校に就学している児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、その児童の健全な育成を支援します。</p> <p>1 対象者 労働等により昼間保護者のいない、小学校に就学している児童</p> <p>2 保護者負担金 一月あたり3,500円 (そのほか、おやつ代や行事費などとして、一月あたり約2,000円や保険料が必要です)</p> <p>3 開所時間 平日: 14:00~18:00 授業のない土曜日、長期休暇中: 8:00~18:00 授業のある土曜日: 授業終了後~18:00</p>
鹿児島市	出産・育児	ファミリー・サポート・センター事業	<p>★ 育児や家事の援助がほしい人(依頼会員)と援助ができる人(提供会員)がお互いに助け合う会員制の相互援助活動組織です。 入会申し込み後、センターの主催する講習会を受講すれば会員になれます。</p> <p>○対象者</p> <p>1 依頼会員 鹿児島市内に居住又は勤務する方で、援助を必要とする子どもをお持ちの方、または 妊娠中の方。</p> <p>2 提供会員 鹿児島市内に居住する方で、心身ともに健康で自宅で子どもを預かれる方、または依頼会員の自宅で家事を行える方。特に保育士・看護師などの資格は不要です。 子育てに熱意をお持ちで社会参加をしてみたいと思っている方。</p> <p>3 両方会員: 依頼会員・提供会員の両方を兼ねることもできます。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿児島市	出産・育児	産後ケア	<p>★ 産後、助産所を利用して、産後の体力回復を図ったり授乳や沐浴の保健指導などを受けることができます。</p> <p>1 対象者 産後3か月以内(分娩した医療機関等からの退院日が母と子で異なる場合にあつては、母と子の退院日のいずれか遅い日から3か月以内)であり、育児や身体的機能の回復に不安のある産婦</p> <p>2 本人負担額(1日当たり) 一般世帯 宿泊型 9,200円 日帰り型 4,600円 訪問型 2,200円 市民税非課税世帯 宿泊型 3,300円 日帰り型 1,600円 訪問型 1,100円 生活保護世帯 宿泊型 0円 日帰り型 0円 訪問型 0円</p> <p>3 委託先 ・鹿児島中央助産院 ・マミ助産院 ・みつおHOUSE ・いちご助産院</p>
鹿児島市	出産・育児	乳幼児健康診査	<p>★ 1歳までの乳児の健康診査に係る費用を公費負担します。 1歳児は歯科健診もあります。</p> <p>1 対象者 3か月児、7か月児、1歳児の乳児</p> <p>2 公費負担額 自己負担額全額</p> <p>3 助成方法 ・1歳までの乳児がいる家庭に各月齢に応じた受診票を綴った「赤ちゃんセット」を送付します。 ・赤ちゃんセットに記載のある委託医療機関に事前に予約をし、ご自身で健診を受けてください。 ・1歳児は歯科健診もありますので、乳幼児健診と同様に歯科委託医療機関にご予約の上、受診してください。</p>
鹿児島市	出産・育児	乳幼児健康診査(1歳6か月児・3歳児健康診査)	<p>★ 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査を実施します。</p> <p>1 対象者 1歳6か月児健康診査:1歳6か月～2歳未満 3歳児健康診査:3歳～4歳未満</p> <p>2 公費負担 自己負担無し</p> <p>3 受診方法 ・該当の時期になりましたら、各保健センター等から健診の案内文書が届きます。 ・各保健センター等での集団検診になります。 ・指定の日時でご都合が悪い場合は、別日の日程をご確認のうえ案内のあったセンター等へご連絡ください。</p>
鹿児島市	出産・育児	妊婦健康診査	<p>★ 1回～14回までの妊婦健康診査に係る費用を公費負担します。</p> <p>1 対象者 妊婦</p> <p>2 公費負担額 保険適用外の公費負担対象となる検査費用 (妊娠週数の検査項目によって負担額が異なります)</p> <p>3 助成方法 ・各保健センターまたは各保健福祉課にて、妊娠されている方に妊婦健康診査受診票が綴じ込んである「お母さんセット」を発行します。 ・転入後は鹿児島市の受診票しかお使いになれませんので、転入手続き後に併せて手続きをお願いします。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿児島市	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 中学3年生までの子どもに係る医療費の一部を助成します。</p> <p>1 助成対象者 本市に住所を有する中学3年生までの子ども (15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)</p> <p>2 助成内容 (1) 3歳未満 保険診療による一部負担金の額 (2) 3歳～中学3年生まで 一部負担金の額から1か月2千円を差し引いた額 (ただし、市町村民税非課税世帯に属することも、3歳未満の子どもと同様に一部負担金の額)</p>
鹿児島市	出産・育児	乳幼児歯の健康づくり事業	<p>★ 幼児の歯科健康診査及びフッ素塗布に係る費用を公費負担します。</p> <p>1 対象者 1歳児、2歳児、2歳6か月児、就学前児の幼児</p> <p>2 公費負担額 1歳児：自己負担額全額 2歳児、2歳6か月児、就学前児：自己負担額600円 ※ただし、生活保護、市町村民税非課税世帯に属する対象児は自己負担金を免除</p> <p>3 助成方法 ・1歳児歯科健康診査は1歳までの乳児がいる家庭に各月齢に応じた受診票を綴った「赤ちゃんセット」を送付します。 ・2歳、2歳半、就学前フッ素塗布は受診券を送付しますので、歯科医療機関に事前に予約をし、ご自身で健診を受けてください。</p>
鹿児島市	出産・育児	子ども達の歯と口の健康を守るための歯科健診事業	<p>★ 小学一年生の歯科健康診査及びフッ素塗布に係る費用を公費負担します。</p> <p>1 対象者 小学一年生</p> <p>2 公費負担額 自己負担額全額公費負担</p> <p>3 助成方法 ・フッ素塗布は受診券を送付しますので、歯科医療機関に事前に予約をし、ご自身で健診を受けてください。</p>
鹿児島市	出産・育児	乳児ロタウイルス予防接種事業	<p>★ 乳幼児における感染性胃腸炎の重症化及び合併症を予防するため、ロタウイルスワクチンの接種費用について助成します。</p> <p>1 1価ワクチン(ロタリックス) (1)対象者 生後6週～24週までの乳児 (2)回数 上限2回 (3)助成額 6,000円/回</p> <p>2 5価ワクチン(ロタテック) (1)対象者 生後6週～32週までの乳児 (2)回数 上限3回 (3)助成額 4,000円/回</p> <p>3 接種場所 委託医療機関</p>
鹿児島市	出産・育児	麻しん風しん予防接種事業	<p>★ 7歳以上20歳未満の方の麻しん風しんの感染を予防するため、麻しん風しん混合ワクチンの接種費用について助成します。</p> <p>1 対象者 本市に住民登録のある麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)の接種歴のない7歳以上20歳未満の方</p> <p>2 助成額 無料(全額公費負担)</p> <p>3 接種場所 委託医療機関</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿児島市	出産・育児	おたふくかぜ予防接種事業	<p>★ おたふくかぜの発生及びまん延を予防するため、おたふくかぜワクチンの接種費用について助成します。(※令和2年7月1日から)</p> <p>1 対象者 本市に住民登録のある ①1歳以上2歳未満の方 ②5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間の方 ※初年度のみ、令和2年4月2日以降で、既に2歳になった者も対象とする</p> <p>2 助成額 4,000円/回(それぞれの年代で1回ずつ)</p> <p>3 接種場所 委託医療機関</p>
鹿児島市	出産・育児	風しん予防接種事業	<p>★ 出生児の先天性風しん症候群を予防するため、妊娠を希望する女性などを対象に風しんワクチンの接種費用について助成します。</p> <p>1 対象者 風しん抗体検査により抗体価が十分でないと確認できた妊娠を希望する女性、または妊婦の同居者</p> <p>2 助成額 3,500円(1人1回限り)</p> <p>3 接種場所 委託医療機関</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等																																																			
鹿児島市	出産・育児	定期予防接種事業	<p>★ 予防接種法に基づく定期の予防接種を委託医療機関で実施しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象疾病 (ワクチン)</th> <th>接種対象年齢 (○内は標準的な接種年齢)</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B型肝炎</td> <td>1歳未満 (生後2か月以上9か月未満)</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>BCG(結核)</td> <td>1歳未満 (生後5か月以上8か月未満)</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ヒブ感染症</td> <td rowspan="2">生後2か月以上5歳未満</td> <td>初回接種開始時に生後2か月以上7か月未満の場合</td> <td>(初回)3回 (追加)1回</td> </tr> <tr> <td>初回接種開始時に生後7か月以上1歳未満の場合</td> <td>(初回)2回 (追加)1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生後2か月以上5歳未満</td> <td>初回接種開始時に1歳以上5歳未満の場合</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>初回接種開始時に生後2か月以上7か月未満の場合</td> <td>(初回)3回 (追加)1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">肺炎球菌感染症</td> <td rowspan="2">生後2か月以上5歳未満</td> <td>初回接種開始時に生後7か月以上1歳未満の場合</td> <td>(初回)2回 (追加)1回</td> </tr> <tr> <td>初回接種開始時に1歳以上2歳未満の場合</td> <td>(初回)1回 (追加)1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生後2か月以上5歳未満</td> <td>初回接種開始時に2歳以上5歳未満の場合</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>生後3か月以上7歳6か月未満 (1期初回は、生後3か月以上1歳未満)</td> <td>(1期初回)3回 (1期追加)1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水痘</td> <td>1歳以上3歳未満 (1回目は1歳以上1歳3か月未満)</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1歳以上2歳未満</td> <td>(1期)1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">麻疹 風疹</td> <td>平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ (小学校就学前の1年間)</td> <td>(2期)1回</td> </tr> <tr> <td>生後6か月以上7歳6か月未満 (初回は、3歳以上4歳未満) (追加は、4歳以上5歳未満)</td> <td>1期 (初回)2回 (追加)1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日本脳炎</td> <td>9歳以上13歳未満 (9歳以上10歳未満)</td> <td>2期 1回</td> </tr> <tr> <td>特例1 平成17年4月2日～平成18年4月1日に生まれた20歳未満で第1・2期未接種の方</td> <td>1・2期 未接種分</td> </tr> <tr> <td>特例2 平成19年4月2日～平成21年10月1日に生まれた9歳以上13歳未満で第1期分未接種の方</td> <td>1期 未接種分</td> </tr> <tr> <td>2種混合 ジフテリア 破傷風</td> <td>11歳以上13歳未満 (11歳以上12歳未満)</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	対象疾病 (ワクチン)	接種対象年齢 (○内は標準的な接種年齢)	回数	B型肝炎	1歳未満 (生後2か月以上9か月未満)	3回	BCG(結核)	1歳未満 (生後5か月以上8か月未満)	1回	ヒブ感染症	生後2か月以上5歳未満	初回接種開始時に生後2か月以上7か月未満の場合	(初回)3回 (追加)1回	初回接種開始時に生後7か月以上1歳未満の場合	(初回)2回 (追加)1回	生後2か月以上5歳未満	初回接種開始時に1歳以上5歳未満の場合	1回	初回接種開始時に生後2か月以上7か月未満の場合	(初回)3回 (追加)1回	肺炎球菌感染症	生後2か月以上5歳未満	初回接種開始時に生後7か月以上1歳未満の場合	(初回)2回 (追加)1回	初回接種開始時に1歳以上2歳未満の場合	(初回)1回 (追加)1回	生後2か月以上5歳未満	初回接種開始時に2歳以上5歳未満の場合	1回	生後3か月以上7歳6か月未満 (1期初回は、生後3か月以上1歳未満)	(1期初回)3回 (1期追加)1回	水痘	1歳以上3歳未満 (1回目は1歳以上1歳3か月未満)	2回	1歳以上2歳未満	(1期)1回	麻疹 風疹	平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ (小学校就学前の1年間)	(2期)1回	生後6か月以上7歳6か月未満 (初回は、3歳以上4歳未満) (追加は、4歳以上5歳未満)	1期 (初回)2回 (追加)1回	日本脳炎	9歳以上13歳未満 (9歳以上10歳未満)	2期 1回	特例1 平成17年4月2日～平成18年4月1日に生まれた20歳未満で第1・2期未接種の方	1・2期 未接種分	特例2 平成19年4月2日～平成21年10月1日に生まれた9歳以上13歳未満で第1期分未接種の方	1期 未接種分	2種混合 ジフテリア 破傷風	11歳以上13歳未満 (11歳以上12歳未満)	1回
対象疾病 (ワクチン)	接種対象年齢 (○内は標準的な接種年齢)	回数																																																				
B型肝炎	1歳未満 (生後2か月以上9か月未満)	3回																																																				
BCG(結核)	1歳未満 (生後5か月以上8か月未満)	1回																																																				
ヒブ感染症	生後2か月以上5歳未満	初回接種開始時に生後2か月以上7か月未満の場合	(初回)3回 (追加)1回																																																			
		初回接種開始時に生後7か月以上1歳未満の場合	(初回)2回 (追加)1回																																																			
	生後2か月以上5歳未満	初回接種開始時に1歳以上5歳未満の場合	1回																																																			
		初回接種開始時に生後2か月以上7か月未満の場合	(初回)3回 (追加)1回																																																			
肺炎球菌感染症	生後2か月以上5歳未満	初回接種開始時に生後7か月以上1歳未満の場合	(初回)2回 (追加)1回																																																			
		初回接種開始時に1歳以上2歳未満の場合	(初回)1回 (追加)1回																																																			
	生後2か月以上5歳未満	初回接種開始時に2歳以上5歳未満の場合	1回																																																			
		生後3か月以上7歳6か月未満 (1期初回は、生後3か月以上1歳未満)	(1期初回)3回 (1期追加)1回																																																			
水痘	1歳以上3歳未満 (1回目は1歳以上1歳3か月未満)	2回																																																				
	1歳以上2歳未満	(1期)1回																																																				
麻疹 風疹	平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ (小学校就学前の1年間)	(2期)1回																																																				
	生後6か月以上7歳6か月未満 (初回は、3歳以上4歳未満) (追加は、4歳以上5歳未満)	1期 (初回)2回 (追加)1回																																																				
日本脳炎	9歳以上13歳未満 (9歳以上10歳未満)	2期 1回																																																				
	特例1 平成17年4月2日～平成18年4月1日に生まれた20歳未満で第1・2期未接種の方	1・2期 未接種分																																																				
	特例2 平成19年4月2日～平成21年10月1日に生まれた9歳以上13歳未満で第1期分未接種の方	1期 未接種分																																																				
2種混合 ジフテリア 破傷風	11歳以上13歳未満 (11歳以上12歳未満)	1回																																																				

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿児島市	移住体験	移住体験ツアー	<p>★ 本市への移住を検討している方を対象に移住体験ツアーを実施します。</p> <p>(1)見学・体験メニュー(例) 公共・商業施設や不動産物件、就労支援機関等の見学・紹介のほか、買い物や市電・桜島フェリー体験、先輩移住者との懇談など</p> <p>(2)参加対象者 県外に在住し、本市への移住を検討している方</p> <p>(3)行程期間及び実施回数(予定) 2泊3日×2回(郊外コース:8月、市街地コース:10月)</p> <p>(4)参加定員 各コース 21人(7世帯×3人)</p>
鹿児島市	移住体験	グリーン・ツーリズム推進事業	<p>★ グリーンファームでのさまざまな体験のほか、グリーン・ツーリズムの実践者による体験・取組があります。</p> <p>①グリーンファーム(鹿児島市観光農業公園(喜入一倉町5809-97)) 農業・自然・調理・環境に関する体験のほか、農産物直売所、農園レストラン、滞在型市民農園などがあります。</p> <p>②農業体験(田植え・稲刈り体験等) 八重の棚田での農業体験(鹿児島市郡山町) 等</p> <p>③観光農園での収穫体験 吉原果樹園(鹿児島市東桜島町)・・・桜島みかん、びわの収穫体験 川路ぶどう園(鹿児島市犬迫町・小野町)・・・ぶどう狩り 上村みかん園(鹿児島市中山町)、新保果樹園(鹿児島市五ヶ別府町)、鬼塚望岳園(鹿児島市五ヶ別府町)・・・みかん狩り</p> <p>④調理・加工体験 手打ちそば工房国清(鹿児島市四元町)・・・そば打ち体験 鹿児島市茶手もみ保存会(鹿児島市松元地域)・・・茶手もみ体験 稲音館(鹿児島市下田町)・・・ピザつくり体験等</p> <p>⑤自然体験 よしだ自遊の森(鹿児島市本名町)・・・自然散策、クラフト体験など NPO法人桜島ミュージアム・・・足湯堀体験、桜島火山ガイドウォークなど もりはやし倶楽部(鹿児島市春山町)・・・森の観察会、焼き出し体験など</p> <p>⑥農産物直売所 輝楽里よしだ館(鹿児島市本城町)、火の島めぐみ館(鹿児島市桜島横山町)、まつもとフレッシュ館お茶畑(鹿児島市春山町(鹿児島市都市農村交流センターお茶の里内))、さいれの杜(鹿児島市喜入一倉町(グリーンファーム内))、八重の里(鹿児島市花尾町) 等</p> <p>詳しくは、かごしま市のグリーン・ツーリズムホームページ(http://kago-greent.jp/)をご覧ください。</p>
鹿児島市	移住体験	農家民宿	<p>★ 鹿児島市内の農村地域にある農家民宿に泊まり、田舎暮らしを体験することができます。</p> <p>本市の農家民宿の状況(令和2年4月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松元地域4軒 ・吉田地域1軒 ・伊敷地域2軒 ・郡山地域1軒 ・喜入地域1軒 <p>合計9軒</p> <p>詳しくは、かごしま市のグリーン・ツーリズムホームページの農家民宿ページ(http://kago-greent.jp/category/inn/minshuku)をご覧ください。</p>
鹿児島市	移住体験	鹿児島ぶらりまち歩き	<p>★ 鹿児島の魅力をあたたかいおもてなしの心でご案内。ガイドの「語り」に触れていただけましたら、さらに一味違う鹿児島の旅をお楽しみいただけます。</p> <p>〔概要〕 まち歩きをガイドが引率し、歴史・文化やエピソードなどを紹介しながら観光スポット等を案内します。 お客様のご要望の日時に応じて実施します。(12/29～1/3を除き、平日、祝日・休日は問わず年中無休)</p> <p>〔お申込み方法・注意事項〕 事前予約制ですので、電話・FAX・ホームページ(お申込フォーム)にて、鹿児島まち歩きステーションへお申込みください。(ご質問などございましたらお電話にてお願いいたします。) FAX、ホームページからのお申込みは前々日まで、お電話でのお申込みは前日17時まで受け付けます。 参加料・・・大人(高校生以上) 500円※大人1名のみでの催行は1,000円 小人(小・中学生) 100円</p> <p>〔問い合わせ先〕 鹿児島まち歩き観光ステーション(https://www.kagoshima-yokanavi.jp/spot/10189) 電話・・・099-208-4701 FAX・・・099-208-4703</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿児島市	移住体験	かごしま“自分ごと”発見・体験講座	<p>★ 鹿児島市では、地域づくりに関心のある首都圏の若者を対象に、鹿児島市の魅力や地域課題を知り、学び、体験する講座を開催します。</p> <p>1 対象者 地域づくりに関心のある首都圏の若者(20～40代)</p> <p>2 実施時期 令和2年8月～令和3年3月</p>
鹿児島市	その他	ウェルカムチケット	<p>★ 新たに鹿児島市に移住された方に、1日も早く、平川動物公園をはじめとする市内の各公共施設を知っていただくため、利用優待券を各家族1枚配布します。</p> <p>対象施設…平川動物公園、桜島マグマ温泉、鹿児島市立美術館、維新ふるさと館、旧鹿児島紡績所技師館(異人館)、いおワールドかごしま水族館 など</p> <p>※チケットの有効期限は、住民異動の際の受付スタンプの日付から6ヶ月後の月の末日です。 (例)R1.5.15の受付印 ⇒ R1.11.30まで有効</p>
鹿児島市	その他	コミュニティサイクル「かごりん」	<p>★ 鹿児島市コミュニティサイクル「かごりん」は、中心市街地にある観光スポットや駅・バス停・電停の近くや商業施設など24カ所に設置したサイクルポートで、どこでも簡単に自転車を貸出・返却することができます。年中無休で24時間利用でき、貸出場所と違うサイクルポートに返却することができますので、とっても便利です。 「かごりん」に乗って、実際にまちをめぐりながら、鹿児島市を肌で感じてください。</p> <p>・かごりんの概要</p> <p>1 貸出方法 ①サイクルポートの端末機に携帯電話番号と氏名を入力 ②携帯電話に届くパスワードを入力すると、自転車のロックがはずれて、利用できます。 ※携帯電話をお持ちでない方も、クレジットカードによる「時間貸」や、専用ICカード(下記のかごりんサポート窓口にて発行)で利用できます。</p> <p>2 返却方法 ポートの空いているラックに自転車の前輪を押し込んでください。前輪が自動でロックされます。</p> <p>3 利用料金 利用料金＝①登録料＋②利用料 ・1日会員 ①200円/日 ②会員期間なら何回利用しても30分以内は無料。30分を超えると30分ごとに100円。 ・1か月会員 ①1,000円/月 ②1日会員と同じ ・時間貸 30分ごとに200円 ※時間貸は携帯電話による登録が不要で、クレジットカードを端末機に通すだけで、すぐに利用可</p> <p>4 支払方法 クレジットカード、現金(100円玉のみ)、または、一部のポートでは電子マネー(nanaco、WAON)も可 ※利用料発生の場合は、端末機画面の「精算」ボタンを押し、画面指示に従って利用料金を精算</p> <p>5 ホームページ・窓口 かごりんホームページ(https://www.kys-cycle.jp/kagorin/) かごりんサポート窓口 JTB鹿児島支店</p> <p>6 問合せ先(24時間対応) かごりんサポートセンター 0120-992-599</p>
鹿児島市	その他	スマートフォンアプリ「マチイロ」による広報紙の自動配信	<p>★ スマートフォンなどの携帯端末で全国の広報紙が読めるアプリ「マチイロ」で、広報紙「かごしま市民のひろば」の配信を行っています。 登録すると、毎月発行日にお知らせ通知(プッシュ通知)が届き、市政に関するタイムリーな情報や旬のイベント、鹿児島市の多彩な魅力などを知ることができます。また、気になる記事はスマホ内に簡単にスクラップ保存ができます。ぜひ、ご登録ください。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿児島市	その他	「生涯活躍のまち」形成支援事業	<p>★ 鹿児島市では、中高年齢等を対象に、主に大都市圏から本市への移住を促進し、移住者が地域社会に溶け込みながら、生涯を通して生き生きと輝くことができる「コミュニティ」形成の実現等を目指すことをコンセプトとした、鹿児島市「生涯活躍のまち」構想・基本計画に基づき、「生涯活躍のまち」形成に取り組む事業主体を募集・選定するとともに、事業主体に対する支援を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体(平成29年度決定) 共同企業体(医療法人参天会、社会福祉法人喜入会) 2 実施地域 喜入地域 3 計画期間 平成30年度～令和3年度 4 取組の概要 (1) 温暖な気候や錦江湾・温泉といった地域特性、アウトドア活動や健康づくり活動が充実している喜入地域の長所を生かした「都会では経験できない豊かな日常」の提供 (2) 医療・介護が必要な時に受けられる地域包括ケアによる「生涯安心の場」の提供 (3) 鹿児島国際大学との連携による多世代交流と「生涯学習の場」の提供 (4) 既存施設の利活用や空家リノベーションの展開による多様な居住空間の提供
鹿児島市	その他	光ブロードバンド整備促進事業	<p>★ 鹿児島市では、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者が光ブロードバンドを整備する場合に、事業費の一部を助成し、通信環境の地域間格差の解消を図っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 整備地域 令和元年度 郡山地域の一部(東俣町、花尾町、川田町など) 伊敷地域の一部(犬迫町、小山田町、皆与志町など) 桜島地域全域 令和2年度 吉田地域の一部(西佐多町、東佐多町、本城町、本名町、宮之浦町など) 喜入地域の一部(瀬々串町、生見町、一倉町、前之浜町など) 錫山地域(下福元町) 2 計画期間 令和元年度～令和2年度
鹿児島市	その他	地域活動支援センター事業・障害者相談支援等事業(地域活動支援センターI型)	<p>★ 障害のある方やそのご家族を対象に、精神保健福祉士等の専門職が、助言や各種福祉サービスなどの利用援助等を行い、障害者の地域における生活を支援しています。電話、来所、訪問等による相談を行っています。</p> <p>【委託先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かけはし ・ひだまり ・ソーパハウス ・サポートやすらぎ ・クリンカハウス
鹿児島市	その他	定期予防接種事業	<p>★ 各種の細菌・ウイルスによる感染症の発生及びまん延を予防するために、予防接種を委託医療機関で実施しています。</p>
鹿児島市	その他	風しん予防対策事業	<p>★ 風しんの抗体保有率の低い世代の男性を対象に、抗体検査を無料で実施しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性 2 助成額 無料(全額公費負担) 3 実施場所 委託医療機関
鹿児島市	その他	定期予防接種事業	<p>★ 風しんの抗体保有率の低い世代の男性を対象に、抗体検査を無料で実施し、抗体価が十分でないと判断された方を対象に予防接種を無料で実施しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性で、抗体検査の結果、抗体価が十分でない と判断された方 2 助成額 無料(全額公費負担) 3 実施場所 委託医療機関

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等						
鹿屋市	住宅	空き家バンク制度(関連補助制度)	<p>★ 鹿屋市空き家等バンクにより、市外からの移住希望者に対して空き家等情報を提供します。また、空き家等バンクに登録された物件を改修する場合などに、その費用を助成します。</p> <p>①家具等処分支援補助 ・空き家等バンク登録物件について、空き家内の家財道具等の処理費用について助成します。(補助率3分の2 補助限度額5万円)</p> <p>②改修費補助 ・空き家等バンク登録物件について、賃貸借契約が成立し当該物件を改修する場合、改修費用について助成します。(補助率2分の1 補助限度額50万円・・・業者の場合) (補助率2分の1 補助限度額30万円・・・DIYの場合)</p> <p>③引越し費用補助</p>						
鹿屋市	住宅	かのや暮らし就業活動等助成金	<p>★ 鹿屋市への移住を目的として住居又は仕事を探す活動等を行う方に対して、助成金を交付します。</p> <p>○対象者基準 ・鹿屋市が指定する居住体験住宅に滞在し、本市への移住を目的として以下の活動を行う方 ①市内で住居又は仕事を探す活動 ②市内の地域情報を収集する活動</p> <p>○助成額等 ・居住体験住宅利用料→1人当たり1泊1,000円とし、14泊分を限度とする。 ・レンタカー賃借料→賃借料の2分の1以内とし、25,000円を限度とする。</p>						
鹿屋市	住宅	定住促進住宅用地貸付け及び分譲事業	<p>★ 鹿屋市への定住化促進を図り、地域の活性化を推進するため、定住促進住宅用地の貸付け及び分譲を行います。</p> <p>○対象者基準 ・市外から転入し、定住促進住宅用地に永住しようとする方で、住所を移すことができる方 ・市内に居住する方で、定住促進住宅用地に永住しようとする方 ・年間所得が120万円以上ある方 ・年齢が18歳以上60歳未満である方 ・家族構成が本人を含め2人以上である方 (6ヶ月以内に婚姻予定の方を含みます) ・貸付け及び分譲決定後、2年以内に居住用の住宅建築に着手することが確約できる方</p>						
鹿屋市	移住体験	移住体験ツアー	<p>★ 鹿屋市の「仕事」「住まい」「自然」「生活環境」などを体験できるオーダーメイド型のツアーに参加する方に助成金を交付します。</p> <p>○対象者基準 ・県外在住の20～40歳代女性で、専門(看護師、保育士等)の資格を有している方 (参加者数によっては、資格を有していない方も利用可となる場合あり)</p> <p>○参加費 ・無料(鹿屋市までの交通費は自己負担。参加費は、3人目以降は有料)</p> <p>○助成金 ・専門(看護師、保育士等)の資格を有している単身者、または資格を有している人を含む世帯は、交通費の2分の1を助成。(ただし、上限額を3万円とする。)</p>						
鹿屋市	住宅	小型浄化槽設置整備事業補助金	<p>★ 住宅に小型浄化槽を設置する方に補助金を交付します。</p> <p>1 対象の地域 公共下水道処理区域及び農業集落排水整備事業実施区域以外に住んでいる方</p> <p>2 対象の建物 既存の住宅、既存の併設住宅(住宅部分が2分の1以上であること) 単独浄化槽・汲み取り便槽から合併浄化槽への転換であること</p> <p>3 補助金の額</p> <table border="1"> <tr> <td>5人槽</td> <td>332,000円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>414,000円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>548,000円</td> </tr> </table> <p>※施工業者が市内業者の場合は、 汲み取り便槽からの転換で上記+100,000円 単独浄化槽からの転換で上記+50,000円 ※単独浄化槽からの転換で、単独浄化槽を撤去する場合、さらに撤去費として100,000円を上限に加算 ※単独浄化槽からの転換で、宅内配管費として、100,000円を上限に加算</p>	5人槽	332,000円	7人槽	414,000円	10人槽	548,000円
5人槽	332,000円								
7人槽	414,000円								
10人槽	548,000円								

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿屋市	就農・漁業	新規就農者就農支援事業	<p>★ 鹿屋市に居住または今後、鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者を対象に就農支援資金を助成します。</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者 ・年齢18歳以上50歳未満の者 ・研修終了後直ちに農業に5年以上従事する者 ・市税の滞納がない者 <p>(1)農業研修資金 新規就農者が、市長が適当と認めた生産組織等で行う就農のための農業研修に必要な資金を助成します。</p> <p>○研修期間 原則1年間。ただし、市長が特に認める場合は研修期間を延長可。</p> <p>○助成額 単身での研修:月額15万円以内、夫婦での研修:月額20万円以内 ※ただし、国の農業次世代人材投資資金(準備型)の給付要件を満たす者は、原則としてその手続きを行うこと。</p> <p>(2)就農開始資金 新規就農者が、(1)の研修後就農するために必要な経費を助成します。</p> <p>○就農開始資金 50万円(就農開始時1回限り)</p>
鹿屋市	就農・漁業	かのや農援隊 無料職業紹介所	<p>★ 農家の求人情報(アルバイト含む)をSNS等で公開し、農業に関心のある市内外の求職者とのマッチング(雇用契約を締結)を支援します。</p> <p>(1)対象者及び職種の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○求職者は、鹿屋市内に居住する者及び居住を予定している者並びに鹿屋市内に就職を希望する者であること ○求人者は市内農家であること ○求人及び求職の職種が農業であり、就業場所が鹿屋市内であること <p>(2)設置場所 鹿屋市役所 農林商工部 農林水産課内</p> <p>(3)開設時間 午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝・年末年始を除く)</p> <p>(4)手数料 無料</p>
鹿屋市	就農・漁業	鹿屋市農業未来バンク	<p>★ 既に離農又は近い将来離農を予定している市内農業者が所有する農業用遊休資産情報をSNS等で公開し、新規農業参入者や規模拡大を考えている農業者等への資産継承を支援します。</p> <p>(1)取扱資産の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農業用遊休資産 既に使用されなくなった、又は今後、使用されなくなると見込まれる畜舎、ハウス、農業用機械、農業用設備等 ②遊休農地 既に使用されなくなった、又は今後、使用されなくなると見込まれる畜舎、ハウス、農業用設備等が立地している土地 <p>(2)登録期間 登録の日から3年を経過する日の属する年度の末日まで</p> <p>(3)交渉及び売買の手続き 農業未来バンクは情報の紹介や必要な連絡調整は行うが、遊休資産等の登録者と利用希望者間の売買等に関する交渉及び契約に関する仲介行為は行わない。</p>
鹿屋市	就農・漁業	農業後継者就農支援事業	<p>★ 耕種の農業後継者(U・Iターン者を含む)が経営面積の拡大や省力化に取り組む際に必要となる農業用機械や施設の導入に要する経費の一部を支援します。</p> <p>(1)対象者</p> <p>下記①～⑦の全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①鹿屋市内に居住している方 ②下記のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・親(3親頭以内の家族含む)の経営を継承した方 ・親の経営を継承すべく親元で農業に従事している方 ③親から農業経営を継承する場合は、継承時の年齢が50歳以下である方 ④家族経営協定を事前申請前までに締結している方 ⑤農業次世代人材投資資金を受給していない方 ⑥市税の滞納のない方 ⑦U・Iターン者の場合は、住民票を鹿屋市に移す前に、1年以上市外に住民票を有し、令和2年4月以降に転入した者であって、転入後、鹿屋市内で5年以上農業に従事することを確約した方(新規学卒者を除く) <p>(2)補助率 補助対象経費の10分の3以内(限度額200万円) ※但し、U・Iターン者の後継者は、補助対象経費の2分の1以内(限度額200万円)</p> <p>(3)補助対象経費 農地の規模拡大や作業の省力化、新規品目の作付等を行う際に必要となる農業用の機械や施設(事業費が50万円以上のもの)</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿屋市	就農・漁業	畜産担い手定着促進事業	<p>★ 鹿屋市に居住または今後、鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者を対象に、就農支援資金を助成します。</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢18歳以上50歳未満で就農意欲が高いと市長が認める者 ・研修終了後直ちに農業に5年以上従事する者 <p>(1) 農業研修資金 新規就農者が、市長が適当と認めた生産組織等で行う就農のための農業研修に必要な資金を助成します。</p> <p>○研修期間 原則2年間。ただし、市長が特に認める場合は研修期間を延長可。</p> <p>○助成額 単身者：月額15万円以内、夫婦世帯：月額20万円以内</p> <p>(2) 就農開始資金 新規就農者が、(1)の研修を終了後1年以内に就農するために必要な経費を助成します。</p> <p>○助成額 100万円以内</p>
鹿屋市	就業	合同就職説明会の開催	<p>★ ホームページやパンフレットでは得られない地元企業の情報等を知る機会を創出し、地元企業への雇用促進と市内定住人口の増加を図るため、合同企業説明会を開催しています。</p> <p>○対象者 市内就職を希望する方(Uターン希望者、一般求職者、大学生等、高校生)</p> <p>○出展企業 市内企業</p> <p>○内容 ・市内企業と市内就職希望者の雇用のマッチング ・市内企業の情報発信及び自社PR ・ハローワークの就職相談 ・模擬面接</p>
鹿屋市	就業	インターンシップ促進補助金	<p>★ 地元企業の雇用促進と地元就職希望者の活動支援のため、市内企業にインターンシップを行った学生を対象に、インターンシップに要した経費の一部を助成します。(鹿屋市インターンシップ促進補助金)</p> <p>○対象者 市外居住の学生(大学生、短大生、専門学校生等)</p> <p>○補助対象経費 交通費(タクシーを除く)、宿泊費(市内の宿泊施設に限る)、交通費・宿泊費に係る手数料</p> <p>○補助率 上記経費にかかった費用の2分の1とし、5万円が上限。</p>
鹿屋市	起業	インキュベータ室の提供・入居者支援	<p>★ 新たに起業を目指している方や、新事業への進出を目指す方等に対して、その立上げ拠点(オフィス)として鹿屋市産業支援センター内にあるインキュベータ室を提供します。</p> <p>インキュベータ室概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 室数・面積(2室・約33㎡) ※入居状況要確認 2 入居期間(原則2年以内) 3 使用料(約22,000円～23,000円/月) ※毎年度見直し有り 4 共益費(1,000円/月) 5 入居資格等 <ol style="list-style-type: none"> ①新たに起業を目指している方 ②新たな事業や分野への進出又は研究開発に取り組もうとする事業者等 <p>※入居申込者の現住所は市内外を問いません。</p> <p>6 入居申請(提出書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①インキュベータ室入居申込書 ②企業概要書(個人の場合は、履歴書及び業務履歴書)、事業計画書など <p>7 入居審査</p> <ol style="list-style-type: none"> ①一次審査(書類審査) ②二次審査(審査委員会での事業計画等のプレゼンテーション)
鹿屋市	出産・育児	ファミリー・サポート・センター事業	<p>★ 地域において育児又は家事の援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織化し、会員同士が育児等に関する相互援助活動を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象児童 原則小学生以下(障がいのある子どもにあつては18歳まで) 2 利用料金 月～金曜日(午前7時～午後7時)1時間600円 ※祝日・年末年始を除く 上記以外 1時間700円 3 登録要件 利用会員：市内在住または勤務の方で、原則として小学生(障がいのある子どもにあつては18歳)までの子どもがいる方 サポート会員：市内在住の方で、心身ともに健康で子育て支援に意欲のある20歳以上の方、自宅で預かれる方 <p>※登録するにあたって、講習を受講する必要があります。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿屋市	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	<p>★ 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に、割引や独自の優待サービスなどを提供しています。</p> <p>1 交付対象者 鹿屋市内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯</p> <p>2 割引や助成内容 (例) 飲食店 ジュース1杯サービスなど ショッピング ポイントカード2倍など</p> <p>※協賛店によって内容が異なります。 協賛店の一覧については、市ホームページに掲載しています。 http://www.e-kanoya.net/htmbox/kosodate/passport.html</p>
鹿屋市	出産・育児	つどいの広場事業	<p>★ 0歳児から3歳児未満の児童とその保護者が気軽に集い、一緒に遊びながら交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てアドバイザーによる子育てに関する悩みについて相談を受けています。</p> <p>1 対象者 鹿屋市内に在住する0歳児から3歳児未満の児童とその保護者</p> <p>2 利用料金 無料</p> <p>3 開設日時 月～金曜日 午前10時～午後4時</p> <p>4 場所 東地区学習センター内 つどいの広場「ひよこ」 串良ふれあいセンター内 つどいの広場「ふれあい」 西原地区学習センター内 つどいの広場「ひまわり」 田崎地区学習センター内 つどいの広場「バンビ」 かのやりナシティ内 つどいの広場「りな」</p>
鹿屋市	出産・育児	放課後児童クラブ	<p>★ 放課後に、小学校1年生から6年生までの児童を保育所などの施設を利用して、仕事をしている保護者の帰宅まで保育を行います。希望のクラブに直接申込んで利用します。</p>
鹿屋市	出産・育児	不妊治療費助成事業	<p>★ 少子化対策の一環として、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりと経済負担の軽減を図るため、不妊治療をしている夫婦に対し、その不妊治療の一部を助成します。</p> <p>【対象者】 ①～④の要件をすべて満たした方が対象となります。 ①特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であること。 ②夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が、鹿屋市に1年以上住所を有している夫婦であること。 ③夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。 ④市税等を滞納していない夫婦であること。</p> <p>【助成金の額】 特定不妊治療に要した費用(食事代等の直接治療に関係のない費用は除く。)額から県の助成金額を控除した額とします。 助成金は、1年度(申請のあった日の属する年度)当たり10万円を限度に通算5年間助成します。(ただし、他の市町村から既に助成を受けている場合は、その助成年数を通算年数から控除)</p>
鹿屋市	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒が、医療機関において保険証で診察した医療費(外来・入院)の自己負担分を全額助成します。</p> <p>1 対象者 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒 (15歳に達した以後の最初の3月31日まで)</p> <p>2 助成額 自己負担分全額(保険診療分)</p> <p>3 申請方法 ①医療機関において「受給資格者証」の提示及び必要事項の記載 ②市窓口において「領収書及び受給資格者証」の提示及び必要事項の記載</p> <p>4 助成方法 償還払方式となりますので、一旦、医療機関で自己負担分を支払った後、上記手続きに基づき、指定口座に助成金を振り込みます。 ただし、住民税非課税世帯の小学校入学前の子どもは現物給付方式のため、窓口負担は無料となります。</p>
鹿屋市	出産・育児	病児保育事業	<p>★ 保育所等や小学校に就学している児童が病気のため集団保育や通学が困難な状態であり、保護者が勤務や、傷病、冠婚葬祭などの社会的にやむを得ない事由により、家庭での保育が困難な場合に、一時的に児童をお預かりします。</p> <p>1 対象者 生後6か月～小学6年生までの児童</p> <p>2 利用料金 0円～2,000円(1回の利用につき) ※利用料金の額は、世帯内の市県民税額により算定されます。</p> <p>3 利用時間 月～金曜日 午前8時から午後5時50分 土曜日 午前8時から午前11時50分</p> <p>3 利用方法 ・事前に市窓口にて登録申請をして下さい。 ・利用時に実施施設に予約をして下さい。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿屋市	出産・育児	かわいい孫への贈り物事業	★ 鹿屋市在住の乳児に対し、おむつ等(紙おむつ・布おむつ・おむつカバー)購入にかかる費用の一部助成を行います。 1 対象者 鹿屋市在住の乳児(満1歳未満)の保護者 ※鹿屋市へ転入時に、満1歳未満であれば対象となります。 2 助成内容 乳児1人に対して12,000円を上限に助成券を交付します。 3 助成期間 助成の決定を受けた日から1年間 4 利用方法 ・市窓口で助成券の交付申請をして下さい。 ・本事業の登録店舗にて購入の際に使用して下さい。
枕崎市	住宅	移住者住宅確保支援補助金	★ 助成要件を満たす方が行う住宅の新築、新築住宅の購入、中古住宅の購入、自己所有の住宅のリフォームに要する経費に対し補助を行います。 ①新築住宅取得 【基本額】 住宅を新築又は新築住宅(建築してから購入までの期間が2年未満の住宅)を購入した場合 70万円 【加算額】 市内建築業者と工事請負契約をした場合 30万円 ②中古住宅取得 建築してから2年以上経過した中古住宅(土地購入費を除く購入金額が200万円以上の住宅)を購入した場合 50万円 ③住宅改修 自己所有の住宅をリフォームした場合(市内建築業者が行う施工に限る。) 補助率1/2(上限20万円)
枕崎市	住宅	空き家バンク	空き家の有効活用を通して移住・定住等を促進し、地域活性化を図るため、空き家情報の提供を行っています。 【URL】 http://www.city.makurazaki.lg.jp/site/ijyu/7875.html
枕崎市	住宅	浄化槽設置整備補助金制度	★ 生活排水対策に積極的に参加協力していただくために、合併処理浄化槽の設置費用に合併処理浄化槽設置補助金を交付しています。 ・建物の用途 専用住宅 ・補助金の金額 5人槽 332,000円 6～7人槽 414,000円 10人槽 548,000円 単独浄化槽の撤去 90,000円(単独浄化槽を撤去し、合併浄化槽を設置した場合の補助) 宅内配管工事 上限300,000円(流入管、ます及び放流管を設置した場合の補助) ※建築物の建て替えと併せて合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去を行う場合については、宅内配管工事費は対象となりません。
枕崎市	就業	若者定住育成事業	★ 高校生を対象に、枕崎市内及び周辺市における企業訪問及び合同企業説明会を実施します。地元企業への就職者(新卒者等)同士の交流や雇用の定着を図るため、ビジネスマナー研修会やスポーツ交流会を実施します。
枕崎市	就農・漁業	農業次世代人材投資事業(経営開始型)	★ 本市移住者で50歳未満の独立・自営就農する方で、市から認定を受けた認定新規就農者に対して、農業を始めてから経営が確立するまで最長5年間、年間最大150万円の交付金を交付する事業です。
枕崎市	就農・漁業	産業後継者育成奨励金	★ 本市内において漁業及び水産加工業に新たに従事し、1年を通して従事した漁業従事者及び節加工業従事者で、就業時年齢40歳未満の方に交付します。ただし、過去において奨励金の交付を受けた方を除きます。 支給内容 奨励金として10万円を支給します。
枕崎市	就業	チャレンジショップ促進支援事業	★ 株式会社枕崎お魚センター内の空き店舗で新たに事業を実施する者に対し、補助金を交付します。 【交付内容】 交付額:賃借料の額とする。 交付期間:賃貸契約から12か月、ただし市長が必要と認めるときは、最大24か月
枕崎市	就業	商店等新規出店支援事業	★ 市街地において新たに店舗等を出店する者に対し、補助金を交付します。 【交付内容】 交付額:①新店舗及び駐車場に係る賃借料の1/2以内の額、限度額月額30,000円 ②改修費等の1/2以内の額、限度額500,000円 交付期間:①2年間
枕崎市	出産・育児	幼稚園就園助成金交付事業	★ 幼稚園に就園させている2人目の児童から1人につき月額4千円を年2回に分けて支払います。市内に住所を有し幼稚園に2人以上就園させている世帯の世帯主の方が対象となります。
枕崎市	出産・育児	放課後児童クラブ(学童保育)	★ 保護者の就労などにより、放課後の家庭保育が困難な小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を支援します。 開設日原則、毎週月曜日から土曜日まで(日曜日、祝日は原則休みです。)

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
枕崎市	出産・育児	ファミリー・サポート・センター	★ 育児の援助を受けたい方と行いたい方が、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織・有償のボランティア活動を設置・運営しています。
枕崎市	出産・育児	子育て支援パスポート事業	★ 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に、割引や独自の優待サービスなどを提供することで、子育て家庭を応援する仕組みです。 なお、この事業で受けることのできる子育て支援サービスは、協賛いただく企業・店舗の善意により提供されるものです。 対象：鹿児島県内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯
枕崎市	出産・育児	病児・病後児保育	★ 児童が病気あるいは病気の回復期にあるため、保育所等での集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等やむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合に、一時的にお子様を施設でお預かりして、保育を行うものです。 対象：0歳児（生後6か月）から小学校6年生までの児童 （枕崎市に住所を有する児童は、市民税の所得割課税額等に応じて利用料の軽減あり） 利用時間：月曜日から金曜日は午前8時から午後6時まで 土曜日は午前8時から午後1時まで 休所日：日曜日及び祝日 年末年始(12月30日から翌年1月3日)
枕崎市	出産・育児	子ども医療費助成制度	★ 0歳～中学校第3学年修了(15歳に達する最初の3月31日)までの、保険診療分の医療費を全額助成します。 受給資格取得日 出生の方：出生の日から 転入の方：県外から転入は転入日から 県内から転入 1日転入はその日から 2日以降転入は転入の翌月から ※転入の方は前住所地での課税証明書が必要です。 ※診療月から2年を超えると申請できません。
枕崎市	移住体験	移住・交流お試し居住事業	★ 移住を考えている方を対象に、本市での生活を体験するための移住・交流お試し住宅を提供しています。 (利用期間)：1泊～13泊まで(最長2週間) (利用料金)：1泊 2,000円 【URL】 http://www.city.makurazaki.lg.jp/site/ijyu/8231.html
枕崎市	移住体験	移住体験ツアー	★ 移住を考えている方を対象に、本市での生活を体験する機会を提供する移住体験ツアーを実施します。 (参加費用)：無料 ※現地までの交通費、現地での食費は自己負担 【URL】 http://www.city.makurazaki.lg.jp/site/ijyu/11711.html
阿久根市	住宅	空き家改修事業補助金	空き家となっている住宅を、市内の建築業者を利用して住宅、店舗、事務所いずれかに改修する方に補助金を交付します。 1 補助要件(すべてに該当) ・空き家の所有している方(法人を含む。) ・本市の住民基本台帳に登録(法人にあつては、主たる事務所が本市)されている方 ・居住地の自治会に加入される方 ・市税等の滞納がない方 ・空き家の有効活用の事例として市が広く紹介することに同意される方 ・改修工事に係る補助対象経費の合計額が300万円以上であること 2 補助金額 補助対象経費の2/3(上限額200万円) ※市が指定する地域内の空き家を店舗・事務所に改修する場合は、100万円を上限として加算 3 補助対象経費 ・増改築及び間取りの変更(新築及び建替えを除く。) ・台所、浴室、洗面所又は便所の改修 ・給排水、電気、通信又はガス設備の改修 ・壁、床又は天井の改修 ・屋根又は外壁の改修

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
阿久根市	住宅	小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金	<p>★ 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置される方に補助金を交付します。 <u>※工事着工前に申請する必要があります。</u></p> <p>1 補助対象の要件(すべてに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用住宅(居住の用に供する建物又は延べ床面積の1/2以上を居住の用に供する建物で事業活動に伴って生じる汚濁水を排出しない建物)に小型合併処理浄化槽を設置される方 ・設置から1年以内に浄化槽を使用される方 ・市税等の滞納がない方 <p>2 補助金額 5人槽:332,000円 7人槽:414,000円 10人槽:548,000円</p> <p>(1) 小型合併処理浄化槽の設置に伴い、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が生じた場合には、9万円を上限として加算できる。 (2) 単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽への転換に伴い、宅内配管の設置工事に要する費用が生じた場合には、15万円を上限として加算できる。</p>
阿久根市	就農・漁業	次世代人材投資事業	<p>★ 原則45歳未満の新規就農者に対し、経営を始めてから経営が軌道に乗るまで、年間最大150万円を最長5年間給付。</p>
阿久根市	就農・漁業	壮年世代就農給付金	<p>★ 45歳以上55歳未満の新規就農者に対し、年間100万円、最高2年間の給付金を給付し、経営の不安定な就農初期段階の就農者に対して、就農給付金を給付する事業。</p> <p>1 給付対象の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・45歳以上55歳未満の新規就農者 <p><u>※就農計画承認申請書を作成の上、面接・審査会等により給付対象者を決定する。</u></p>
阿久根市	就農・漁業	漁業後継者就業支援事業	<p>阿久根市内に住所を有する40歳未満で、就業5年以内の北さつま漁協の正組合員を対象に、漁業後継者就業支援金を交付し、新たに漁業に就業する青年を将来の漁業の担い手として確保・育成する事業。</p> <p>最長2年、年額150万円</p> <p>就業計画承認申請書等の審査と面接により、交付対象者を決定する。</p>
阿久根市	出産・育児	子ども医療費助成制度	<p>★ 高校卒業までの子どもの保護者に対し、子どもが医療機関等で受診した際に支払う健康保険適用医療費の自己負担額の全額を助成します。 <u>※助成を受けるには事前に申請して、受給資格者証の交付を受ける必要があります。</u></p> <p>1 助成対象の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する高校3年生(18歳)までの子どもの保護者 <p>※医療機関の窓口で一旦医療費をお支払頂き、後日市より支払われます。 ※住民税非課税世帯に属する未就学児の医療費については、医療機関での窓口負担はありません。</p> <p>2 申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる子どもの健康保険証 ・保護者名義の預金通帳 ・印鑑
阿久根市	出産・育児	出生祝い商品券支給事業	<p>★ 子どもの出生を祝福し、その健やかな健康を願い、商工会議所発行の市内各店舗で利用できる共通商品券を支給します。</p> <p>1 支給対象の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産した日から引き続き15日以上、本市の住民基本台帳に記録されている方 ・市税等の滞納がない方 <p>2 支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生児1名につき10万円 <p>3 申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 <p>4 支給方法</p> <p>市の保健師が新生児訪問の際に支給します。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
阿久根市	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	<p>★ 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に、割引や独自の優待サービスなどを提供しています。</p> <p>1 交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる家庭 ・阿久根市に住民登録をしている世帯 <p>2 割引や助成内容</p> <p>(例) 飲食店 ソフトドリンク1杯サービスなど ショッピング 割引サービスなど</p> <p>※協賛店によって内容が異なります。 協賛店の一覧については、市ホームページに掲載しています。 http://www.city.akune.kagoshima.jp/</p>
出水市	住宅	定住促進事業(住宅取得補助金)	<p>★ 令和7年3月31日までに、市外から出水市に転入され、定住を目的とした住宅を取得された方に、3年間補助金を交付します。</p> <p>1 補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の要件のいずれにも該当する者 ・住宅取得補助金申請基準日において、転入をした日から5年を超えない者(1年以内の再転入を除く) ・住宅取得補助金申請基準日において、新築又は新規購入をした日から5年を超えない者(工事費又は購入費が300万円以上のもの。また、住宅が共有名義である場合は、申請者の持分相当額が300万円以上のもの。) ・市税等の滞納がない者 ・自治会に加入している者 <p>2 補助金額</p> <p>3年間で現金、商品券合わせて30万円(さらに子育て(中学生以下)世帯加算10万円×3年間、いきいき自治会加算10万円×3年間、親元近居加算10万円×1年間)</p> <p>※ 住宅取得補助金申請基準日(住宅取得日又は転入日のうちいずれか遅い日)から6か月以内に申請する必要があります。</p>
出水市	住宅	いきいき自治会定住支援事業	<p>★ 補助対象自治会に市外から転入、市内から転居される方又は当該自治会内の住宅を新築、増改築、大規模改修される方に補助金を交付します。</p> <p>※「いきいき自治会」とは、出水市住民基本台帳に登録された自治会加入人口で、65歳以上が5割以上かつ加入世帯が概ね30世帯以内で構成された自治会の総称です。平成31年度の指定自治会は43自治会あります。</p> <p>1 定住補助</p> <p>いきいき自治会に市外から転入、市内から転居された方に5年間で最高60万円を交付します。さらに、転入・転居世帯内に18歳未満の子がいる場合は、1人につき10万円(初年度のみ)を交付します。</p> <p>2 住宅補助</p> <p>いきいき自治会内の住宅を新築、増改築、大規模改修された方に、30万円の補助金を交付します。(1回のみ)(工事費100万円以上)</p>
出水市	住宅	小型合併処理浄化槽整備事業補助事業	<p>★ 美しい川や海の環境を保全し、市民の健康と快適な生活環境を確保するために建物から排出される家庭雑排水(台所、風呂、洗濯等)と、し尿を併せて処理する浄化槽(合併処理)を設置する場合に補助金を交付します。</p> <p>※補助対象は、専用住宅となります。</p> <p>1 対象区域</p> <p>公共下水道計画区域、農業集落排水整備計画区域を除く市内全域。</p> <p>2 受付期間</p> <p>平成31年4月3日(火)から令和2年1月31日(金)まで ただし、期間内であっても予算額に達した時点で受付を終了します。</p> <p>3 補助限度額及び交付予定、申請基数</p> <p>○補助金額 5人槽432,000円、7人槽514,000円、10人槽648,000円・・・市内業者施工の場合 5人槽332,000円、7人槽414,000円、10人槽548,000円・・・市外業者施工の場合 ※単独浄化槽を撤去する場合は、上記金額に90,000円加算</p> <p>○交付予定基数 5人槽・・・60基、7人槽・・・13基、10人槽・・・2基</p>
出水市	起業	中小企業振興資金制度	<p>★ 中小企業者の事業に必要な資金を融資し、本市中小企業の振興を図ります。</p> <p>1 融資額</p> <ul style="list-style-type: none"> 小口資金 500万円以内 経営安定特別資金 3,000万円以内 <p>2 据置期間 1年以内</p> <p>3 融資利率 2.3%</p> <p>4 利子補給 1.15%</p> <p>5 信用保証料補給 県信用保証協会の保証料の2分の1以内を補給</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
出水市	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 高校3年生までを対象に、医療機関の窓口で支払う一部負担金を全額助成します。 1 対象者：高校卒業までの乳幼児・児童・生徒 2 助成額：一部負担金全額 3 助成方法：自動償還払い(H30.10～ 非課税世帯の未就学児に限り現物給付方式)
出水市	出産・育児	ツルの里子宝お祝い金支給事業	★ 本市に引き続き1年以上住所を有する者で、第3子以上を出産し、養育する者(現に養育する者を含む。)にお祝い金を支給します。 ○第3子以上1人につき 小学校就学時10万円(H34年度まで(H28.4.1までに出生した者))
出水市	出産・育児	放課後児童クラブ	★ 就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、学校の空き教室等を利用して適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図るものです。 1 開設箇所 市内12箇所 2 開設時間 授業のある日・・・下校時から午後6時まで 授業のない日(夏休み、冬休み等)・・・午前8時から午後6時まで 3 会費(月額) 世帯の所得状況等により決定します。※減額等あり 通年利用 月～金3,400円、月～土4,900円 8月 月～金7,200円、月～土8,700円 夏季休業日のみ 月～金10,000円、月～土11,900円
出水市	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	★ 子育てを地域全体で支援することを目的に、「かごしま子育て支援パスポート事業」を行っています。子育て家庭に交付されたパスポートを架け橋に、協賛店舗等の協力のもと、子育てを温かく応援する地域づくりを進めています。 1 パスポートの交付対象者 妊娠中の方及び満18歳未満の子どもがいる世帯(本市の住民基本台帳登録者) 2 支援内容 パスポートをステッカーの貼ってある市内54の協賛店舗等で提示すると、協賛店舗等の善意により、子育て支援サービスを受けることができます。
出水市	出産・育児	ファミリーサポートセンター事業	★ ファミリーサポートセンターは、子育ての援助を受けたい方(おねがい会員)と、援助を行いたい方(まかせて会員)の会員組織です。 ○「まかせて会員」になれる方 ・出水市内にお住まいの20歳以上の方 ・心身ともに健康で子育て支援に意欲のある方 ・センターが実施する養成講習会を受講された方 ○「おねがい会員」になれる方 ・出水市内に居住又は市内の事業所に勤務する方 ・乳幼児、又は小学生の保護者 1 センターの開所日時 土日、祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時まで 2 料金 ・月曜日～金曜日(祝日及び年末年始を除く)午前7時～午後7時 一般・・・1時間まで600円、1時間を超える30分ごと300円 軽度の病児・・・1時間まで700円、1時間を超える30分ごと350円 ・上記以外 一般・・・1時間まで700円、1時間を超える30分ごと350円

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
出水市	出産・育児	特定不妊治療費等助成事業	<p>★ 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、不妊に悩む夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図るため、不妊治療を受けた夫婦に対して、治療費の一部を助成します。</p> <p>1 助成対象者 助成を受けることができる夫婦は、次の要件を充たすものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしていること ・夫又は妻のいずれか一方もしくは両方が、出水市に1年以上住所を有していること ・助成金の交付申請時において市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。 <p>2 対象となる治療等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療(夫婦間で行う医療保険が適用されない体外受精・顕微受精) (※卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除く。) (※都道府県知事、政令市又は中核市の長の指定している医療機関で行われた治療に限る。) ・一般不妊治療(一般不妊治療とは、タイミング療法、薬物治療、手術療法等医療保険各法の適用となる不妊治療並びに医療保険各法の適用外治療のうち体外受精及び顕微受精を除く不妊治療をいう。) ・男性不妊治療(男性不妊治療とは、医療保険各法の適用となる男性不妊治療並びに医療保険各法の適用外治療の検査、薬物治療及び手術療法をいう。ただし、特定不妊治療に至る過程の一環として行った、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を除く。) ・不育治療(不育治療とは、生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関において、当該専門医により不育症と診断され、行う治療をいう。) <p>3 助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療:1回の治療につき10万円を限度とし、通算6回助成 (※ただし、他の市町村から既に助成を受けている場合には、本市から助成を受けたものとみなします。) ・一般不妊・男性不妊治療に保険診療費を含む年度5万円を上限とする。ただし、治療開始した月の1日から連続した2年間に限りです。 ・不育治療に1妊娠あたり10万円を限度に助成金を給付する。 <p>4 申請期間治療が終了した日から1年以内</p>
出水市	出産・育児	妊産婦・子育て応援券交付事業	<p>★ 子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境の整備を図るため、出水市内に住所を有する妊婦又は乳幼児(2歳未満)の保護者に対して、助産師による保健サービスや保育・育児等支援サービス、妊産婦等送迎サービスを利用できる応援券40枚(1枚500円)を交付する。応援券の使用期限は、児が2歳になる月の末日まで。</p>
出水市	出産・育児	妊婦歯科検診事業	<p>★ 妊娠中の歯科検診でむし歯や歯周疾患を発見し、早産や低出生体重児のリスクをなくし母体や胎児の健康を守り、さらに口腔衛生の意識を高め、母親と子どもの口腔管理へとつなげるために、市内に住所を有する妊婦に、妊娠期間中に1回市内協力医歯科医院で検診を受けられる無料妊婦歯科検診受診票を妊娠届出時に配布。</p>
出水市	出産・育児	産後ケア事業	<p>★ 出産後に身近に世話をしてくれる人が居なかったり、産後の体調や育児に不安のある母子が助産所等に入所または通所して、保健指導や育児指導などを受けた場合にかかる費用の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料1日あたり、一般世帯65%、非課税世帯85%、生活保護世帯90%(助成の限度有り)を助成します。 ・原則7日以内で最大延長14日まで延長できます。 ・対象は、生後4か月未満の母子です。 ・利用できる施設は、出水市と委託契約を締結した医療機関・助産院となります。
出水市	出産・育児	にこやか赤ちゃん応援券交付事業	<p>★ 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、市内で安心して子育てができる環境づくりのため「にこやか赤ちゃん応援券」を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にこやか赤ちゃん応援券は、市内の協力店で「おむつ」や「粉ミルク」等を購入時に利用できます。 ・出生時及び1歳到達時に、にこやか赤ちゃん応援券1,000円分を10枚ずつ交付します。(ただし、平成28年4月2日以降に出生した第3子以後については、50枚ずつ交付します) ・申請及び購入時に、乳児と保護者がともに本市に住所を有する方が対象となります。 ・平成27年4月1日以降生まれた乳児が対象となります。 ・交付を受けるには申請が必要です。
出水市	出産・育児	チャイルドシート無料貸出し	<p>★ 出産時や盆・正月休みの帰省時など臨時的に必要な場合に、チャイルドシートの短期間無料貸出しを行っています。</p> <p>1 貸出対象者 市内に居住する者及び帰省等の理由により一時的に市内に滞在する者</p> <p>2 貸出期間 最長3か月(クリーニング期間を含む)</p> <p>3 貸出回数 1世帯に1台</p> <p>4 チャイルドシートの種類・対象年齢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児用 0ヶ月から3歳頃まで(体重:2.5kg以上18kg未満) ・学童用 3歳頃から8歳頃まで(体重:15kg以上25kg未満)

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
出水市	出産・育児	地域子育て支援拠点事業	★ 子育て中の親等の交流を図る事業を実施するとともに、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供等を行っています。 ○子育て支援室 ○子育て支援センターハートフル
出水市	出産・育児	子育て応援メール配信事業	★ 安心して出産や子育てができるように、おなかの赤ちゃんの様子や産後のお子さんの成長の様子など、妊婦の方や乳幼児の保護者の方に健康・食事などのアドバイス、子育てサービスなどタイムリーな情報をメールマガジン形式でお届けします。 1 対象者 市内在住の妊婦および3歳未満の乳幼児の保護者 ※パートナー、ご家族も一緒に登録できます。 2 配信内容 妊娠期…おなかの赤ちゃんの様子(赤ちゃんの一般的な成長・発達の様子)、ママのからだのこと(妊娠中の食事、生活のアドバイス) 出産後…お子さんの成長の様子、子育てアドバイス(お世話の仕方、ふれあい方、授乳や離乳食のことなど) ※妊娠期・出産後メールには、月齢に応じた出水市の子育て事業サービス情報も同時にお届けします。 3 配信回数 妊娠期…毎日 出産後…生後0歳～100日まで、毎日 101日～1歳の誕生日まで、3日に1回程度 1歳～2歳未満まで、7日に1回程度 2歳～3歳未満まで、14日に1回程度
出水市	出産・育児	子育て応援アプリ配信事業	★ 妊娠期から就学前までの子育て家庭を対象に、子育て支援情報やイベント情報が簡単に検索でき、市の施設や病院等のマップ検索、お子様の成長記録が楽しめるスマートフォン専用のアプリです。 【対象者】 市内在住の妊婦および就学前のお子様の保護者 ※施設情報マップ検索もできますので、上記の方以外も楽しめます! 【主な機能内容】 ① 子育て支援等の情報を簡単に確認できます。 子育て世帯に必要な手当や子ども医療費助成等の内容、健診や予防接種情報、相談の窓口案内、保育所や児童クラブの一覧、出水市独自の子育てサービスの情報、親子交流サークルや子育てサロンの内容を簡単に調べられます。 ② 施設のマップを簡単に探せて、順路も検索できます。 保育所や幼稚園、学校等、公共施設のマップ検索ができ、現在地からの距離や順路が簡単に分かり、施設情報も調べられます。 ③ 近日のイベントがわかります。 出水市が実施する子育て関連のイベントが表示されます。 ④ 成長日記が作れます。 お子様の体重や身長、写真、コメントを登録することで、日々の成長のグラフ管理や日記が携帯で楽しめます。さらに、日記の内容をtwitterやfacebook、LINEのSNSへ簡単に投稿できます。
出水市	その他	定住促進事業(通勤補助金)	★ 平成26年4月1日から令和2年3月31日までの間に、定住のため出水市内に転入した方又は離職日から2年を超えない65歳未満の方、市外の事業所に公共交通機関(定期券)を利用して通勤している方に、3年間補助金を交付します。 1 補助対象者 次の要件のいずれにも該当する者 ・平成26年4月1日から令和2年3月31日までの間に定住のため転入した者(1年以内の再転入を除く)又は市内に住所を有する離職日から2年を超えない65歳未満の者 ・市外事業所に公共交通機関の通勤用定期乗車券を購入して通勤する者 ・市税等の滞納がない者 ・自治会に加入した者 2 補助金額 定期券購入金額から通勤手当額を差し引いた額の1/2の額(上限月額2万円)。最大3年間助成。
指宿市	住宅	指宿市定住促進事業	★ 市外居住者(1ターナー)が、指宿市に移住して1年以内に住居を新築又は、購入した場合、費用の一部を助成する制度です。 次に掲げる要件のすべてに該当する世帯責任者が、転入日の翌日から1年以内に申請した場合、対象となります。(令和2年3月31日までの転入者が対象です。) 【要件1】 世帯員全員が本市(合併前の旧市町を含む)の住民基本台帳に一度も記録されたことがないこと。 【要件2】 市内に床面積50㎡以上の住宅を新築又は床面積50㎡以上の住宅を購入した方。 ※世帯責任者:主として世帯の生計を維持しており、転入日時時点で65歳以下の方です。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
指宿市	住宅	浄化槽設置事業	<p>★ 既存住宅の単独浄化槽若しくは汲み取り便槽を合併浄化槽に設置換える方に補助金を交付します。 ※ 下水道地域は対象外です。</p> <p>1 既存住宅(汲み取り便槽からの転換)の場合 (浄化槽設置費用) ①5人槽 432,000円 ②6～7人槽 514,000円 ③8～10人槽 648,000円</p> <p>2 既存住宅(単独処理浄化槽からの転換)の場合 (浄化槽設置費用) ①5人槽 332,000円 ②6～7人槽 414,000円 ③8～10人槽 548,000円 (単独処理浄化槽の撤去費用) ○90,000円 (宅内配管工事費用) ○150,000円</p>
指宿市	住宅	宅地分譲事業	<p>★ 温泉付き宅地分譲中 ○ いぶすき菜の花団地 残り3区画</p>
指宿市	住宅	生ごみ処理機器購入補助金	<p>★ 家庭用生ごみ処理機器購入された方に対し、購入価格の3分の1を補助します。 ※上限金額については、以下のとおりです。 家庭用:上限30,000円</p>
指宿市	就業	求人情報の提供	<p>★ 月2回(第2・第4木曜日)、求人情報誌を発行。市ホームページ上で閲覧できます。また、最新の求人情報をインターネットで検索できます。 問合せ先:ハローワーク指宿(0993-22-4135)</p>
指宿市	起業	創業支援センター	<p>★ 指宿市で創業したい方や創業して概ね5年未満の方の相談をワンストップで受け付けています。 相談無料。 問合せ先:指宿市産業振興部商工水産課商工運輸係(内線313)</p>
指宿市	就農・漁業	農業後継者支援事業	<p>★ 市内に居住し、新たに専業として就農した40歳以下の方に奨励金を交付します。 ○ 奨励金:5万円 ※ 奨励金は、就農1年経過後に審査を行い、交付します。</p>
指宿市	就農・漁業	農業後継者対策事業	<p>★ 農業経営者又は後継者で結婚する方に祝金を贈ります。(入籍日から1年以内) ○ 結婚祝金:5万円</p>
指宿市	就農・漁業	漁業後継者等に対する後継者奨励金事業	<p>★ 市内に居住し、正組合員として漁業に従事した40歳以下の方に奨励金を交付します。 ○ 奨励金:5万円 ※ 奨励金は、漁業に従事し、正組合員としての資格を取得して1年経過後に審査を行い、交付します。</p>
指宿市	就農・漁業	漁業就業者結婚祝金	<p>★ 漁業経営者又は後継者で結婚する方40歳以下の方に祝金を贈ります。 ○ 結婚祝金:5万円</p>
指宿市	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	<p>★ 全国の協賛店で利用でき、指宿市から交付されたパスポートを提示することで、割引や独自の優待サービスなどが受けられます。</p>
指宿市	出産・育児	子ども医療費助成制度	<p>★ 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒に係る医療費自己負担分を助成します。</p> <p>1 対象者 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒</p> <p>2 助成額 自己負担分全額</p> <p>3 助成方法 登録申請が必要です。詳しくは、担当課にご相談ください。</p> <p>4 問合せ先 指宿市役所 地域福祉課 児童母子福祉係 (電話)0993-22-2111 (内線)272</p>
指宿市	出産・育児	チャイルドシート貸出	<p>★ 保護者の入院や出産時、県外からの帰省など、一時的にチャイルドシートを必要とする場合に、無償で貸し出しをしています。 ※1回当たり最長2週間まで。事前に電話予約をしてください。 問合せ先:指宿市総務部危機管理課安全安心対策係 0993-22-2111(内線151)</p>
指宿市	出産・育児	放課後児童クラブ	<p>★ 子どもが学校から帰宅した際、仕事などで保護者がいない家庭のために平日の放課後や土曜日に子どもを預かります。 問合せ先:指宿市健康福祉部地域福祉課児童母子福祉係 0993-22-2111(内線272)</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
指宿市	出産・育児	地域子育て支援センター	★ 育児に対する保護者の悩みに対応するため、2つの保育所で地域子育て支援センターを開設しています。 問合せ先:指宿市健康福祉部地域福祉課児童母子福祉係(内線271)
指宿市	出産・育児	病児保育事業	★ 児童が病気のため、保育所や学校に行けない児童に対して、病院等の専用スペースで一時的に預かります。 問合せ先:指宿市健康福祉部地域福祉課児童母子福祉係(内線271)
指宿市	出産・育児	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	★ 子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と行いたい方(提供会員)が、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織・有償のボランティア活動です。 問合せ先:指宿市健康福祉部地域福祉課児童母子福祉係(内線271)
指宿市	福祉	敬老祝金支給	★ 多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者の長寿を祝福し、敬愛の意を表して祝金を支給します。 1.対象者 9月1日現在で、指宿市に住所を有する高齢者のうち下記の年齢の方(満年齢での節目で支給) 2.祝金の額 5,000円(80歳)~100,000円(100歳) ※詳しくは、お問合せください。 問合せ先:指宿市健康福祉部長寿介護課高齢者福祉係 0993-22-2111(内線252)
指宿市	福祉	砂むし温泉入浴事業	★ 世界でも珍しい指宿名物砂むし温泉。本市に住所を有する満65歳以上の方及び身体障害者手帳をお持ちの方に、年24回まで無料で入浴できる「砂むし温泉利用カード」を交付します。(浴衣代、タオル代が別途必要。) 問合せ先:指宿市健康福祉部長寿介護課高齢者福祉係(内線255)
指宿市	福祉	温泉入浴助成券	★ 本市に住所を有する満65歳以上の方及び身体障害者手帳をお持ちの方に、市内対象施設で利用できる助成券(200円/枚、年間48回まで)を交付します。 問合せ先:指宿市健康福祉部健康増進課健康保険係(内線285)
指宿市	福祉	はり・きゅう等施術料助成事業	★ はり、きゅう、マッサージ、指圧の施術について、本市に住所を有する満65歳以上の方及び身体障害者手帳をお持ちの方に、助成券(800円/日、年間30回まで)を交付します。 問合せ先:指宿市健康福祉部長寿介護課高齢者福祉係(内線255)
指宿市	移住体験	お試し滞在サポート(交通費、滞在費補助)	★ 県外から指宿市への移住を検討しており、住居や周辺環境の確認、就職活動等のため、指宿市に滞在していただく方を対象に、交通費及び滞在費の一部を助成します。 また、滞在終了後、1年以内に指宿市に転入し、かつ申請した場合に、世帯の人数に応じて、定住準備金(一人当たり5万円、一世帯当たり上限25万円)を交付します。 問合せ先:指宿市総務部市長公室政策推進係 0993-22-2111(内線127)
西之表市	住宅	地域活性化住宅	★ 市街地から大字地域への人の流れを促すことで、大字地域の活性化を図ることを目的とし、大字地域に地域活性化住宅5戸を整備しています。 ○ 家賃及び敷金 家賃 25,000円 敷金 75,000円(家賃の3ヶ月分) ※家賃については、同居する親族のうち、扶養義務のある高校生以下の子供一人につき、月額5,000円(ただし、15,000円を限度とする。)を控除した額とする。 ○ 入居資格者 1. 5年以上居住し、当該地区の集落組織に加盟をして、地域活動に参加する意思のある者 2. 入居の申込時において、世帯主又は同居する親族(婚姻や親子の届出をしないが事実上婚姻又は親子関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)が45歳以下であること。 3. 入居の申込時において住所を有する市町村で税の滞納がないこと。 ※ 室内でペットを飼うことはできません。
西之表市	住宅	島元気郷たねがしま定住促進支援事業	★ 市での居住期間が3年以内又は市に転入しようとする方を対象に住宅を斡旋します。 ① 西之表市街地近辺に6戸(17坪+100㎡菜園)の住宅を建設し、定住を望むUターン希望者へ貸し出しています。地域活動への参加と交流を望む方で、地域貢献を期待するため、50代60代のシニアを優先します。 ② 西之表市の空き家を市が借り上げ、改修しUターン希望者へ貸し出しています。平成19年度から21年度の3年間で13戸整備。(現在は11戸を賃貸しています。) ○ 対象となる移住者 (1) 入居の申込時において70歳未満であること。 (2) 入居の申込時において住所を有する市町村で税の滞納がないこと。 (3) 入居の申込時において自活する能力があり、今後とも自活能力があると認められること。 (4) 現に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住所を市に有し、又は入居後、市に移すことが確実であること。 (5) 市に定住し、地域との交流を行い、地域振興に貢献する意思をもってのこと。 ※ 入居期間は最大5年間です。 ※ 室内でペットを飼うことはできません。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
西之表市	住宅	地域を支える定住促進事業	<p>★ 西之表市では市外や指定地域外(主に市街地)から指定地域内(主に大字地域)に居住する人に対して家賃・住宅リフォーム・住宅建築補助金を交付します。</p> <p>○ 補助対象者 【転入者の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 西之表市外から新たに指定地域内(主に大字地域)に定住しようとする満65歳以下の夫婦世帯(父子家庭、母子家庭、婚姻予定者含む。) 2. 国・県または、市が実施する他の同様の補助金や助成金の交付を受けていない者。 3. 指定地域に原則として5年以上継続して定住する意思のある者。 4. 居住地の自治会に加入する者。 <p>【転居者の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定地域外(主に市街地)から新たに指定地域内(主に大字地域)に定住しようとする満45歳以下の夫婦世帯(父子家庭、母子家庭、婚姻予定者含む。) 2. 指定地域内(主に大字地域)に居住する満50歳以下の夫婦世帯(父子家庭、母子家庭、婚姻予定者含む。)で新たに住居を構え引き続き、指定地域に定住しようとする者。(建替えは対象外) 3. 国・県または、市が実施する他の同様の補助金や助成金の交付を受けていない者。 4. 指定地域に原則として5年以上継続して定住する意思のある者。 5. 居住地の自治会に加入している(する)者。 <p>○ 指定地域とは 榕城校区の一部(小牧野・竹鶴・今年川・桃園・岳之田・平田・牧之峯・本立)、下西校区の一部(下石寺・鞍勇)、上西校区、国上校区、伊閑校区、安納校区、現和校区、古田校区、住吉校区、安城校区、立山校区、中割校区の区域をいいます。</p> <p>○ 補助の要件の主な要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市税等を世帯員全員が滞納していないこと。 2. 新築または購入した、消費税を除く住宅建物価格が500万円以上であること。(建て替えは対象外。) 3. リフォームの場合、住宅所有者は対象外。消費税を除く工事代金が30万円以上で、所有者の同意が必要。 4. 家賃補助の場合、独立生計を営み、家賃を支払う能力があること。 <p>○ 具体的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃補助 <ol style="list-style-type: none"> 1. 民間賃貸住宅(管理費、共益費、駐車場代は含まない)の家賃の1/2とし、限度額は2万円とする。 2. 申請日の属する月から最長36か月を補助対象期間とする。 3. 勤務先から住宅手当を受けているときは、家賃月額から当該額を差し引いた額の1/2となる。 4. 日割算定分の家賃は対象とならない。 5. 子ども加算額はなし。 ・住宅リフォーム補助 リフォームに要した工事費(30万円以上消費税は除く)の50%以内を補助する。ただし、限度額を超える場合は限度額となる。なお、地域によって補助限度額が異なる。 小牧野、竹鶴、今年川、桃園、岳之田、平田、牧之峯、本位、下石寺、鞍勇 限度額:50万 上西、国上、遺跡、安納、現和、古田、住吉校区 限度額:75万 安城、立山、中割校区 限度額:100万 ・住宅建築補助 建築経費額または購入契約額(土地購入費含む。消費税は除く。)の10%以内を補助する。ただし、限度額を超える場合は限度額となる。なお、指定地域によって補助限度額が異なる。 小牧野、竹鶴、今年川、桃園、岳之田、平田、牧之峯、本位、下石寺、鞍勇 限度額:50万 上西、国上、遺跡、安納、現和、古田、住吉校区 限度額:100万 安城、立山、中割校区 限度額:150万 ※別途、子育て加算として、中学生以下の子ども一人につき5万円が加算される(最高限度額:15万円)
西之表市	住宅	合併処理浄化槽設置費補助金	<p>★ 川や海などの公共用水域の水質を保全し快適な生活を確保するために浄化槽による排水の処理を促進しており、専用住宅又は建物の延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅等に合併処理浄化槽(10人槽以下)を設置する方に補助金を交付しています。</p> <p>○ 補助金の額</p> <p>5人槽 汲み取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に替える場合 432,000円 新築でかつ汚水処理人口普及対象となるもの(一部条件有) 249,000円</p> <p>6~7人槽 汲み取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に替える場合 514,000円 新築でかつ汚水処理人口普及対象となるもの(一部条件有) 311,000円</p> <p>8~10人槽 汲み取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に替える場合 648,000円 新築でかつ汚水処理人口普及対象となるもの(一部条件有) 411,000円</p> <p>単独処理浄化槽の撤去費限度額 100,000円 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換にかかる宅内配管費上限額 120,000円</p> <p>注:単独処理浄化槽の撤去費は、単独処理浄化槽を撤去した敷地内に合併処理浄化槽を設置する場合のみが対象となります。</p> <p>○ 補助金の交付申請の方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽を設置する前に補助金交付申請書を提出していただき、交付の決定後に工事に着手することになります。(既に工事に着手している場合や工事が完了している場合はこの事業の対象となりません。) ・補助事業が完了したときは、実績報告書を提出していただきます。その提出期限は補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までです。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
西之表市	就農・漁業	新規就農総合支援事業	<p>★ 西之表市に居住し農業経営を目指す方のための研修です。植物生理、土壌、病害虫の基礎知識等を座学で、安納いも・マメ類、果菜類等の栽培技術を実際に研修圃場で修得します。またトラクター等の農業機械の運転操作の研修も行います。当公社の職員と関係機関の専門技術者が一体となって指導をいたします。</p> <p>1 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修終了後、本市において就農する方 ・ 原則として入校が43歳未満の方で、就農時が45歳未満であること。 ・ 「身元保証人」がたてられること ・ 農業次世代人材投資事業(1日青年就農給付金〔準備型〕)の諸要件に該当する対象者。 ・ 卒業後の就農運転資金(概ね200万人以上の保有を証明できる者) <p>2 研修期間 2年間 8時から17時まで。(土日祝日等は休み。ただし、天候と栽培作物状態によっては祝祭日の実習あり。)</p> <p>3 研修場所 公益社団法人 西之表市農業振興公社 西之表市西之表4384-2</p>
西之表市	就農・漁業	西之表市新規漁業就業者支援事業	<p>★ 種子島漁業協同組合の組合員の組合員資格を有し漁業就業後3年以内の者のうち、鹿児島県及び種子島漁業連が実施する「かごしま漁業学校」の研修を受講、又は、西之表市の漁業経営体での研修を終了した方で、本市において本格的に漁業就労する方に対し10万円を助成します。</p>
西之表市	就農・漁業	畜産設備等整備事業・畜産就農支援事業	<p>★ 西之表市では畜産を始めたい方(後継者も含む)に以下の事業を提案しています。畜産業は自分で手を入れた分、自分自身にはね返る仕事です！ほかの産業同様新規参入には苦労が伴いますが、「西之表市畜産経営確立対策協議会」が精一杯お手伝いします。 ※西之表市畜産経営確立対策協議会とは、市・JA・県・畜産関係者で構成する組織です。</p> <p>【畜産設備等整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の畜産施設の改修費用を助成します。 (予算の範囲内で2/3を助成…上限30万円を予定) <例えば…資料倉庫の雨漏り修理やスタンション、ウォーターカップなどの整備費用、牛舎の拡張費用などの助成> ○ 畜産機材の購入費用を助成します。 (予算の範囲内で2/3を助成…上限30万円を予定) <例えば…カッターや扇風機など畜産業務に必要な設備への助成> <p>【畜産就農支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 牛の購入費用を助成します。 和牛:1頭につき20万円助成、5頭まで 乳牛:1頭につき3万円助成、5頭まで 採卵鶏雛:1羽につき100円助成、2000羽まで <他にも本市の導入促進制度を優先的に活用してもらいます。> ○ 畜産施設の借上料を助成します。 (3か年を限度に年1万円助成) ○ 農地の借地料を助成します。 (3か年を限度に借地料の2/3を助成…上限5万円) <農業委員会の手続きが必要です。> ○ 農業簿記ソフトの購入費用を助成します。 (購入価格の2/3を助成) <p>※1 申込者が多数の場合は、上限額の調整や次年度への繰り越しなどを検討することになります。 ※2 本事業を活用される場合は次の条件を満たす必要があります。詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。 ①認定就農者及び農業次世代資金投資資金受給者であること。 ②過去5年以内に就農している者。 ③補助事業者は、本事業の補助金交付から3年以上は畜産経営を継続しなければならない。</p>
西之表市	起業	西之表市企業等立地促進事業	<p>★ 西之表市内における事業所の新設、増設又は移設を行う皆さんに対して奨励措置を講じます。</p> <p>【対象事業者】 以下の条件を全て満たすことが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内で新たに雇用が発生する事業の用に供されること。(風俗関連産業を除く。) 2 新規雇用者が3人以上。 3 対象施設の設置については、市と立地協定を締結し、協定書に定める義務等が履行されていること。 4 市税及び本市に関する使用料等の完納。 <p>【奨励措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所設置奨励金…各年度における対象施設に係る固定資産税額に相当する額を、規則で定める期間交付。(最大3年間) ○ 雇用促進奨励金…規則の定めにより、新規雇用者1人につき12万円を交付。 (1対象事業者につき1回2,000万円を限度) ○ 事業所賃貸奨励金…規則の定めにより、事業所の賃借に要した経費の4分の1に相当する額の支給。 <p>その他、上記奨励措置のほかに市長は、あつせん、援助又は便宜の供与を行うことができます。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
西之表市	起業	西之表市雇用機会拡充事業補助金	<p>★ 西之表市内において雇用増に直接寄与する創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対して補助を行います。</p> <p>【対象事業者】 対価を得て事業を営む法人又は個人であって、以下のいずれかに該当するものとします。 1 本市に居住して創業する者(事業を承継する者を含む。) 2 本市の事業所において事業拡大を行う者。 3 主として本市の商品、サービス等の販売を目的として本市以外の地域において創業する者。</p> <p>【事業の実施要件】 1 創業の場合、事業開始後、概ね3年又は計画期間が終了する日のいずれか遅い方の日までに従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれること。 2 事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために新たに従業員を雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれること。 3 本市以外の地域において創業する場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある本市の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び本市における従業員の新たな雇用に寄与し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれること。</p> <p>【補助対象経費】 設備費・改修費・広告宣伝費・店舗等借入費・人件費・研究開発費・島外からの事業所移転費・従業員の教育訓練経費</p> <p>【補助金の上限額】 創業 450万円 事業拡大 1,200万円 設備投資を伴わない事業拡大 900万円 ※補助対象事業費の4分の1以上の額は自己負担となります。</p>
西之表市	起業	西之表市皆とまち再生支援事業補助金	<p>★ 市内で事業活動を行う事業所、団体、個人等を対象に新商品開発・販路開拓等の事業活動及び起業、新規分野参入などの活動を支援する補助金について、募集を行います。</p> <p>(1)【商品開発事業】新商品開発、既存商品の改良に要する経費、商品パッケージの改善に要する経費 1/2以内・30万円以下</p> <p>(2)【販路開拓事業】商談会、展示会への出展及び開催、新商品紹介のためのホームページ製作(新規開設も含む)、販路開拓にかかるアドバイザーの活用等に要する経費 1/2以内・20万円以下</p> <p>(3)【ビジネスプラン実現化事業】新たなビジネスプランにより起業する、または新事業分野に参入するための準備にかかる経費 1/2以内・50万円以下</p> <p>(4)【空き店舗等活用】市内の空き店舗等を活用し、新たに事業を始める際に必要な設備投資等にかかる経費 1/2以内・70万円以下</p> <p>・補助対象経費は、上記に掲げるもののほか、市長が必要かつ適当と認める経費とする。 ・事業の全部、又は大半を他に委託するものは対象外とする。 ・「空き店舗等」とは、概ね3か月以上継続して使用されていない状態の店舗、事務所又は空き家をいい、専ら事業所の用に供するものを補助対象とする。 ・当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている場合は補助の対象としない。 ・1年度につき、2事業まで申請を可能とする。</p> <p>【応募資格】 ・市税等の滞納がない者 ・西之表市内に主たる事業所(住所)を有する事業所、団体、個人 ・西之表市内で新たに起業しようとする個人または団体 ・西之表市内で新たな事業分野へ参入しようとする事業所、団体、個人</p>
西之表市	起業	商工業振興資金利子補給補助金	<p>★ 西之表市内の市内商工業者経営の安定を図り、もって本振興に寄与するため、商工業振興資金融資の利子を補助します。</p> <p>【対象者の要件】 (1)本市に6か月以上居住していること。 (2)商工業者又は創業予定であること。 (3)商工会及び市内金融機関等から経営支援を受けていること。 (4)市税等の滞納がないこと。</p> <p>【対象となる資金】 (1)鹿児島県中小企業融資制度 (2)株式会社日本政策金融公庫制度(教育一般貸付及び恩給・共済年金担保融資は除く。) (3)商工貯蓄共済融資制度金(積立の範囲内は除く。) ※借入期間が1年未満の資金は対象としません。 ※借換えに当たる資金は対象としません。</p> <p>【補助金の期間及び補助率】 融資を受けた総額の1パーセント以内(利率が1%未満時は 融資利率が 上限) 1事業者への補助額は、20万円を限度とします。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
西之表市	起業	中小企業振興資金 融資	<p>★【融資対象者】 市内に6か月以上住所、事業所を有し引き続き6か月以上経営している中小企業者。</p> <p>【融資あつせん申込】 商工会に融資あつせん申込みをする。</p> <p>【融資金額・期間】 融資金額 500万円 融資期間 5年以内(1年以内の据置期間含む)</p>
西之表市	出産・ 育児	子ども医療費助成制 度	<p>★ 1 対象者 : 18歳までの子ども 2 助成額 ①保険診療による医療費の自己負担金が全額助成されます。 ②家族療養附加金および法令により国または地方公共団体の負担による医療の給付があった場合はその額を控除します。 ③保険者による高額療養費が支給される場合はその額を控除します。 ④健康保険の対象でない費用(健康診断・予防注射等)は助成されません。 ⑤院外処方せんによる調剤薬局の保険医療費も助成の対象になります。 3 助成を受けるには、受給資格者の登録が必要になります。 手続きには、次の書類等が必要になります。 ①子ども医療費助成金受給資格者登録申請書 ②健康保険証(お父さんとお子さんを扶養される方の医療保険証) ③振込先の口座が確認できる預金通帳かキャッシュカード ④認印(朱肉を使用するもの) 4 助成方法 ○鹿児島県内の医療機関を利用するとき 医療機関の窓口に、子ども医療費助成金受給資格者証を提示し自己負担金を支払ってください。 通常診療月の翌々月に、自動的に保険診療分の助成金が指定した口座に振り込まれます。 (自動償還払い) ※医療機関に受給資格者証の提示をしなかった場合は、自動的に助成金を支払うことができません。 支給申請書による申請手続きが必要になります。 *平成30年10月診療分より、住民税非課税世帯の未就学世帯については、現物給付も可能となりました。 ○鹿児島県外の医療機関を利用するとき 県外の医療機関では、受給資格者証は使えません。保険診療分の自己負担について、支給申請書による申請手続きが必要になります。支給申請書に医療機関等の証明を受け(医療機関の発行した受診者、診療年月日、点数等の明示された領収書の添付でも可)、福祉事務所に提出してください。</p>
西之表市	出産・ 育児	ファミリー・サポート・ センター事業	<p>★ 子育ての応援をしてほしい方と子育てのお手伝いをしたい方を会員として組織を作り、地域において会員同士が相互に援助活動を行うことで安心して子育てができる環境の整備をめざしています。</p> <p>(1)「にしのおもてしファミリー・サポート・センター」を利用するには会員登録が必要です。 ただいま「おねがい会員」と「まかせて会員」を募集しています。</p> <p>(2)会員の要件 おねがい会員(子育ての手助けをしてほしい方) ・西之表市内に住居登録をしている方で、生後3ヶ月以上の乳幼児、または小学生の育児をしている方。(ただし、育児の援助をしてほしい方は市内に勤務している方、家事の援助をしてほしい方は妊娠中の方も含まれます。)</p> <p>(3)登録方法 入会申込用紙に必要事項を記入、押印の上、子育て支援センターに提出してください。 (入会申込用紙は福祉事務所にもあります。)</p> <p>(4)援助できる内容(まかせて会員がすること・できること) ①保育所等の保育開始時間まで、子どもを預かる ②保育所等の保育終了後、あるいは学童保育終了後、あるいは学校の放課後、子どもを預かる ③保育所までの送迎 ④子どもの軽度の病気の場合において、子どもを預かる ⑤冠婚葬祭又は他の子どもの学校行事の際に子どもを預かる ⑥買い物等外出の際に子どもを預かる ⑦産前産後のおねがい会員に対する家事・育児の援助 ⑧その他、おねがい会員の仕事と育児の両立のために必要な援助</p> <p>・支援が必要になったら、センターへご連絡ください。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
西之表市	出産・育児	子育て応援券支給事業	<p>★ 地域の消費喚起、子育て世帯の経済的負担の支援を行うため、紙おむつ、粉ミルク、おしり拭き等乳幼児の衣食に係る商品と交換できるチケットを交付します。 子育て応援券とは…西之表市内の指定された店舗で、乳幼児の衣食にかかる商品と交換することのできる1枚1,000円相当の券になります。</p> <p>支給対象者…出生時に本市に住所を有している乳幼児と、満1歳時に本市に住所を有している乳幼児の保護者の方。(生活保護受給者は除きます)</p> <p>支給枚数…対象乳幼児1人あたり、出生時に60枚(60,000円分)、満1歳時に12枚(12,000円分)を支給します。</p> <p>申請方法…出生届提出の際に、福祉事務所の窓口にお越しください。満1歳の誕生日の翌月に福祉事務所からご自宅に通知を差し上げますので、通知文書と印鑑を持って福祉事務所へお越しください。</p>
西之表市	出産・育児	放課後児童クラブ	<p>★ 労働等により昼間保護者が不在となる子どもたちの放課後の安全を見守り、適切な遊びと生活の場を提供し、子どもの健やかな成長を地域全体で見守る環境を整えます。</p> <p>【活動内容】 児童の健康管理・安全確保、遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上</p> <p>【児童クラブの名称・連絡先】 榕城児童クラブ(西之表市西之表9786番地) TEL 0997-23-0217 若宮児童クラブ(西之表市西之表16314番地4) TEL 0997-22-0600 めいろ児童クラブ(西之表市西之表10050番地) TEL 0997-22-1636 古田っ子クラブ(西之表市古田1221番地) TEL 0997-28-3977 住吉児童クラブ(西之表市住吉3363番地1) TEL 0997-23-8015 国上児童クラブ(西之表市国上2119番地) TEL 0997-28-0036 風本児童クラブ(西之表市現和6232番地) TEL 0997-25-0058</p> <p>【対象児童】 小学1年～6年生までの児童</p> <p>【入所方法等】 直接児童クラブに申し込みます。詳細については、各児童クラブへお問い合わせください。</p>
西之表市	出産・育児	離島地域不妊治療支援事業助成金	<p>★ 特定不妊治療に要した交通費・宿泊費の約3分の2を助成する事業です。 1回の治療(採卵から妊娠まで、または治療中止まで)につき夫婦で9回往復(鹿児島本土までの船または飛行機)の交通費と、上限5000円の1泊分の宿泊費の約3分の2を助成します。</p> <p><<助成の対象者>> (1)西之表市に住所を有していること。ただし、夫婦の住所が異なる場合にあっては、妻が西之表市に住所を有する場合を助成対象とします。 (2)県から特定不妊治療費の助成(鹿児島県不妊治療費助成事業実施要綱に基づく助成)を受けた夫婦とします。 (3)夫婦ともに市税を滞納していないこと。</p> <p><<申請方法>> 申請には、次の書類を提出してください。1回の治療(採卵から妊娠まで、または治療中止まで)が終了するごとに申請してください。</p> <p><<必要書類>> 申請時には、次の書類を添付してください。 (1)指定医療機関が発行する不妊治療費助成事業受診等証明書の写し (2)指定医療機関が発行する特定不妊治療費領収書の写し (3)交通費及び宿泊費の領収書の写し (4)市税を滞納していないことの証明書 (5)県が発行する不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
西之表市	出産・育児	特定不妊治療費助成事業	<p>★ 体外受精及び顕微鏡受精による特定不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費用の一部を助成する事業です。 特定不妊治療に要した費用(食事代等の直接治療に関係のない費用を除く)から県不妊治療費助成事業により支給された助成額を除いた費用に対し、1回あたり10万円を上限に助成します。</p> <p><<助成の対象者>> (1)法律上の婚姻をしていること。 (2)夫又は妻のいずれか一方もしくは両方が、助成の申請費において市内に住所を有していること。 (3)特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された夫婦であること。 (4)妻の年齢が43歳未満であること。 (5)県の不妊治療費助成事業承認決定を受けた夫婦であること。 (6)合計所得が730万円未満であること。 (7)夫婦ともに市税等を滞納していないこと。</p> <p><<助成回数>> 治療期間における妻の開始年齢が40歳未満の場合は通算6回まで。40歳以上である場合は3回まで。 ただし、他市町村で既に助成を受けている場合はその助成回数を除く。</p> <p><<申請方法>> 申請には、次の書類を提出してください。1回の治療(採卵から妊娠まで、または治療中止まで)が終了することに申請してください。</p> <p><<必要書類>> 申請時には、次の書類を添付してください。 (1)指定医療機関が発行する不妊治療費助成事業受診等証明書の写し (2)指定医療機関が発行する特定不妊治療費領収書の写し (3)法律上の婚姻関係を証明できる書類(戸籍謄本) (4)住所を確認できる書類(住民票等) (5)市税を滞納していないことの証明書 (6)県が発行する不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し</p>
西之表市	教育	奨学資金貸付制度	<p>★ 西之表市では、有能な人材を育成することを目的として、向学心に燃え、その能力が充分であるにもかかわらず、経済的理由により修学困難である方に対して奨学金を貸与しています。</p> <p>【応募の資格】 高等学校以上の学校に在学し、保護者が本市に在住している方</p> <p>【選考の基準】 保護者の所得等により、市奨学生選考委員会で審査し、市教育委員会で決定します。</p> <p>【貸与額(H28年度以降新規貸与者)】 ・高等学校に在学し自宅通学の生徒 月額12,000円以内 ・高等学校または高等専門学校に在学し自宅通学以外の学生・生徒 月額25,000円以内 ・大学(短期大学含む)または専門学校に在学している学生 月額40,000円以内</p> <p>※ 平成28年度以降の奨学資金の貸与から適用し、平成27年度までの奨学資金の貸与については、貸与額の変更はありません。</p> <p>【返還の期限】 年度ごとに借用書記載の返還期日までに、年賦、半年賦、月賦により納入してください。返還期間は、貸与終了翌月から起算して10年以内です。</p> <p>【返還の猶予】 疾病その他の理由により返還が困難になったときは、願い出により返還の猶予ができますが、加えて西之表市奨学生であった方が最終学校を卒業後、返還期間内に本市に住居登録し、引き続き市内に居住し、かつ、本市において就業しているときは、その期間、願い出により返還を猶予することができます。</p> <p>【返還の免除】 西之表市奨学生であった方が最終学校を卒業後、返還期間内に本市に住居登録し、引き続き5年間市内に居住し、かつ、本市において就業していたときは、願い出により奨学資金の全部または一部の返還を免除することができます。但し、返還について滞納のある方、市税等の滞納のある方または公務員として採用された方は免除を受けることはできません。</p>
垂水市	住宅	定住促進住宅事業	<p>★ 雇用促進住宅を購入(平成19年7月)し、定住促進住宅として活用します。</p> <p>錦江町定住促進住宅 79戸 水之上定住促進住宅 80戸</p> <p>1 家賃 錦江町定住促進住宅 35,750円(共益費込) 水之上定住促進住宅 34,750円(共益費込)</p> <p>2 駐車場料金 1区画 1,000円</p>

鹿兒島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等										
垂水市	住宅	住宅取得費等助成事業	<p>★ 転入者で平成26年4月以降に住宅を取得した方に対し、取得費の一部を助成します。 ※住宅取得費用が500万円以上のもの。</p> <p>1. 対象者(①～③を全ての要件を満たす方)</p> <p>①H26.4.1以降に、市内で自ら居住するために一戸建て住宅を建設又は購入し、引き渡しを受けた方</p> <p>②引き渡しを受けた時点で、本市に転入してから2年以内の方 (住宅に居住する世帯員全員が該当する場合のみ。)</p> <p>③市税を滞納していない方</p> <p>2. 助成内容</p> <p>①転入者・・・100万円</p> <p>②子育て転入世帯・・・150万円 +オプションメニュー(通勤費補助他選択)16万円上限</p> <p>※助成額のうち10万円は市内商品券で助成</p> <p>※子育て転入世帯とは、転入者のうち、申請書を提出する時点において、世帯内に中学生以下の子どもがいる世帯又は妊婦のいる世帯とします。</p>										
垂水市	住宅	小型合併浄化槽設置整備事業補助金	<p>★ 小型合併浄化槽の普及を図るため、単独浄化槽、又は汲み取り便槽を廃止して合併浄化槽を設置する人に補助金を交付します(一部地域を除く)。</p> <p>1 対象住宅 単独浄化槽、又は汲み取り便槽を使用している専用住宅 主に居住の用に供する建物または延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物で、事業活動に伴って生ずる汚濁水を排出しない建物。</p> <p>2 要件 垂水市潮彩町2丁目、3丁目の区域及び垂水市大字牛根境の一部(川下、下芦戸、上芦戸、田村、中村、大園、中園、上園集落)区域を除く市内全域において、単独浄化槽、又は汲み取り便槽を廃止して合併浄化槽を設置する専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置する者。</p> <p>3 助成内容</p> <p>5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円</p> <p>・単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の撤去費用が発生する場合、90,000円を上限として上乗せ ・市内業者で施工した場合、50,000円上乗せ ・宅内配管の費用が発生する場合、150,000円を上限として上乗せ</p>										
垂水市	就農・漁業	新規就農者支援給付金事業	<p>★ 新規就農者等が経営不安定な就農直後(3年以内)の生活費を支援することで、営農に専念し、意欲向上を図ります。</p> <p>1 補助額及び期間 月額3万円とし、給付対象期間は就農月より最長3年間とする。ただし、申請月から1年に限り、遡り給付することができる。</p> <p>2 対象条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者 ・認定新規就農者または、認定新規就農者に準ずる者であること。 ・就農時の年齢が満55歳以下で、就農日から3年以内の者。 ・農用地区域内に荒廃農地を保有していないこと。 ・交付期間満了後引き続き3年以上市内に居住し、農業へ従事すると認められる者。 ・居住する地区で行われる行事等へ積極的に参加していること。 ・市税等の滞納がない者。 ・生活費を支給する国の他の事業による受給を受けていない者。 										
垂水市	起業	企業等立地促進補助金	<p>★ ① 事業所の新設若しくは増設に要した土地、建物、機械等の取得額に1/10を乗じて得た額、ただし、3年分割で交付します。</p> <p>・限度額</p> <table border="1"> <tr> <td>5人以上10人未満</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>10人以上20人未満</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>20人以上30人未満</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>30人以上40人未満</td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td>40人以上</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table> <p>② 増加する新規地元雇用者1人につき20万円交付します。 ただし、3年分割で交付します。</p> <p>・限度額 1,000万円(最大500人分) ※ただし、事業所設置に対する補助金と雇用に対する補助金の合計額が800万円以下の場合は一括交付します。</p> <p>① 事業所を新増設し、新規地元雇用者増が5人以上 ② 新規地元雇用者増が5人以上</p>	5人以上10人未満	1,000万円	10人以上20人未満	2,000万円	20人以上30人未満	3,000万円	30人以上40人未満	4,000万円	40人以上	5,000万円
5人以上10人未満	1,000万円												
10人以上20人未満	2,000万円												
20人以上30人未満	3,000万円												
30人以上40人未満	4,000万円												
40人以上	5,000万円												
垂水市	出産・育児	定住促進住宅での子育て応援制度	<p>★ 水之上定住促進住宅の子育て応援制度 同居する親族の中に満18歳未満の方がいる場合、家賃を減免します。 満18歳未満の方が1人の場合、15,000円の減免 満18歳未満の方が2人以上いる場合、17,000円の減免</p> <p>この制度による家賃の減免の対象となる方の駐車場料金は、1区画分を無料とします。 2区画目からは、1,000円かかります。</p>										

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
垂水市	出産・育児	子育て世帯住宅取得費助成事業	<p>★ 垂水市における子育て世帯の定住促進を図るため、子育て世帯(中学生以下の子どもがいる世帯又は妊婦のいる世帯)で自ら居住するために市内に住宅を新築・購入された方に対し、住宅建設・購入費用の一部を助成します。</p> <p>1 対象者</p> <p>① 平成28年4月1日以降に、市内で子育て世帯が自ら居住するための一戸建て住宅を建設又は購入し、引き渡しを受けた方 ※住宅の要件として、延べ床面積が50㎡以上(新築住宅に対する減免措置が適用となる要件のため。)である。 ※住宅取得費用500万円以上のもの。</p> <p>② 世帯全員が市税を滞納していない方</p> <p>③ 過去に本助成金の交付を受けていない方</p> <p>2 助成額・・・50万円</p>
垂水市	住宅	民間賃貸住宅家賃助成事業	<p>★ 垂水市内で婚姻により新居を構える若年夫婦世帯及び垂水市外からの転入者の民間賃貸住宅物件への入居について、家賃の一部を補助します。</p> <p>1 対象者 以下の全てに該当する世帯とする。</p> <p>① 平成29年4月1日以降に、本市に住民登録し、その日から6か月を経過していない世帯又は婚姻を契機として平成29年4月1日以降に市内へ転居し、その日から6か月を経過していない若年夫婦世帯</p> <p>② 民間賃貸住宅を借り上げて家賃から住宅手当を差し引いた額が月額4万円以上の者。 ただし、単身世帯については、月額3万円以上支払う者とする</p> <p>③ 公的制度による家賃補助を受けていないこと</p> <p>④ 世帯員全員が市税を滞納していないこと</p> <p>⑤ 世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと</p> <p>⑥ 世帯員全員が過去に本補助金の交付を受けていないこと</p> <p>2 交付額・・・次の世帯の区分に応じて定める金額</p> <p>① 垂水市内で婚姻により新居を構える若年夫婦世帯 月額15,000円</p> <p>② 0歳から中学校卒業(満15歳になった日以後の最初の3月31日まで)までの子どもが2人以上いる転入世帯 月額15,000円</p> <p>③ 市外からの単身者転入世帯 月額5,000円</p> <p>④ ②③を除く市外からの転入世帯 月額10,000円</p>
垂水市	住宅	結婚新生活支援事業	<p>★ 垂水市で婚姻し新居を構える若年夫婦世帯に対して、住居費及び引っ越し費用の一部について、補助金を交付するものです。</p> <p>1 対象者 以下の全てに該当する新婚世帯とする。</p> <p>① 婚姻日現在において、申請者及びその配偶者の年齢が、婚姻届の受理された時点で50歳未満の新婚世帯であること</p> <p>② 夫婦ともに、申請時に、取得し、又は賃借した垂水市の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録されていること。</p> <p>③ 公的制度による家賃補助を受けていないこと</p> <p>④ 世帯員全員に市税の滞納が無いこと</p> <p>⑤ 家賃を滞納していないこと</p> <p>⑥ 世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと</p> <p>⑦ 世帯員全員が過去に本補助金の交付を受けていないこと</p> <p>2 補助額</p> <p>① 夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下、かつ、世帯の所得が340万円未満の新婚世帯 ・・・住居費と引っ越し費用をあわせた額とし、1世帯あたり30万円を上限とする。(千円未満切捨て)</p> <p>② 夫婦ともに婚姻日における年齢が50歳以下の新婚世帯 ・・・新生活準備にかかる費用で、1世帯あたり15万円を上限とする。(千円未満切捨て)</p>
垂水市	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 高校卒業(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までの乳幼児・児童生徒にかかる保険点数に該当する自己負担分を助成します。</p> <p>1、対象者 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒</p> <p>2、助成額 自己負担分全額</p> <p>3、助成方法 償還払い</p>
垂水市	出産・育児	子育て支援パスポート事業	<p>★ お子さんが18歳の誕生日の前日まで、子育て支援パスポート加盟店にていろいろな特典・サービスが得られます。</p> <p>1、対象者 18歳到達誕生日前日</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
垂水市	出産・育児	地域子育て支援拠点事業	★ 垂水市子育て支援センターにおいて、子育て家庭に対する子育て相談、指導及び子育てサークル等への支援などを行い、地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、保護者の育児不安の解消等に寄与する。 対象者 就学前の児童及びその保護者
薩摩川内市	住宅	定住住宅取得補助	★ 令和2年4月から令和5年3月末までの間に転入し、定住のための住宅を市内の補助対象区域に新築又は購入し、5年以上定住する者に対して、補助金を支給します。 ◎補助額 20万円、100万円、150万円（区域により異なり、一部区域は年齢制限があります） 下記の①～⑥の要件をすべて満たし、本市に転入した日から3年以内に申請できる方が対象となります。 ①令和2年4月から令和5年3月末の転入者（1年以内に再転入した場合を除きます） ②市内業者を利用して、市内の補助対象区域に住宅を新築又は購入した方 ③新築又は購入した住宅建物の価格が400万円以上の方 （購入の場合で家屋価格を明示されない場合は土地・建物の固定資産税評価額比率により建物価額を算出します） ④新築又は購入した住宅建物の5年以上定住する方 ⑤自治会に加入した方 ⑥市税等の滞納がない方
薩摩川内市	住宅	定住住宅リフォーム補助	★ 令和2年4月から令和5年3月末までの間に転入し、定住のために本市内の補助対象区域内にある住宅をリフォームし、5年以上定住する者に対して、補助金を支給します。 ◎補助額 リフォームに要した費用の2分の1の額 ただし、区域により上限額を設定されています（70万円または100万円） 下記の①～⑥の要件をすべて満たし、本市に転入した日から1年以内に申請できる方が対象となります。 ①令和2年4月から令和5年3月末までの転入者 ②市内業者を利用して、市内の補助対象区域にある住宅をリフォームした方 ③リフォームした工事代金が30万円以上の方【アパート等の賃貸の集合住宅は対象外です】 ④リフォームした住宅建物の5年以上定住する方 ⑤自治会に加入した方 ⑥市税等の滞納がない方
薩摩川内市	住宅	空き家情報登録制度（空き家バンク）	★ 市内にある空き家を登録し、市外から転入予定の方を対象とした住宅紹介 薩摩川内市以外から本市へ転入予定の方に対して、空き家の賃貸・購入を媒介いたします。
薩摩川内市	住宅	空き家バンク成約奨励金	★ 空き家バンク制度を通して成約された所有者と利用希望者の両方に奨励金を支給します。 ◎金額 10万円、20万円、30万円（区域により異なります） 成約後1年以内に申請できる方が対象となります。
薩摩川内市	移住体験	移住体験住宅【体験型】	★ 田舎暮らしを希望されている方に、一定期間、市が設置する「移住体験住宅」で実際に田舎暮らしを体験し、薩摩川内市の自然や人情に触れていただく事で移住計画者を応援しようとするものです。 利用期間は1泊から30泊までとなります。 体験住宅利用料（1棟あたりの金額、光熱水費などの必要経費を含む）は、人数に関係なく、利用期間に応じて下記のとおりです。 1泊以上13泊 1泊あたり2,000円を加算 14泊以上27泊 1泊あたり1,500円を加算 28泊以上 1泊あたり1,000円を加算 設置地域：甑島・里地域（花実咲）（STウイндаーズ）、下甑地域（きまま館）
薩摩川内市	住宅	小型合併処理浄化槽設置整備補助	★ 公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽の設置に対し、補助金を支給します。 補助額 新築① 既存住宅② 5人槽 166,000円 332,000円 7人槽 207,000円 414,000円 10人槽 274,000円 548,000円 ※特に、単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合は、上記②の金額に10万円を上乗せして補助します。 ※宅内配管工事費助成 既存住宅において、合併処理浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水）、マス及び合併処理浄化槽から住居の敷地に隣接する側溝までの放流管を対象とします。工事費助成の上限は、単独処理浄化槽からの転換は30万円、汲取り式トイレからの転換は10万円を上記②の金額にそれぞれ上乗せして補助します。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
薩摩川内市	住宅	地球にやさしい環境整備事業	<p>★ 次世代エネルギーの利用促進、温室効果ガス排出量削減のため、地球にやさしい環境の整備として以下の機器等の導入に対する補助金を交付</p> <p>○住宅用太陽光発電設備導入に係る補助【補助限度額：15万円】 補助対象者：自らの住宅(既存・新築)に、市内の施工業者により住宅用太陽光発電設備を設置予定、または、設置済みの建売住宅を購入した方 補助額：太陽電池モジュール最大出力1kW当たりに3万円をかけた額(上限15万円)</p> <p>○家庭用燃料電池システム導入に係る補助 補助対象者：国の補助に申請し、自らの住宅(既築・新築)に市内の施工業者により家庭用燃料電池システムを設置、または設置済みの建売住宅を購入した方で、国の補助金交付決定を受けた方 補助額：対象設備1基につき20万円</p> <p>○蓄電池システム導入に係る補助 補助対象者：自らの住宅(既築・新築)に市内施工業者により蓄電池を設置予定、または設置済みの建売住宅を購入した方。 補助額：蓄電池容量1kWh当たり3万円をかけた額(上限30万円)</p> <p>○HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)導入に係る補助 補助対象者：自らの住宅(既存・新築)に市内の施工業者によりHEMSと補助対象設備(太陽光・蓄電システムなど)にあわせてHEMSを導入予定の方。 補助額：HEMS設置に加えて設置した補助対象設備の導入数に応じて 1設備 3万円、2設備 5万円、3設備 10万円</p> <p>○ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の建築に係る補助 補助対象者：国のZEH支援事業補助金に該当する住宅を建築、または購入した方で、国の補助金交付決定を受けた方 補助金額：ZEHに係る国補助金額の1/2(上限30万円)に、(蓄電システムを導入した場合)蓄電システムに係る補助金交付額の1/2(上限10万円)を加えた額</p> <p>○電気自動車等充電設備 補助対象者：国の補助制度に申請し、交付決定を受けた、市内に住所を有する方。ただし、市内の施工業者により設置されていることが条件。 補助金額：国の補助金額の1/2(上限50万円)</p> <p>○電動アシスト自転車 補助対象者：市内の販売店で電動アシスト自転車を購入し、車の運転免許をお持ちの方 補助金額：本体価格の1/3(上限3万円)</p> <p>○プラグインハイブリッド・電気自動車 補助対象者：自ら使用する目的で購入し、国の補助金確定通知を受けた方 補助金額：国の補助金交付確定額の1/2(上限50万円) ・対象車両の購入にあわせて充電設備(上記充電設備に非該当)を設置した場合、5万円上乗せ</p> <p>○超小型モビリティ 補助対象者：未使用の超小型モビリティを購入した方で市内に住所がある方。 補助金額：1台につき上限7万円</p>
薩摩川内市	就業	若者等ふるさと就業促進奨励金	<p>★ 新卒者、UIJターン者の市内就労促進を支援するため、市内事業所に就職した若者等に奨励金を支給します。</p> <p>【補助対象者】 新卒者：中学校・高校・大学・専門学校等の新卒者で、市内に住所を有し、卒業後1年以内に市内事業者と正規雇用契約を結んだ者。 UIJターン者：本市に転入した40歳未満(平成31年4月1日以降に就労した方は40歳未満)の者で、転入前後1年以内に市内事業者と正規雇用契約を結んだ者。 * 甑島地域についてはいずれも50歳未満 ※正規雇用とは、雇用期間の定めが無く、社会保険、労災保険、雇用保険に加入していること。</p> <p>【奨励金額】 1人につき10万円(生涯1回のみ支給) * 甑島地域の事業所に就労した方は30万円(10万円を3年に分けて支給)</p>
薩摩川内市	就業	UIJターン者家賃等補助金	<p>中小企業等の人材確保とUIJターン者の地元就労を支援するため、市内中小企業等に就職したUIJターン者に対し、家賃の一部を補助します。</p> <p>【補助対象者】 ・本市に転入前後1年以内に中小企業等に正規雇用された者 ・転入時において、40歳未満の者(* 甑島地域については50歳未満) ・自ら住宅を借り受け、家賃を支払った者</p> <p>【補助金額】 支払った家賃1か月分の額に3/10を乗じて得た額の12か月分(月額上限2万円) * 甑島地域については家賃1か月分の額に5/10を乗じて得た額の12か月分(月額上限1.5万円) * 中小企業等から家賃の支援がある場合は、その額を控除した額に補助率を乗じる。</p> <p>【移住支援金】 甑島へのUIJターン者のみが対象となります。 単身世帯：10万円 二人以上の世帯：20万円</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
薩摩川内市	就農・漁業	新規就農者支援事業	<p>★ 新規に農業に就業しようとする方(新規参入者、農業後継者等)に対して、農業公社研修生等及び農業次世代人材投資資金の交付を受けていない認定新規就農者に対して、農業公社研修期間及び就農から最長5年間を限度とし、生活及び研修資金を補助します。</p> <p>補助対象者 本市に住所を有し、本市内の存する農地において農業を営む方 農業公社が実施する研修事業を受講する方 5年以上就農することが見込まれる方</p> <p>補助額 交付額:年額150万円以内</p>
薩摩川内市	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 18歳に達した最初の年度末までの子どもの医療費の自己負担分を全額助成 本市に住所を有する高校修了までの子どもが対象になります。 (18歳到達後の最初の3月31日まで) ただし、他の医療費助成制度の対象となるときは、その制度が優先されます。 また、独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する災害給付を受ける場合も、その制度が優先されます。</p>
薩摩川内市	出産・育児	不妊・不育治療費等助成制度(コウノトリ支援事業)	<p>★ 不妊治療・不育治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費等の一部を助成することにより、福祉の増進を図ります。</p> <p>助成対象者 申請時に、次の要件を満たす夫婦が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 婚姻をしていること 2. 本市に住所を有し、3ヶ月以上居住していること (夫婦のいずれかが住所を有している場合も含みますが、住所のある方の費用のみ申請できます) 3. 夫婦双方が国民健康保険又は社会保険に加入していること 4. 夫婦双方とも市税等滞納がないこと <p>治療費の助成額 ○不妊治療費(1年度当たり20万円を限度に、1妊娠につき連続5年度) 【自己負担額】-【鹿児島県の助成相当額】×1/2=助成額(100円未満切捨て) ※笹地域の方のみ不妊治療にかかる旅費、宿泊費の一部 ○不育治療費等(1年度当たり10万円を限度に、1妊娠出産につき連続5年度) 【不育治療費の自己負担額】×1/2=助成額(100円未満切捨て) ※笹地域の方のみ不育治療にかかる旅費の一部</p>
薩摩川内市	出産・育児	こしき子宝支援事業	<p>★ 笹地域の妊産婦の方々を対象に、妊産婦健診のために本土の病院へ渡った場合、島外産科医療機関で出産に備えて待機する場合、また島外の医療機関へ緊急移送された場合等にフェリー代等の交通費や宿泊費の一部を助成します。</p> <p>○妊産婦健診を受診する際の交通費および宿泊費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、交通費: 妊産婦健診については14往復分、産婦健診については2往復分を限度(笹島住民島発往復割引運賃を原則とし、1回の妊産婦健診につき要した笹各港と川内港又は串木野新港間の旅客運賃相当額) 2、宿泊費: 妊産婦健診につき1泊5,000円を上限とし、かつ2泊を限度とする合計額に3分の2を乗じて得た額 <p>○島外の産科医療機関での出産に備えて待機する際の交通費および宿泊費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、交通費: 出産待機に要した笹各港と川内港又は串木野新港間の旅客運賃相当額(笹島住民島発往復割引運賃を原則) 2、宿泊費: 1泊5,000円を限度に上限75,000円の合計額に3分の2を乗じて得た額 <p>○島外の産科医療機関にやむを得ず緊急に移送された際の移送費 緊急移送にかかる費用の実費相当額(100,000円を限度)に3分の2を乗じて得た額</p>
薩摩川内市	出産・育児	妊産婦健康診査等	<p>★ 妊婦健診、産婦健診、妊婦歯科健診及び新生児聴覚検査に要する費用を一部負担します。</p> <p>補助回数 妊婦健診14回、産婦健診2回、妊婦歯科健診1回、新生児聴覚検査1回</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
薩摩川内市	出産・育児	ファミリー・サポートセンター事業	<p>★ 子育てのお手伝いをしてほしい方と子育てのお手伝いをしたい方が、お互いに会員になって有償ボランティアで助け合い(相互援助活動)を行います。</p> <p>会員条件 おねがい会員・・・薩摩川内市内在住または勤務している方で生後3か月から小学6年生までの子どもがいる方 まかせて会員・・・薩摩川内市在住で20歳以上の心身ともに健康な方(年齢、性別、資格等問わず)</p> <p>利用料金(入会金・年会費無料) おねがい会員 月～金(祝日は除く)7:00～19:00・・・30分 300円 上記の時間外、土曜・日曜・祝日・・・30分 350円</p> <p>助成額 おねがい会員 月～金(祝日は除く)7:00～19:00・・・30分 150円 上記の時間外、土曜・日曜・祝日・・・30分 200円</p>
薩摩川内市	出産・育児	保育料軽減事業	<p>薩摩川内市では、保護者の収入に関わらず、保育認定を受けて保育所等に入所する第2子と第3子に該当する3歳未満児の保育料を、それぞれ半額・無償化しています。</p>
薩摩川内市	出産・育児	第3子以降妊娠祝金	<p>★ 第3子以降のお子様を妊娠された方に祝金を支給します。</p> <p>対象者 以下の要件をすべて満たす方 ①第3子以降の子(以下、対象児)を養育することとなる予定の保護者であること ②対象児に係る母子健康手帳の交付を受けていること ③母子健康手帳の交付を受けた日において、本市に1年以上住所を有していること(申請時点においても本市に住所を有していること)</p> <p>祝金額 対象児1人につき10万円</p>
薩摩川内市	住宅	結婚新生活支援補助金	<p>★ 結婚に伴う新生活のスタートに係る新居住居費及び引越費用を助成します。</p> <p>対象者 以下の要件をすべて満たす方 ①令和2年1月1日から令和3年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦 ②婚姻時に夫婦ともに34歳以下 ③令和元年の夫婦の合計所得が340万円未満(奨学金の返済額を控除可/離職した方は別途計算) ④令和2年1月1日以降、市内の住宅を新たに取得または新たに賃借して住んでいる ⑤夫婦ともに市税等の滞納がない</p> <p>補助額 住宅の取得費または賃借費(家賃1か月分、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)、引越費用(上限30万円)</p>
薩摩川内市	教育	通学定期券等購入費補助金	<p>★ 市内に住む中学・高校生が、市内の中学校・高校へ公共交通機関等を利用して通学する際の定期券購入代またはスクールバス代を助成します。</p> <p>対象者 以下の要件をすべて満たす方 ①本市に住所を有し、本市に所在する中学校及び高等学校に通学する生徒のために定期券等を購入している保護者 ②市税等の滞納がないこと</p> <p>補助額 定期券等の購入代の半額</p>
薩摩川内市	就業	奨学金返還支援制度	<p>★ 薩摩川内市では、大学(短期大学を除く)または川内職業能力開発短期大学校、川内看護専門学校を卒業した方が市内の中小企業やそれに準ずると認める企業・団体に就職した場合に、在学時に借りていた奨学金の返還を支援するものです。</p> <p>補助対象者: 以下の全てに該当する方。 ①大学(短期大学を除く)または川内職業能力開発短期大学校、川内看護専門学校を卒業した方 ②在学中に、市の指定する奨学金を借りていた方 ③平成28年度以降に市内の事業者にて正規雇用され、市内に勤務している方 ④市内に住所を有し、正規雇用された時点で30歳未満の方</p> <p>補助額: 前年度に返還した奨学金額の2分の1(上限20万円) 補助期間: 返還が完了するまでか、補助額の総額が200万円に達するまで</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
薩摩川内市	その他	新幹線通勤定期購入補助	<p>★ 令和2年4月から令和5年3月末までの間転入した者で、同期間に発行された新幹線定期乗車券(川内駅を利用区間を含む)を利用し通勤している者に対して補助金を支給します。 ◎補助額 1月あたり1万円～2万円(営業キロにより異なる)</p> <p>下記の①～⑤の要件をすべて満たし、定期券の通用開始から4か月以内に申請できる方が対象となります。 ①令和2年4月から令和5年3月末までの転入者 ②令和2年4月から令和5年3月末までの間に発行された新幹線通勤定期券を購入し、通勤している方(川内駅を利用区間を含む定期券が対象となります) ③新幹線通勤定期券購入額から、勤務先より支給された通勤手当額を差し引いた金額が、補助金額以上となる方 ⑤自治会に加入した方 ⑥市税等の滞納がない方</p>
薩摩川内市	その他	高齢者はり、きゆう、マッサージ等施術料助成事業	<p>★ 高齢者の健康保持と福祉の増進を図るため高齢者がはり、きゆう、マッサージ、あん摩又は指圧の施術を受けた場合に当該施術に係る施術料の一部を助成します。</p> <p>補助対象者 本市に1年以上住所を有する65歳以上の方</p> <p>助成額 1回800円(1年間に40回まで)</p>
日置市	住宅	宅地分譲事業	<p>★ 住環境良好な宅地分譲の実施(市外からの転入者、子育て世代に割引制度あり) 地域 ○吹上地域 湯之元住宅団地(残り1区画) ○吹上地域 緑ヶ丘住宅団地(残り1区画)</p>
日置市	住宅	吹上町ミニ住宅団地分譲事業	<p>★ 吹上地域の貸付を分譲地として販売する。 ○下田尻ミニ住宅団地(残り2区画) ○上和田ミニ住宅団地(残り1区画)</p>
日置市	住宅	過疎地域移住定住促進事業	<p>★ 過疎地域の移住定住促進を図るため、日置市に転入し、過疎地域(補助対象地域)で住宅を新築又は購入、改修される一定の要件を満たす方へ補助金を交付します。 ①市外からの転入者で、補助対象地域において住宅を新築又は購入、改修した方。(ただし、56歳以上65歳以下は、生計を同じくする配偶者又は18歳以下の扶養者を有していること。55歳以下は単身者も対象。) ②住宅の新築等に要する経費の合算額3分の2で、指定された区域・扶養状況で算出した上限額以内を補助額とする。(ただし、浄化槽設置及び用地の整備に係る経費は除く。) ③自治会に加入すること。 ④市税その他の市の徴収金に滞納がないこと。 ⑤住宅を取得した日から5年以上居住すること。 ⑥本市を転出してから1年以内の本市への再転入者でないこと。 (補助金額) 1件当たり40～90万円(18歳以下の扶養者を有する場合は、1人当たり10万円を加算) ※56歳以上65歳以下の対象者は、算出された上限額の50%が上限額となります。</p>
日置市	住宅	空き家改修補助金	<p>★ 空き家を「購入し居住する方」又は「居住用賃貸物件として活用する方」「借りて居住する方」「簡易宿所として活用する方」「社宅として活用する企業」が改修し、一定要件を満たす場合、補助金を交付します。 ①現に空き家であり、築年数が20年以上の建物。 ②改修してから5年以上居住すること。 ③自治会に加入すること。 ④市税等に滞納のないこと。 (補助金額) 改修費用の2分の1以内 上限50万円</p>
日置市	起業	新規創業者スタートアップ支援事業費補助金	<p>★ 本市にて、新規創業する以下の要件に該当する者を対象に、店舗等の改装に係る工事費及び付帯設備等に係る工事費、宣伝広告費、設立登記に係る経費に対し1/3補助する。ただし、認定連携創業支援事業者は50万円を上限とし、その他は30万円を上限とする。 ①中小企業信用保険法に規定する中小企業者であること。 ②創業後において本市商工会に加入すること。 ③創業後2年以上事業の継続ができること。 ④市税その他の市の徴収金に滞納がないこと。</p>
日置市	住宅	空き家家財道具処分事業	<p>★ 空き家バンク登録物件及び地区公民館による空き家利活用物件において、市内企業の協力を得て、5万円までの処分費を市が負担します。</p>
日置市	住宅	空き家バンク事業	<p>★ 空き家を利活用したい方が登録をして購入又は賃貸する。宅建協会が媒介を必ず実施。現在117件登録。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
日置市	就農・漁業	農林漁業後継者支援金	★ 日置市で自立を目指す農業林業漁業後継者に対して支援を行います。 条件 ①年齢が50歳以下で市内に住所があること ②市指定の就農計画認定を受けていること ③日置市内で継続して就農すること 内容 ①就業祝金として50万円を支給します。 ②研修手当として新規学卒者は月額10万円、Uターン者・新規就農者は単身10万円、夫婦月額15万円を支給(1年間を限度とします。)
日置市	就農・漁業	新規就農希望者短期研修事業	★ 日置市で2泊3日の日程で農業体験研修や新規就農者との交流を行い、農業への理解を深めてもらうと同時に市内で新規就農希望者を募る。 条件 ①年齢が50歳以下で市内に住所があること ②定員10名です。 ※10月末に開催予定です。
日置市	就農・漁業	農林漁業新規就業支援金	★ 新たに農業・林業・漁業への就業を目指す方に対して、研修期間中(2年間)支援を行います。 条件 ①市が指定した研修施設で研修すること(2年間) ②年齢が50歳以下で市内に住所があること ③市指定の就業計画認定を受けること 内容 ①研修手当として単身者月額12万円、夫婦月額18万円を支給 ②住居手当 月額1万5千円(限度額)を支給 ③住宅改装費の支援あり(限度額100万円)
日置市	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児・児童生徒に係る医療費自己負担分を助成します。 1 対象者 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児・児童生徒が対象です。 2 助成額 自己負担分全額助成します。
日置市	出産・育児	マタニティボックス配布事業	★ 日置市に誕生された赤ちゃんとそのご家族を対象に、マタニティボックスをプレゼントします。子育てグッズや日置市の特産品等が入っています。
曾於市	住宅	宅地分譲事業	★ 良好な住環境を提供するため、宅地分譲を実施しています。 ○大隅町坂元地区(残り7区画) ○大隅町南地区(残り9区画) 詳しくは、お問い合わせください。 問合せ先 曾於市役所 企画課 定住推進係 0986-76-8802
曾於市	住宅	定住促進事業	★ 曾於市住宅取得祝金支給 ○定住促進を図るため、住宅を新築または購入した方に対し、お祝いとして市が発行する商品券および現金を支給します。 1(基本の祝金等) 住宅を新築又は購入した者 商品券5万円分+現金5万円=計10万円分 2(転入者加算) 上記の対象者で、転入して1年以内の方に対し 商品券10万円分+現金10万円=計20万円分を加算 ※注)本市から他の市町村へ転出し、転出後3年以内の再転入は対象外とする。 3(子ども加算) 上記1(基本の祝金等)と2(転入者加算)の両方の対象者であり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを有する場合、 子ども1人につき 商品券5万円分+現金5万円を加算 ただし、子ども加算は最大商品券10万円分+現金10万円までとする。 詳しくは、お問い合わせください。 6 問合せ先 曾於市役所 企画課 定住推進係 0986-76-8802
曾於市	住宅	市有地活用定住促進補助金	★ 市の所有する土地を購入し、住宅を建築する際に購入費用の一部を補助します。 ○補助対象者 平成28年4月1日以降に市の土地を購入し、土地譲渡契約後1年以内に住宅の所有権保存登記をしていること。また、購入した市有地に建設した住宅に居住していること。 ○補助金額 土地取得価格の10% (市外からの転入者:最高50万円) (市在住者:最高30万円) ○補助対象土地 末吉町上町地区分譲地・大隅町大隅北地区分譲地・大隅町大隅南地区分譲地

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
曾於市	住宅	住宅リフォーム促進事業補助	★ 市民が居住する住宅のリフォーム工事を、市内業者が行う場合、その経費の一部を補助する。 ○対象工事費 20万円以上 ○補助金額 対象工事費の10%(最高15万円) ○対象外工事 住宅設備品だけの経費、車庫の設置、既成テラスのみの工事、塀や門扉などの外構工事。
曾於市	住宅	空き家バンク登録住宅改修補助金	★ 空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費用の一部を補助します。 ○補助対象建物 市内に存在する空き家バンク制度に登録された空き家。 ○補助対象者 補助対象改修工事について、その他の制度による助成を受けていないこと。 リフォーム後3年間は、空き家の転売や処分を行わないこと。 ○対象工事 市内登録業者が行う20万円以上の工事 ○対象外工事 電化製品及び家具等の取付工事、塀や門扉等の外構工事 ○補助金額 対象工事費の30%(最高50万円)
曾於市	住宅	浄化槽設置補助	★ し尿及び生活排水の浄化をすることにより、自然環境の汚染を防ぎ、住みよい生活環境を目指します。 この事業は、末吉地区及び大隅地区の全域が対象です。ただし、末吉地区内の公共下水道認可区域は対象外です。 ①浄化槽設置整備事業補助金 ・補助基本額 5人槽1基当たり332,000円 7人槽1基当たり414,000円 10人槽1基当たり548,000円 ②浄化槽設置推進助成金 一定額を超えた金額のうち、10万円を限度に助成 ③単独処理浄化槽からの転換に関する補助金 単独浄化槽から合併浄化槽へ切り替えた際、単独浄化槽の撤去にかかった費用(限度額9万円)及び配管費用(限度額30万円)に対し補助金を交付します。 ※財部地区全域を対象とする事業は、市が浄化槽の設置・整備や適正な維持管理を行い、住民に工事分担金や使用料を負担していただく事業です。
曾於市	就業	商工業新規就業者支援対策事業	★ 曾於市に住み、新たに商工業に従事する方に支援を実施します。 ○曾於市商工業新規就業者支援対策事業 1 補助金交付資格及び条件 (1)商工業以外の仕事に従事していた者又は就学していた者で、新たに就業した者 (2)市内に居住し市内の施設を使用する者で、年齢は18歳以上概ね55歳以下の者。補助金交付終了後、5年以上従事すること。 2 補助金交付金額 (1)親等の経営基盤を全く引き継がず新規経営する者 月額7万円 (2)親等の経営基盤を引き継ぎながら経営改善を行う者 月額5万円
曾於市	就農・漁業	新規就農者支援対策事業	★ 曾於市に住み、新たに農業・畜産業に従事する方へ支援を実施します。 曾於市新規就農者支援対策事業 1 補助金交付資格及び条件 (1)新規参入者: 農林業以外の仕事に従事していた者で、新たに就農した者 (2)新規学卒就農者: 就学していた者で、新たに就農した者 上記(1)または(2)に該当し、かつ、市内に居住し市内に施設を所有する者で、年齢は18歳以上概ね55歳以下の者。補助金交付終了後、5年以上従事すること。 2. 補助金交付金額 (1)親等の経営基盤を全く引き継がず新規経営する者 ・単身で就農 月額10万円 ・夫婦で就農 月額15万円 (2)親等の経営基盤を引き継ぎながら規模拡大及び経営改善を行う者 ・単身で就農 月額5万円 ・夫婦で就農 月額7万円 3. 補助金交付期間 2年間
曾於市	出産・育児	出産祝金支給事業	★ 出産を促し、子供のすこやかな成長を願い出産祝金を支給します。 ○支給の要件(下記の要件を全て該当する場合に支給) ①市内に住所を有する母親が、第3子以上を出産した場合(同一女性が3人以上を出産し、その第3子以降に対し祝金を支給) ②出産後母親と対象子どもが市内に住所があり、市で生活を3ヶ月以上生活していること。
曾於市	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 医療費(保険診療)に係る自己負担額の助成 ○子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、子どもに係る医療費の助成を行います。 ○18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(高校卒業時までの間)。
曾於市	出産・育児	放課後児童健全育成事業	★ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を預かる児童クラブの運営を委託し、児童の健全育成を図ります。
曾於市	出産・育児	交流・相談の場提供	★ 子育て支援センターと連携を図り子育てに関する問題解決のための相談業務ふれあい活動を通じ、乳幼児の健全育成を図ります。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
曾於市	出産・育児	子育て支援パスポート事業	★ 県の実施している事業を行っています。
曾於市	出産・育児	不妊治療費助成	★ 不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図るため、不妊治療を受けている夫婦に対し、費用の一部を助成します。 【助成対象者】 ・法律上の婚姻をしている夫婦であること ・夫婦のいずれかが、曾於市に1年以前から住民登録をしていること ・夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満であること 【対象となる不妊治療】 ・特定不妊治療:対象となる夫婦が行う医療保険が適用されない体外受精及び顕微授精 また、治療の一環として行われた男性の不妊治療 ・一般不妊治療:特定不妊治療を除く不妊治療のうち医療機関等で受けた医療保険が適用されない治療 【助成額】 ・特定不妊治療 女性不妊治療費:1回につき上限10万円(鹿児島県不妊治療費助成額を控除した額) 男性不妊治療費:1回につき上限10万円(鹿児島県不妊治療費助成額を控除した額の1/2の額) 助成回数:鹿児島県不妊治療費助成事業に準ずる ・一般不妊治療 助成期間:治療を開始した日の属する月の初日から2年間とし、1年間ずつ前期・後期とする 助成額:前期及び後期それぞれ上限5万円
曾於市	出産・育児	風しんワクチン接種費助成	出生児の先天性風しん症候群を予防するため、妊娠を希望する女性等を対象に、風しんワクチン接種に要した費用の一部を助成します。 【助成対象者】 ・妊娠を希望する女性及びその配偶者 ・妊婦と同居している者 【助成額】 ・上限5,000円
曾於市	出産・育児	保育料等の保護者負担軽減	★ 保育所及び認定こども園等で児童を保育するために、必要な費用を支出し保育の質の保持増進を図ります。また、市の独自の補助金を交付し、保護者の更なる負担軽減を図っています。
曾於市	福祉	敬老祝金支給	★ 永年の間、市政の発展やその他にご尽力くださった高齢者に感謝し、その功績をたたえ、敬老の祝金を支給します。
霧島市	住宅	霧島市ふるさと創生移住定住促進事業	★ 霧島市では、中山間地域の活性化及び市内の空き家の有効活用を図ることを目的に、市外からの転入及び市街地からの転居による移住定住を促進するため、補助金を支給する制度を設けています。この制度は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までに市の中山間地域(国分・隼人の市街地を除く区域)に住宅を新築、購入又は増改築した移住者、または、同じく中山間地域の貸家(一戸建て住宅、共同住宅、公営住宅)に入居した移住者(転入定住者のみ)及び国分・隼人の市街地に、中古住宅を購入または増改築した移住者へ補助金を交付する制度です。 【対象者】 ・転入定住者=基準日(令和2年4月1日)以後令和5年3月31日までの間に、市外から定住の意思をもって本市に転入し、本市に生活の本拠がある者(ただし、本市から転出後1年に満たない間に再転入した者を除く) ・転居定住者=基準日(令和2年4月1日)以後に令和5年3月31日までの間に、本市の市街地から定住の意思をもって中山間地域に転居し生活の本拠がある者(ただし、市街地に居住していた期間が1年に満たない者を除く)
霧島市	住宅	定住促進用分譲地販売事業	★ (国分地区) ①塚脇団地(残23区画) 面積:120坪程度 坪単価:19,000円程度 (隼人地区) ①浜之市宅地分譲地(残1区画) 面積:73坪 坪単価:72,000円程度 ②姫城地区宅地分譲地(残1区画) 面積:75坪程度 坪単価:84,000円程度 (溝辺地区) ①溝辺宅地分譲地(残17区画) 面積:75坪~173坪程度 坪単価:50,000円~62,000円程度 (横川地区) ①丸山前団地(残12区画) 面積:100坪程度 坪単価:36,000円程度 ②赤水団地(残3区画) 面積:120坪程度 坪単価:26,000円程度 ③第二赤水団地(残6区画) 面積:120坪程度 坪単価:28,000円程度 (牧園地区) ①牧園中央団地(残3区画) 面積:100坪程度 坪単価:75,000円程度 ②万膳団地(残2区画) 面積:110坪程度 坪単価:17,500円程度 ③中津川団地(残1区画) 面積:91坪 坪単価:22,000円 (霧島地区) ①戸崎団地(残1区画) 面積:100坪 坪単価:37,710円 (福山地区) ①牧之原高原団地(残11区画) 面積:63坪~81坪 坪単価:25,000円~34,000円

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
霧島市	住宅	定住促進用分譲地購入特典制度	霧島市土地開発公社の分譲地の購入希望者に対して、条件に応じて最大50%の土地価格の値下げを行います。 (国分地区) ①塚脇団地(残23区画) 面積:120坪程度 坪単価:19,000円程度 (隼人地区) ①浜之市宅地分譲地(残1区画) 面積:73坪 坪単価:72,000円程度 ②姫城地区宅地分譲地(残1区画) 面積:75坪程度 坪単価:84,000円程度 (福山地区) ①牧之原高原団地(残11区画) 面積:63坪～81坪 坪単価:25,000円～34,000円 (要件及び割引率) 上記の分譲地の購入希望者で、次のような条件の方が対象となります。 1、子育て支援制度 ・18歳未満のお子様がいっしょの方 (妊娠中の方も含みます) ⇒土地価格の10%引き(対象の子が2人以上20%) 2、シニア支援制度 ・購入した土地に建てる住宅に55歳以上の方が入居(同居)する世帯 ⇒土地価格の10%引き(対象者が2人以上20%) 3、複数区画購入割引制度 ・同一団地(塚脇・牧之原高原)内で2区画以上購入する方または親子・兄弟姉妹等で複数区画を購入する方 ⇒土地価格の10%引き
霧島市	住宅	霧島市空き家バンク制度	空き家を『売りたい』、『貸したい』とお考えの所有者及び管理者と、居住等するために空き家を活用したい利用希望者とのマッチングを支援する制度です。空き家の情報を、市のホームページなどで広く情報公開します。 空き家の有効活用を通して、移住定住を促進し、地域活性化を図ることを目的としています。
霧島市	就業	空き店舗等ストックバンク制度	★ 空き店舗等を『売りたい』、『貸したい』とお考えの所有者と、商工業等を営むために空き店舗等を活用したい利用希望者とのマッチングを支援する制度です。空き店舗等の情報を、市ホームページなどで広く情報公開します。さらに登録された空き店舗で創業した際には、創業者に対し家賃の一部を補助する制度があります。(空き店舗等活用賑わい創出支援事業)
霧島市	就業	霧島ゆうあい人材バンク	★ U・ターン者等を含めた就労希望者を地元企業に紹介することで、就労を促進します。併せて、企業の高度化や経営の安定化を図ります。 霧島ゆうあい人材バンクは、自分の持っている技術、知識・経験を退職後、霧島市の企業において生かしたいとお考えのU・ターンの就労希望者のために設置するものです。 窓口等に備え付けの「求職・職務履歴カード」を記入、提出されますと、霧島ゆうあい人材バンクに登録され、企業とのリクエストがマッチすれば、就労につながるというものです。
霧島市	就農・漁業	霧島市認定新規就農	★ ●霧島市において次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金及び就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。 ①青年等就農計画制度 新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じる制度です。 【対象者】 霧島市内において、新たに農業経営を営もうとする青年等(農業経営を開始して5年以内の者を含む)であって、以下に該当する者。 ○青年(18歳以上45歳未満) ○45歳以上65歳未満の者で、特定の知識・技能を有する者。 ○上記の者が役員の大半数を占める法人。 ※認定農業者は対象となりません。 ②農業次世代人材投資資金(経営開始型) 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の新規就農者の方に、就農直後の経営確立を支援する資金(年間150万円)を交付します。青年等就農計画の認定を受けることが交付要件のひとつとなっています。 また、対象年齢を原則55歳未満に引き上げた霧島市独自の支援も実施しています。 ●霧島市新規就農支援センター 深刻化する農業従事者の減少、高齢化などの課題に対応するため、新規就農者の確保・育成を目的としたセンターを設立。構成団体との連携により、新規就農相談の段階から就業開始・定着の段階まで、きめ細やかに支援を実施。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
霧島市	出産・育児	①出産育児一時金 ②出産育児一時金 直接支払制度	<p>★ ①国民健康保険に加入している方が出産をされた場合、産科医療補償制度に加入している分娩機関であれば42万円、未加入の分娩機関であれば40万4千円が支給されます。死産や流産等でも支給対象になる場合があります。</p> <p>②出産育児一時金直接支払制度とは、世帯主と分娩機関が合意文書を交わすことにより、出産された後に世帯主に支給する出産育児一時金を、出産費用として市が直接分娩機関に支払う制度です。出産時にまとまった現金を準備するという負担が軽減され、また、市役所の窓口での申請も必要ありません。支給決定額は、産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合が42万円、未加入分娩機関での出産した場合が40万4千円になります。</p> <p>ただし、出産費用がそれぞれの支給決定額を超えた場合、その超過分は本人様の負担となりますが、支給決定額を下回った場合は、市役所の窓口で申請いただければその差額分が世帯主に支給されます。</p> <p>対象者は、国民健康保険に加入している期間に産まれた方。 ※ただし、出産日の6ヶ月前が他の健康保険の被保険者で、加入期間が1年以上あり、その健康保険から出産育児一時金が支給される方は除きます。この場合は加入していた健康保険での手続きになります。</p>
霧島市	出産・育児	特定不妊治療費助成事業	<p>★ 医療保険対象外の特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けているご夫婦へ、不妊治療費の一部を助成します。(特定不妊治療に至る過程の一環として行う、男性不妊治療も含む) (対象者・要件)</p> <p>①.特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であること ②.夫婦ともに霧島市に1年以上居住していること ③.夫及び妻の前年(1～5月までの申請については、前々年)の所得の合計額が730万円未満であること。 ※所得とは、総所得金額と分離課税所得の合計から所得控除額を差し引いた額のことを指します。 ④.市営住宅の住宅料、保育料及び市税の納期到来分に未納のない夫婦であること ⑤.治療初日における妻の年齢が満43歳未満であること。 (助成額) 特定不妊治療に要した費用から、鹿児島県の助成金を控除した自己負担額の一部を助成し、1組の夫婦に対し、1回の治療につき15万円(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び採卵したが卵が得られない等のため中止したのものについては、7.5万円)までを助成します。ただし、初めて助成を受ける妻の年齢(治療初日)に応じて、⑤の年齢制限までの通算支払回数異なります。</p>
霧島市	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子どもの健康の保持と健やかな育成を図ることを目的として医療費の助成を行います。 (助成額) ○未就学児:保険診療による自己負担額を全額。 ○小中学生:保険診療による自己負担額の合計額から一人月額2,000円を差し引いた額。ただし、市町村民税非課税世帯に限り全額助成。 ※加入の健康保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合はその金額を差し引いて支給します。</p>
霧島市	出産・育児	ファミリー・サポートセンター事業	<p>★ 子育てのお手伝いをして欲しい方と子育てのお手伝いをしたい方が、お互い会員となって有償ボランティアで助け合い(相互援助活動)を行います。 センターで行われる援助は、あくまでも単発的、一時的なものであり、軽易かつ短期的、補助的なものです。 原則として、長時間にわたる援助活動は行いません。</p> <p>1.保育所(園)や幼稚園での保育開始前や終了後に子どもを預かる。 2.保育所(園)や幼稚園までの送迎。 3.学童保育(児童クラブ)終了後や学校の放課後に子どもを預かる。 4.病氣回復時期(熱が下がっている状態)の子どもを預かる。 5.買い物など外出の際に子どもを預かる。 6.冠婚葬祭又は学校行事の際に子どもを預かる。 ※ 活動は、原則として「提供会員」の自宅で行います。 ※ 早朝、夜間にわたることもありますが、原則として子どもの宿泊は行いません。</p>
霧島市	移住体験	移住体験研修事業	<p>★ 霧島市では、移住を検討している方、又は、移住を希望している方など霧島市に興味のある方などを対象に、霧島市の魅力をアピールし、移住定住の促進を図ることを目的に年2回移住定住体験研修を実施しています。</p>
いちき串木野市	住宅	定住奨励金(ただし、定住促進分譲団地のみ)	<p>★ ○義務教育終了前までの子ども一人につき30万円(上限90万円)を補助します。 ○定住促進分譲団地に住宅を新築し定住する方で、かつ義務教育終了前まで(中学生以下)の子供のいる方が対象です。 ○該当する分譲団地は、ウッドタウン串木野住宅団地・羽島矢倉団地・小城団地・羽島松尾団地・芋ヶ野団地です。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
いちき串木野市	住宅	住宅建築(購入)補助金 (ただし、定住促進分譲団地のみ)	★ ○住宅の建築費・購入資金の5%(上限50万円)を補助します。 ○いちき串木野市外からの転入者で、市の定める定住促進分譲団地に住居を新築・取得した方が対象です。 ○該当する分譲団地は、ウッドタウン串木野住宅団地・羽島矢倉団地・小城団地・羽島松尾団地・芹ヶ野団地です。ただし、羽島矢倉団地・羽島松尾団地・芹ヶ野団地については、中学生以下の子を持つ方の場合、市内居住者も補助の対象となります。 ○夫婦のいずれかが40歳未満の場合20万円を補助します。 ○市内業者(本社所在)と建築請負契約又は売買契約の場合20万円を補助します。
いちき串木野市	住宅	土地購入補助金 (ただし、定住促進分譲団地のみ)	★ ○土地購入費の10%(上限100万円)を補助します。 ○定住促進分譲団地に定住する方で、自宅の新築及び購入に付随する土地の購入をした方が対象です。 ○該当する分譲団地は、ウッドタウン串木野住宅団地・羽島矢倉団地・小城団地・羽島松尾団地・芹ヶ野団地です。
いちき串木野市	住宅	定住促進住宅事業	★ ○酔之尾東団地を定住促進住宅(子育て支援住宅)として利用できます。 ○18歳以下のお子様1人につき、1,000円の家賃減額助成があります。
いちき串木野市	住宅	住宅リフォーム事業補助	★ ○20万円以上の工事に対して、10%の補助をします。(限度額:10万円) ○自宅のリフォーム工事等を、市内業者(本社が市内)が行うことが条件となります。 ○外構工事・倉庫・車庫の増築及び設備機器等の購入で改修工事が伴わないものは対象外です。 ○工事が令和3年3月までに完了することが条件になります。
いちき串木野市	住宅	空き家バンク制度	★ 空き家を【売りたい・貸したい】人(所有者等)と、居住するために空き家を【買いたい・借りたい】人(利用希望者)とをつなぐための制度であり、空き家の再利用や有効活用を図ることで、いちき串木野市の定住促進及び地域の活性化を目指します。
いちき串木野市	住宅	結婚新生活支援事業	★ 市では、結婚に伴う新生活に係る費用(居住費・引っ越し費用)を補助し、結婚に伴う経済的負担をサポートしています。 【対象となる方】 以下の全てを満たすことが必要です。 (1)令和2年1月1日から令和3年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯 (2)令和2年1月1日から令和3年2月28日までの間に結婚を機に本市に住居を新たに購入・賃借し、当該住宅の住所に居住している世帯 (3)令和元年中の世帯所得が340万円未満であり、夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下の世帯 (4)他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと(個人負担部分が対象) 【補助の対象となる経費】 (1)結婚を機に新たに住宅を取得する際に要した費用 ・駐車場代、土地代、光熱費、旧住宅の解体撤去費、設備購入費等は対象外 (2)結婚を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用 ・賃料、敷金、礼金(保証金などこれらに類する費用を含む)、共益費、仲介手数料が対象 ・勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外 (3)結婚に伴う引っ越しの費用 ・引っ越し業者または運送業者への支払いその他の引っ越しにかかる実費が対象です。 ・不用品の処分費、自らレンタカーで引越した場合や、友人等に頼んで引越した場合の費用は対象外です。
いちき串木野市	住宅	㈱いちき串木野電力	★ 市が51%を出資して㈱いちき串木野電力を設立しました。公共施設、市内事業所、一般家庭の電気料金をこれまでよりも安く提供し、収益の一部を子育て支援や地域福祉の向上に役立てる環境維新のまちづくりを推進しています。 ◆いちき串木野電力の3つの特徴◆ 《その1. おトク》 【しみん応援プラン】(既存の電気契約や電気の使用状況等によっては、削減できない場合があります) 今までの電力会社より安く提供でき、家庭の毎月の電気料金を削減できます。 《その2. あんしん》 これまでと同じ送配電設備を使用しているため、電気の品質は変わりません。 《その3. みちか》 【はぐくみ応援プラン】(2歳未満のお子様がいる家庭が対象です) 基本料金が供給開始日から24ヶ月間無料になります。 【いきいき応援プラン】(契約者が満70歳以上の家庭が対象です) 7~9月の電気使用料金が5%割引になり、さらに9月は敬老のお祝金として500円割引となります。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
いちき串木野市	移住体験	おためし居住施設	<p>★ 田舎暮らしを希望されている方に、一定期間市が設置する「移住体験住宅」で実際に田舎暮らしを体験し、いちき串木野市の町並みや自然、人情などに触れていただく事で移住計画者を応援します。 利用期間は1泊から30泊までとなります。</p> <p>体験住宅利用料(1棟あたりの金額、光熱水費などの必要経費を含む)は、人数に関係なく、利用期間に応じて下記のとおりです。 1泊以上13泊 1泊あたり2,000円を加算 14泊以上27泊 1泊あたり1,500円を加算 28泊以上 1泊あたり1,000円を加算</p> <p>設置地域：中心部…KACCHEL(カッチェル)・周辺部…羽島おためし住宅</p>
いちき串木野市	就農・漁業	新規就農者支援金	<p>★ ○新たに専門的に就農した方で、販売農家(経営耕地面積が30アール以上又は農畜産物販売金額が50万円以上の農家)である方に、1人につき50万円とし、1回限りとする。ただし、夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営であることが明確である場合)は、夫婦合わせて75万円支援します。 ○市内に住所を有し、おおむね55歳以下の方が対象です。 ○実践的な農業経営を1年以上経験し、今後も継続的に就農する意志がある方が対象です。</p>
いちき串木野市	就農・漁業	新規沿岸漁業就業者支援金	<p>★ ○新たに、専業として沿岸漁業に就業する方で、今後も継続的に沿岸漁業に就業する意思があると認められる方に、1人につき50万円支援します。 ○市内に住所を有し、65歳以下の方が対象です。 ○本市にあるいずれかの漁業協同組合の正組合員になり1年を経過していない方が対象です。</p>
いちき串木野市	起業	空き店舗等活用促進事業補助	<p>★ ○市内商工業の育成及び振興に寄与するため、市内空き店舗等を活用し、新規開業を行う事業者に対し補助します。 【店舗改装経費】 ・上限200千円(対象経費の1/2) 【空き店舗等の家賃補助(駐車場代含む)】 ・最初の6ヶ月間：上限20千円 ・7～24ヶ月間：上限10千円(対象経費の1/2)</p>
いちき串木野市	出産・育児	未来の宝子育て支援金	<p>★ ○出生祝金として、第1子：2万円・第2子：3万円・第3子：10万円を支給します。 ○誕生日祝金として、第3子以降出生一人につき1歳から5歳までの誕生日ごとに1万円を支給します。 ○入学祝金として、第3子以降出生一人につき小学校入学時に入学祝金として5万円を支給します。 ○第1子以降または第3子以降出生子の養育者で、本市に引き続き1年以上住所を有する方に助成し、継続した子育て支援を行います。</p>
いちき串木野市	出産・育児	乳児紙おむつ購入費助成事業	<p>★ ○紙おむつの購入費として、乳児1人につき20,000円を限度額として助成します。 ○市内店舗で購入した紙おむつが対象で、乳児を養育している保護者に対して助成します。</p>
いちき串木野市	出産・育児	特定不妊治療費助成事業	<p>★ 医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精・顕微授精・男性不妊の不妊治療を受けた夫婦に対して、不妊治療助成金を給付する「特定不妊治療費助成事業」を実施しています。</p> <p>1 交付対象者 (1)特定不妊治療を受けており、かつ法律上の婚姻をしている夫婦であること。 (2)夫婦のいずれかが市内に住所を有しており、かつ1年以上居住している夫婦であること。 (3)夫及び妻の前年の所得(ただし、1月から5月までの申請については前々年の所得)の合計が730万円未満であること。 (4)市税、市営住宅の家賃、保育料等の滞納がないこと。 (5)妻の治療初日年齢が43歳未満 (6)県の不妊治療費助成事業承認決定者</p> <p>2 助成額 特定不妊治療・男性不妊治療 ・1回の治療につき各10万円上限 ・妻の年齢(治療初日) 40歳未満の方 通算各6回 40～42歳の方 通算各3回</p> <p>・ただし、他の市町村(政令市及び中核市を除く)から既に助成を受けている場合は、その助成回数を通算回数から控除します。 ・申請期限：県の決定通知日から起算して3か月以内</p>
いちき串木野市	出産・育児	地域子育て支援センター事業	<p>★ 乳幼児を持つ全ての子育て家族の育児相談、育児サークルの育成支援等を行います。相談及びサークル参加申込みについては随時受け付けています。(相談、参加費は無料)</p>
いちき串木野市	教育	ファミリーサポートセンター事業	<p>★ ファミリーサポートセンターへの会員登録を行うことで、保育所・幼稚園・学童保育などへの送り迎えや、放課後の一時預かりなどの援助を受けることができます。 【利用料金】 ・月曜日から金曜日(祝日を除く) 7時から19時：300円/30分 ・上記以外 土日・祝日：350円/30分</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
いちき串木野市	教育	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	★ 授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ります。利用時間は最長19時まで、保育料は各クラブや利用時期によって異なります。
いちき串木野市	教育	本に親しむ取り組み	★ 市では、幼い頃から本に慣れ親しむことで、心豊かな成長を願うとともに、親子で一緒に触れ合うきっかけづくりとして、市内在住の対象の子どもに絵本をプレゼントしています。 《対象者・申込について》 【ブックスタート(6カ月を迎える子)】…市の6カ月検診参加時に申し込み 【セカンドブック(3歳を迎える子)】…市の3歳時検診時に申し込み
いちき串木野市	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ ○医療費の自己負担額を全額助成します。 ○健康保険に加入し、本市に住所を有する中学卒業まで(満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもが対象です。 ※ただし生活保護世帯、重度心身障害者医療費助成受給者、ひとり親家庭等医療費助成受給者は対象外です。
いちき串木野市	福祉	長寿祝金支給	★ 市内に居住する高齢者に対し、長寿を祝福し、敬老の意を表すために長寿祝金を支給します。 【支給内訳】 ・満80歳 5,000円(基準日:9月1日) ・満88歳 5,000円(基準日:9月1日) ・満90歳 5,000円(基準日:9月1日) ・満95歳 5,000円(基準日:9月1日) ・100歳以上 10,000円(基準日:9月1日) ・100歳到達者 50,000円(基準日:100歳到達日)

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	住宅	マイホーム取得補助金	<p>★ 市民の新たな住宅の取得について助成することで、過疎校区や地域経済の活性化を図り、市民の定住を促進することを目的とし、本市内に住宅を取得し定住する方に補助金を交付します。</p> <p>【制度実施期間】令和2年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>【交付条件】</p> <p>(1)南さつま市民であること(外国人も可)</p> <p>(2)移住者、指定区域に住宅取得、市内業者を利用のいずれかの条件を一つ以上満たすこと</p> <p>(3)申請者が補助対象となる住宅の名義を2分の1以上所有していること</p> <p>(4)申請者が新築工事請負契約または売買契約の契約者であること</p> <p>(5)申請者が新築工事代金または購入代金の支払者であること</p> <p>(6)市町村民税の滞納がないこと</p> <p>(7)居住地の自治会に加入し、補助対象となる住宅に5年以上定住すること</p> <p>【住宅の条件】</p> <p>(1)住宅の新築、新築住宅又は中古住宅の購入のいずれかにより取得した住宅であること</p> <p>(2)床面積が40㎡以上で玄関・台所・トイレ・浴室及び居室を有する居住用住宅</p> <p>(3)店舗事務所等との併用住宅の場合、居住部分の床面積が全体の2分の1以上</p> <p>(4)仮設プレハブ等の簡易な構造・移動可能な構造の建物でない</p> <p>(5)令和2年4月1日以降に申請者本人に住宅の所有権保存登記を行っていること</p> <p>※令和2年度申請のみ、平成31年4月1日以降に所有権保存登記分も可</p> <p>(6)建築基準法に適合した建物であること</p> <p>【補助金額】(条件に当てはまる場合、加算方式で金額を決定。)</p> <p>①移住者の場合(本市を離れて3年以上経過後に転入し、かつ転入後3年を超えない方。) 40万円</p> <p>②指定区域に住宅を取得した場合(旧加世田小学校区以外) 40万円</p> <p>③南さつま市内の建築業者と工事請負契約を締結した場合(新築の場合のみ。市内の建築業者とは、本制度の適用を受けるため、本市に登録された業者をいう。) 40万円</p> <p>※補助金の交付は1回限り。補助金額が購入契約額等を上回る場合、その購入契約額等(消費税除く)が交付限度額。</p> <p>※従前の移住者住宅取得補助金・住宅新築等補助金の交付を受けた人は不可。</p>
南さつま市	住宅	移住定住促進補助金	<p>★ 南さつま市では、市が分譲した宅地の売却促進と移住定住の促進を図るとともに、市内経済の活性化を図るため、市が定める対象地を購入し、住宅を新築した移住定住希望の方に補助金を交付します。</p> <p>【制度実施期間】平成22年5月25日～令和4年3月31日</p> <p>1.補助対象要件</p> <p>(1)移住者の場合は、本市を離れて3年以上経過後に転入し、かつ転入後3年を超えないこと</p> <p>(2)補助対象となる対象地の住宅以外に、本市に住宅を所有していないこと</p> <p>(3)居住地の自治会に加入し、5年以上定住すること</p> <p>(4)市町村民税に滞納のないこと</p> <p>(5)申請者が対象地及び補助対象となる住宅の名義を2分の1以上所有していること</p> <p>(6)以上の要件を充たし、住宅を取得後1年以内に申請すること</p> <p>ただし、本市内における公共工事を伴う移転による対象地購入・住宅新築の方は除きます。</p> <p>2.補助金額</p> <p>【基本額】</p> <p>○移住者である場合 100万円 初回は40万円を交付し、残りは次年度以後4年間にわたり各年度ごとに15万円を交付する。</p> <p>○定住者である場合 50万円 初回は20万円を交付し、残りは次年度以後4年間にわたり各年度ごとに7万5千円を交付する。</p> <p>【加算額】</p> <p>○加算区域内の対象地を購入する場合 100万円 初回は40万円を交付し、残りは次年度以降4年間にわたり各年度ごとに15万円を交付する。</p> <p>○被扶養者がいる場合 1人当たり20万円 (世帯員として住民基本台帳等に記載等がされている者のうち、15歳に達する日の属する年度の3月31日までの間にあるものをいう。)</p> <p>初回到全額交付する。</p> <p>○南さつま市内の建築業者と工事請負契約を締結した場合 30万円 (市内の建築業者とは、本制度の適用を受けるため、本市に登録された業者をいう。)</p> <p>初回到全額交付する。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等															
南さつま市	住宅	住宅リフォーム補助金	<p>★〈助成内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●性能向上等リフォーム補助金 <p>〔対象〕 住宅の機能又は性能を維持又は向上させるための住宅の修繕等の改装、増築 〔対象工事費に対する補助金〕 補助対象工事費が30万円以上 補助対象工事費の10%かつ上限額30万円(千円未満切捨て) 補助金の交付は1回限り</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境対策リフォーム補助金 <p>〔対象〕 生活排水を処理するため、集落排水処理施設への接続又は合併浄化槽への切り替えに係る排水設備の改造・改修 〔対象工事費に対する補助金〕 補助金額:補助対象工事費の30%(千円未満切捨て)ただし、下記の工事種別により上限金額あり。</p> <p>(1)排水設備工事補助 上限金額 既存汲取りから改修 17万 既存単独浄化槽から改修 10万 既存合併浄化槽から改修 5万</p> <p>(2)補助金なし浄化槽切り替え加算 上限金額 補助金なしの浄化槽改修 10万</p> <p>(3)合併浄化槽への切替促進加算 上限金額 令和3年3月末日までに改修 10万 補助金額は(1)～(3)の該当補助金の合計額 補助金の交付は1回限り</p> <p>〈助成要件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所があり、かつ、市内で自己が居住し、所有する住宅 (リフォーム完成後に移住する者は申請の住宅に住所を移すこと) ・市町村民税の滞納がないこと ・自治会に加入していること(リフォーム完成後に転居する場合は加入すること) ・地元業者に請け負わせた補助対象工事となる工事に限る ・地元業者は市内に主たる営業所を設置する会社及び個人事業者で、本市に市内業者として登録をした者 ・併用住宅は住宅部分のみの改修工事を対象 ・集落排水処理区域及び合併浄化槽推進区域の環境対策リフォーム補助金は空家・貸家も対象 															
南さつま市	住宅	市営住宅入居者募集	<p>★ 市営住宅の空き家住宅について、入居者募集を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集については市ホームページに随時掲載します。 ・南さつま市外の方も申込み可能です。 ・一般住宅の他、子育て世帯を対象とした住宅や、地域活性化を目的とした住宅もあります。 <p>1 入居者資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在住宅に困っていることが明らかな方。 ・持ち家及び貸家を所有していない方。 ・現に同居し、又は同居しようとする親族がある方。(単身者向け住宅を除く) ※単身者の場合、60歳以上や障害者であることなどの条件があります。 ・市町村民税を滞納していないこと。 ・申込者及び同居親族の合計所得額が収入基準内であること。 <p>2 収入基準</p> <table border="0"> <tr> <td>・公営住宅</td> <td>月収額</td> <td>158,000円以下</td> </tr> <tr> <td>・公営住宅(裁量階層)</td> <td>月収額</td> <td>214,000円以下</td> </tr> <tr> <td>・市営住宅</td> <td>月収額</td> <td>収入要件なし</td> </tr> <tr> <td>・特定公共賃貸住宅</td> <td>月収額</td> <td>158,000円以上～487,000円以下</td> </tr> <tr> <td>・特定優良賃貸住宅</td> <td>月収額</td> <td>158,000円以上～487,000円以下</td> </tr> </table> <p>※裁量階層とは、小学生以下の子どもがいる世帯や障害者のいる世帯など。</p>	・公営住宅	月収額	158,000円以下	・公営住宅(裁量階層)	月収額	214,000円以下	・市営住宅	月収額	収入要件なし	・特定公共賃貸住宅	月収額	158,000円以上～487,000円以下	・特定優良賃貸住宅	月収額	158,000円以上～487,000円以下
・公営住宅	月収額	158,000円以下																
・公営住宅(裁量階層)	月収額	214,000円以下																
・市営住宅	月収額	収入要件なし																
・特定公共賃貸住宅	月収額	158,000円以上～487,000円以下																
・特定優良賃貸住宅	月収額	158,000円以上～487,000円以下																
南さつま市	住宅	浄化槽設置整備事業補助金	<p>★ 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を設置する方へ補助金を交付します。</p> <p>1.補助対象者 漁業集落排水事業、農業集落排水事業等の対象区域及び下水道事業の予定処理区域を除く市内全域において、専用住宅に浄化槽(10人槽以下)を設置する方です。</p> <p>2.補助内容 5人槽: 332,000円、6～7人槽: 414,000円、8～10人槽: 548,000円 ※新設の場合、上記金額の半額となります。 ※単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽に変更する場合、上記金額に9万円を加算します。</p>															

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	住宅	空き家バンク	<p>★ 1.空き家の有効利用を通して本市への定住促進による地域の活性化を図るために、空き家情報の提供を行うものです。http://www.city.minamisatsuma.lg.jp/shimin/sumai-tochi/akiyabank/</p> <p>2.家財処分等補助金 南さつま市内の空き家の利活用を促進するために、本事業へ登録完了した物件を対象に空き家に残っている家財道具の処分にかかる費用の一部を助成します。</p> <p>【対象期間】令和2年4月以降</p> <p>【申請時期】必ず工事着工前に申請してください。</p> <p>【対象者】 (1)登録物件の所有者 (2)登録物件への入居者 ※登録物件の売買又は賃貸借に関する契約を締結した日から6月以内に限ります。</p> <p>【対象経費】 家財道具の処分・搬出に要する経費 ※家財処分等は廃棄物処理の許可を得た業者が行うこと。</p> <p>【補助金額】 補助対象経費の1/3(上限額10万円) ※本事業の実施は登録物件に対して1回に限ります。</p>
南さつま市	就農・漁業	キバレ 海の担い手支援事業	<p>★ 漁業新規就業者に対し、就業支援補助金を交付し、後継者を育成支援することにより水産業の活性化を図る。</p> <p>1. 対象者 ・南さつま市内に住所を有し、新たに専業として漁業に就業しようとする者です。 ・南さつま市内の漁業協同組合の正組合員の資格を有し、就業して5年以内の年齢50歳未満の者です。</p> <p>2.就業支援補助金額 ・月額125,000円×12月</p>
南さつま市	就農・漁業	新規就農者等支援事業	<p>★ 南さつま市内において、新規就農者等(農業後継者・新規就農者)が安定的な農業経営を行うため、農業経営に必要な資本装備に係る経費の一部を助成します。</p> <p>1. 対象者 ・新規就農者等で、就農の日から2年以上従事し、かつ50歳未満の者 ・市内に住所を有する者(法人にあつては市内に本店又は事業所を有する者)</p> <p>2. 助成内容 助成額は事業費の1/2以内で、限度額は100万円です。</p>
南さつま市	就農・漁業	新規就農者就農研修支援事業	<p>★ 南さつま市内で就農するために、南さつま市農業公社を介して、受入先の先進農家で実践研修を受けようとする者に対して、研修時の手当てを支給します。</p> <p>1. 対象者 ・市内に住所を有し、本市において独立・自営就農を目指す者 ・他の新規就農支援制度を受けたことがなく、就農予定時の年齢が50歳未満の者</p> <p>2. 手当額 月額125,000円(夫婦で研修を受ける場合は187,500円) 支給期間は1年間</p>
南さつま市	就農・漁業	農村農業人材育成確保事業	<p>★ 新規就農者のうち、農業技術の習得を希望し、南さつま市農村農業人材育成確保事業の対象者として、就農支援を受けようとする者に対して、ファームサラリー又は就農一時金を支給します。</p> <p>1. 対象者 南さつま市内のうち、加世田、笠沙、大浦、坊津地域の居住者、又は居住しようとする者で、年間農業従事日数が、150日以上見込まれ、申請時において満50歳未満の者。</p> <p>2. 助成内容 ○新規参入者「ファームサラリー」 (支援期間1年間。ただし、研修を必要とする者は2年間) ・単身で就農する者 月額7万円 ・夫婦で就農する者 月額12万円 ・研修期間中の者 月額15万円 ○農業後継者「就農一時金」 ・単身で就農する者 24万円 ・夫婦で就農する者 36万円</p> <p>※農業次世代人材投資事業と重複した支援は受けられません。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	出産・育児	乳児栄養強化事業	<p>★ 下記の対象者に対して、1か月に調整粉乳大缶1缶を1歳の誕生日まで支給の事業を実施しています。</p> <p>1.対象者 南さつま市に住所のある方で (1) 多胎児のうち第1子を除いた者 (2) 4～5か月児健康診査で体重が乳幼児身体発育曲線3パーセントタイル値未満の者 (3) 4～5か月児健康診査で体重が乳幼児身体発育曲線3パーセントタイル値以上10パーセントタイル値未満で、申請時において生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者又は市町村民税非課税世帯に属する者 (4) 妊婦健診において、ヒトT細胞白血病ウイルス—1型陽性(HTLV—1キャリア)と診断された母親から出生した者</p> <p>2.支給期間 申請月から1歳の誕生日まで。ただし、(2)については、健康診査等で体重が乳幼児身体発育曲線の10パーセントタイル値に到達した場合はその到達月まで</p> <p>3.支給物品 調整粉乳大缶1缶(希望する銘柄)</p>
南さつま市	出産・育児	不妊治療費助成事業	<p>★ 不妊治療に要する費用の一部を助成します。</p> <p>1 交付対象者 不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、次のいずれにも該当する方になります。 ・市に1年以上居住 ・合計所得730万円未満 ・市税等の滞納なし</p> <p>2 対象となる治療等 (特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 ・男性不妊治療 * 上記治療の一環として行う男性不妊治療 (一般不妊治療) ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法 ・これらに必要な検査</p> <p>3 助成金の額 (特定不妊治療) ・1年度20万円上限 * 男性不妊治療を行った場合は、1年度20万円を上限に上乗せ ・通算5年間 (一般不妊治療) ・治療開始の日の属する月の初日から2年間(1期・2期の2期) ・治療費用の自己負担分の2分の1(1期・2期ごとに5万円上限)</p>
南さつま市	出産・育児	予防接種助成事業	<p>★ 就学時前の乳幼児に対するインフルエンザ予防接種料の助成を行うことで、病気発症の予防と保護者負担の軽減を図ります。</p> <p>1.対象者 生後6月～未就学児</p> <p>2.接種期間 10月から12月まで</p> <p>3.助成額 1回あたり2,000円(2回接種)</p> <p>4.助成方法 南さつま市及び枕崎市内の協力医療機関に予約し、母子健康手帳と市発行の乳幼児インフルエンザ予防接種助成券を持参すると差額分の支払となります。</p>
南さつま市	出産・育児	乳幼児任意予防接種事業	<p>★ 乳幼児に対しておたふくかぜ・ロタウイルスワクチンの接種助成を1年を通じて実施することで接種率の向上を図り、感染予防・重症化の予防等に努め、子育てしやすいまちづくりの環境整備を図ります。</p> <p>○接種要件 本市に住民登録があること ※既にワクチン接種済みの者は除く</p> <p>○予防接種の種類と助成内容 ・おたふくかぜ 対象者 1歳以上6歳未満の者 助成額 全額 助成回数 1回</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	出産・育児	花婿・花嫁きもいりどん事業 (婚活応援事業)	★ きもいりどん(婚活をサポートしてくれる人)が様々な婚活サポートをします。 ①独身男女の会(ご縁じえる)の登録者にお引合せの場をつくるなど具体的な成婚へのサポート ②未婚の子を持つ親世代向けの婚活応援セミナー等の開催 ③独自イベントの実施 ④この事業で成婚され、南さつま市内に住まれる方に「新婚生活応援資金」の支給
南さつま市	出産・育児	すこやか子ども医療費助成事業	★ 高校生までの子どもに係る保険診療分の医療費を全額助成しています。 助成を行うことにより、疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進と健やかな発達の支援を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 1.対象者 満18歳以後の最初の3月31日まで(高校を卒業するまで)の間にある児童 2.助成内容 高校生までの子どもに係る医療費を全額助成しています。 (保険適用外分を除く)
南さつま市	出産・育児	子育て支援事業	★ ○子育て支援センター 子育て親子の交流の場の提供、子育て等の相談、情報提供などを行います。 ○利用者支援事業 子育てで家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握、子育て支援に関する情報の収集・提供を行い、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行います。 ○ファミリーサポートセンター 子育て支援を希望する方と子育て支援をしたい方が双方会員となり、短時間預りや送迎などの支援を行うなどの相互援助活動のコーディネートを行います。 ○かごしま子育て支援パスポート事業 妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる子育て世帯にパスポートが交付され、全国各地にある協賛店で提示すれば、さまざまな支援サービスを受けることができます。
南さつま市	出産・育児	南さつまっ子誕生祝い金支給事業	★ 出産により子どもを養育することになった者で、誕生日において、本市に住所を有する者に祝金を支給します。 ■第1子・2子に対し、各5万円を支給 ■第3子以降に対し、1人につき10万円を支給
南さつま市	出産・育児	産後ケア事業	★ 出産直後の産婦の育児不安の軽減・解消や育児について、産婦人科施設において母子への心身のケアや育児のサポートを行い安心して子育てできるように支援します。 1. 対象者 産後4か月未満で体調や精神的な不良又は育児不安等がある方 " 家族から十分な家事、援助が受けられない方 2. 内容 産婦人科に委託 乳房ケア、育児指導(オムツ交換、更衣、授乳の仕方、体重測定等)、沐浴指導、メンタルケア 3. 利用期間 原則7日間以内(保健指導上必要と認められた場合に14日を限度として延長可) 4. 助成額 世帯状況に応じた金額
南さつま市	出産・育児	保育料利用者負担軽減	★ 子どもの健康と健やかな育成を図るため、保育料利用者負担を国の基準から50%軽減し、子育て世代の負担軽減を図っています。
南さつま市	出産・育児	放課後児童健全育成事業	★ 労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、適切な遊びと生活の場を与え、その児童の健全な育成を図るものです。※市内14か所で実施

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	教育	就学援助事業	<p>★ 南さつま市では、文部科学省の方針に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し下記のとおり学用品費等を支給しています。また、対象児童生徒が虫歯等の学校病の治療のため受診する際の費用を免除する医療券を発行しています。</p> <p>1.対象者</p> <p>(1)生活保護を受給している場合(修学旅行費と医療券を支給)</p> <p>(2)市民税の非課税・減免又は固定資産税の減免を受けている場合</p> <p>(3)国民年金保険料の免除を受けている場合</p> <p>(4)国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている場合</p> <p>(5)児童扶養手当の支給を受けている場合</p> <p>(6)世帯更正資金による貸付を受けている場合</p> <p>(7)保護者の職業不安定により生活状況が悪いと認められる場合</p> <p>(8)学級費・PTA会費等の納付金の減免が行われている場合</p> <p>(9)学校納付金の納付状況が悪い場合、また学用品、通学用品等に不自由している者で、保護者の生活状況が極めて悪いと認められる場合</p> <p>(10)経済的理由による欠席日数が多い場合</p> <p>2.内容 学用品費等の支給や修学旅行費などの援助</p> <p>3.支給限度額等</p>
南さつま市	教育	学校給食費無償化事業	<p>★ 1.対象者 南さつま市立の小学校、中学校及び義務教育学校に通学する児童生徒の保護者。</p> <p>2.助成内容 学校給食に係る食材費の全額を市が負担することにより、学校給食費を全額無料にしています。</p>
南さつま市	教育	学校給食費補助金交付事業	<p>★ 南さつま市立学校以外の学校(小学部及び中学部に限る。)に通学する児童生徒の保護者で南さつま市内に住所を有する者が負担すべき学校給食に要する経費に対し、補助金を交付しています。</p> <p>(1)対象 ○南さつま市に住所を有し、私立小・中学校、特別支援学校(小学部及び中学部に限る)、本市以外の公立小・中・義務教育学校(教育委員会が認めたもの)に通学する児童生徒の保護者。(南さつま市から市外の学校へ通学するために寮等に住所を移した児童生徒も含む。)</p> <p>(2)内容 ○負担すべき学校給食に要する経費</p> <p>(3)支出限度額等 ○予算の範囲内において交付</p>
南さつま市	医療	なでしこ健診	<p>★ 市の実施する集団健診において、対象となる年齢の女性に、特定健診と女性検診を含む各種がん検診を一日で実施できる健診を行います。(新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度においては、特定健診は医療機関における個別健診で実施)</p> <p>1.対象者(年度末を基準日としての年齢)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南さつま市に住民登録があること ・41歳、46歳、51歳、56歳、61歳の女性の方 <p>2.健診種別 特定健診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診、腹部超音波検診、大腸がん検診</p>
南さつま市	医療	人間ドック等補助金	<p>★ 南さつま市国民健康保険の加入期間が1年以上ある30歳から74歳までの方で、人間ドック・脳ドック・がんドック(PET/CTドック)を受診された方に対し、かかった費用の一部を補助します。</p> <p>1.対象者 人間ドック・脳ドック・がんドック ⇒ 30歳から74歳までの方</p> <p>2.助成額 人間ドック・脳ドック 上限35,000円 がんドック 上限50,000円</p> <p>3.手続き方法 契約医療機関 受診予約 ⇒ 交付申請(利用券・質問票交付) ⇒ 受診 契約医療機関以外 受診予約 ⇒ 交付申請(承認書・質問票交付) ⇒ 受診 ⇒ 交付請求(領収書・検査結果・質問票提出) ⇒ 補助金交付</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	福祉	高齢者等訪問給食サービス事業	<p>★ 高齢者等に毎日の食事を訪問により提供することにより、食生活の改善を通じた健康の保持及び「食」の自立促進を図るとともに、安否の確認などを併せて行うことにより、高齢者等の孤独感の解消や自立した生活の維持を図ります。</p> <p>1.対象者 南さつま市内に住所を有し、次の条件のいずれかに該当する者であって、自ら調理をすることが困難なものとします。 (1)介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第7項に規定する要介護者及び同法第32条第6項に規定する要支援者 (2)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者 (3)知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者 (4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者 (5)南さつま市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項(平成29年南さつま市告示第31号)第4条第1号イに規定する事業対象者のうち、介護予防・生活支援サービス事業を利用している者 (6)おおむね65歳以上の者、虚弱もしくは寝たきりの者又はその他前各号に掲げる事由に準ずる者として市長が認めたもの</p> <p>2.内容 食事の配食を行うことにより食生活の改善と「食」の自立促進を図り、あわせて安否確認を行う。地区により配食内容が異なります。1日1~2食(週6~7日)</p> <p>3.利用料等 一律400円</p>
南さつま市	福祉	在宅高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス	<p>★ 南さつま市内に居住する要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活に欠かせない寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを提供し、清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。</p> <p>1.対象者 南さつま市内に住所を有する者で、寝具の衛生管理の援助が必要と判断され次の条件のいずれかに該当するもの。 (1)世帯の全ての者が要介護1以上の認定を受けている世帯に属する者 (2)高齢者以外の世帯員が属する世帯の要介護2以上の高齢者 (3)重度の身体障害のため臥床している身体障害者(児) (4)その他市長が特に必要と認める者</p> <p>2.内容 寝具の洗濯・乾燥・消毒のサービスを行います。</p> <p>3.利用料金 無料</p>
南さつま市	福祉	在宅高齢者等介護用品支給制度	<p>★ 紙おむつ等の介護用品を常時必要とする在宅の高齢者等及び重度心身障害者(児)に対し、介護用品の支給を行います。</p> <p>1.対象者 市内に住所を有する在宅者のうち (1)要介護認定又は要支援認定を受けた者で、日常的に介護用品を使用している者 (2)65歳以上の高齢者で、日常的に介護用品を使用している者 (3)身体障害者手帳2級以上の障害のある3歳以上の者で、日常的に介護用品を使用している者</p> <p>2.内容 本市に住所を有する紙おむつ等の介護用品を常時必要とする在宅の高齢者等や重度心身障害者(児)に対し、介護用品の支給を行い、福祉の増進を図るとともに、介護家族の身体的、経済的及び精神負担の軽減を図る。</p> <p>3.支給限度額 ・要介護4又は5と認定された者 1人当たり年間75,600円(月6,300円)を限度とする。 ・要支援1から要介護3と認定された者 1人当たり50,400円(月4,200円)を限度とする。 ・65歳以上の者、身障手帳2級以上又は療育手帳A2以上の障害のある3歳以上の者 1人当たり年間25,200円(月2,100円)を限度とする。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	福祉	在宅高齢者介護手当支給事業	<p>★ 65歳以上の在宅高齢者(要介護3～5に認定されている方)を介護している方に対し、在宅高齢者介護手当を支給します。</p> <p>1.対象者 ・要介護高齢者(要介護3～5に認定されている在宅の方)と同居またはこれに準ずる状態で介護している方。 ・本市に引き続き6ヶ月以上住所を有する場合で、かつ90日以上在宅で介護している方。</p> <p>2.支給額 年2回 各5万円</p> <p>3.支給月 9月、3月</p>
南さつま市	福祉	長寿祝金支給	<p>★ 高齢者の長寿を祝福し敬老の意を表するため、祝金を支給します。</p> <p>1.対象者 その年の1月1日から12月31日までの間に98歳になる者及び9月15日現在の最高齢の男女</p> <p>2.祝金の額 ①98歳になる者 3万円 ②最高齢の男女 10万円(1回限りの支給とする。)</p> <p>3.支給月 ①98歳になる者 1月 ②最高齢の男女 9月</p>
南さつま市	福祉	長寿者おかげさま給付金品支給事業	<p>★ 白寿祝の対象者のうち、在宅で元気に生活している独り暮らしの高齢者や、同居し、生活を支えてきた家族の労苦に対し、おかげさまの意を表するため慰労品(商品券)を支給する。</p> <p>1.対象者 その年の1月1日から12月31日までの間に98歳になる方のうち、在宅生活をしている方</p> <p>2.祝金の額 3万円相当の金品</p> <p>3.支給月 支給年度の1月</p>
南さつま市	福祉	はり・きゅう等施術料助成金交付	<p>★ 高齢者のはり・きゅう等の利用に対し助成を行い、高齢者の健康保持と福祉の増進を図ります。</p> <p>1.対象者 南さつま市に住所を有する高齢者(70歳以上)の方 (身体障害者手帳3級以上は、65歳以上の方)</p> <p>2.対象施設 市内及び近隣市で市が指定した、はり・きゅう等施術師の免許を有する者が施術する施設</p> <p>3.助成額 1回につき1,000円の助成 (40枚綴りのはり・きゅう券を交付)</p>
南さつま市	福祉	伸ばせ健康寿命よか湯だな事業	<p>★ 市内に住所を有する高齢者(65歳以上)の温泉及びスポーツジム等利用に対し助成を行い、健康の保持増進及び保健の向上を図る。</p> <p>1.対象者 南さつま市に住所を有する高齢者(65歳以上)の方</p> <p>2.対象施設 市内及び近隣市で市が指定した公衆浴場営業許可を有する温泉等施設及び市内のスポーツジム等 (利用券交付時に、指定施設一覧表を配付)</p> <p>3.助成額 1回につき220円の助成 (36枚綴りの利用券を交付)</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	福祉	「乗らんあ、タクシー」助成事業	<p>市内に住所を有する高齢者のタクシー利用に対し助成を行い、高齢者の健康保持、生活支援及び福祉増進を図る。</p> <p>1.対象者 南さつま市に住所を有する高齢者(75歳以上)で運転免許証を持たない方 南さつま市に住所を有する高齢者(65歳以上)で運転免許証を持たず身障手帳等をお持ちの方</p> <p>2.対象施設 市内及び近隣市で市が指定したタクシー事業者(福祉タクシー事業者含む) (利用券交付時に、指定事業者一覧表を配付)</p> <p>3.助成額 300円券×18枚の助成(令和2年度7月～) 1回の乗車につき、5枚(1,500円)まで利用可</p>
南さつま市	その他	危険廃屋解体補助金交付事業	<p>★ 市民の安心安全の確保や市内の景観及び住環境の向上を図るため、危険廃屋の取り壊しや撤去に要した費用に対し、補助要件等により補助金を交付します。</p> <p>1.補助対象となる危険廃屋 (1)人の居住又はその他の利用に供していないこと。 (2)老朽化により壊れた部材が落下又は飛散若しくは騒音を発生するなど防災上周囲に危険を及ぼすおそれがあると認められるもの。 (3)台風又は地震等の自然災害によって、全壊、半壊又は一部損壊したもの。 但し、被害を受けた住居については、被災した日から6カ月以内の申請に限りです。</p> <p>2.補助要件 (1)公共事業による移転等の補償対象になっていないこと。 (2)解体経費が10万円以上であること。 (3)付属家等については補助対象外。ただし、母屋と同一敷地内にある建物で母屋と同一時期に解体を行う場合は補助対象建物とする。 (4)解体後、1年間は当該土地の売却及び建物の建設は行えない。また、解体後の土地は、適切に管理すること。 (5)解体撤去を行う業者は、市内に本店、事業所等を有する事業者であること。 (県に『解体工事業』の登録を行っている事業者又は特定の建設業の許可を受けた事業者でなければなりません。)</p> <p>3.補助金額 危険廃屋の解体・撤去に要する経費の3分の1とし、30万円を上限とする。ただし、申請時に大型重機等での解体・運搬等が困難で、人的解体費用が必要な場合など、特別な費用が必要な場合は加算補助を行う。加算補助は、加算対象経費の3分の1とし、10万円を上限とする。 なお、災害等による損害保険等が支払われた場合は、解体・撤去に要する経費から損害保険等の額を差し引いた額の3分の1とし、30万円を上限とする。</p>
南さつま市	その他	生ごみ処理機設置補助金	<p>★ ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機を購入した世帯に補助金を交付します。</p> <p>1.対象者 南さつま市に住所を有する方で、電動生ごみ処理機(家庭で発生した生ごみ等を処理し、堆肥等を生成する機器)を購入した方です。</p> <p>2.助成内容 新たに購入した電動生ごみ処理機が対象です。 (1世帯当たり1台に限りです。) 補助金額は購入経費の1/2で、上限は20,000円です。 (100円未満は切捨てになります。)</p>
志布志市	住宅	賃貸住宅家賃助成事業	<p>★ 本市内にある賃貸住宅の家賃の一部を助成します。 【補助】対象期間:12月以内</p> <p>1 助成対象者 ア 企業立地促進補助金の交付決定を受けた事業所、または移住定住・雇用促進パートナーシップ企業の認定を受けた事業所等に採用になった者。 イ 採用を機に本市に転入し移住者となった方で本市に5年以上居住する意思があること。 ウ 就職日の年齢が18歳以上の方で、世帯員すべての住民票の住所及び現住所が本市にあること。 エ 申請者及び世帯員すべてに市税等の滞納がなく、生活保護法の規定による保護を受けていないこと。 オ 社宅、官舎、社員寮等の事業主から貸与されている住宅、市営住宅、県営住宅、公社・公団住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅でないこと。 カ 2親等以内の親族が所有する住宅及び賃貸住宅でないこと。</p> <p>2 補助率(限度額):補助対象経費の1/2(最大1.5万円/月)</p>
志布志市	住宅	空き家バンク	<p>★ 空き家や空き地を有効活用することにより、定住促進や地域活性化を図ることを目的として、市が空き家情報の提供を行うものです。 利用希望者から取引の申し出があれば、所有者に連絡いたします。その後は、双方または登録事業者による仲介での交渉となります。 http://www.city.shibushi.lg.jp/akiya/akiya-bank.html</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
志布志市	住宅	U・Iターン者支援事業補助金	<p>★ 市外から移住する方を対象に、土地の購入に係る取得経費及び住宅の新築又は購入に係る取得経費の総額の5分の1(上限あり)を助成します。</p> <p>1 住宅取得補助金 (1) 基準日以後に住宅を新築又は築後3年未満の建売住宅を購入した場合、転入日において満65歳未満の方は、最大40万円を助成します。(市内の建築又は不動産業者と契約している場合、10万円を加算します。) (2) 基準日以後に築後3年以上の建売住宅又は中古住宅を購入した場合、転入日において満65歳未満の方は、最大50万円を助成します。</p> <p>2 申請期間 4月から12月末日まで</p>
志布志市	住宅	住宅リフォーム助成事業	<p>★ 市内に存する住宅の市内事業者を利用して行う修繕、改修、増築等の20万円以上の工事に対し、対象工事費15%に相当する額(上限15万円)を助成します。</p> <p>1 助成対象住宅 過去に住宅リフォーム等の助成を受けていない住宅のうち、 ①住宅リフォーム助成 自己が所有し、現に自己の居住の用に供する住宅。 ②空き家リフォーム助成 自己所有又は所有見込みの空き家で、自己の居住の用に供する住宅。</p> <p>2 助成対象者 ① 市内に居住し、住民登録又は外国人登録を有する方。 (空き家リフォーム助成においては、自己の居住のため二年以上の期間を定め賃貸契約を行った賃借人または空き家購入者。) ② 市税等を滞納していない方。 ③ 過去に市から同様の助成金の交付を受けていない方。</p>
志布志市	住宅	空き家リフォーム助成事業	<p>★ 市内に存する住宅の市内事業者を利用して行う修繕、改修、増築等の20万円以上の工事に対し、対象工事費15%に相当する額(上限15万円)を助成します。</p> <p>1 助成対象住宅 過去に住宅リフォーム等の助成を受けていない住宅のうち、 ①住宅リフォーム助成 自己が所有し、現に自己の居住の用に供する住宅。 ②空き家リフォーム助成 自己所有又は所有見込みの空き家で、自己の居住の用に供する住宅。</p> <p>2 助成対象者 ① 市内に居住し、住民登録又は外国人登録を有する方。 (空き家リフォーム助成においては、自己の居住のため二年以上の期間を定め賃貸契約を行った賃借人または空き家購入者。) ② 市税等を滞納していない方。 ③ 過去に市から同様の助成金の交付を受けていない方。</p>
志布志市	移住体験	交流体験施設【体験型】	<p>★ 田舎暮らしを体験できる簡易施設(有明農業歴史資料館・体験館) (市外1泊1,050円) ※5名以上40名以下で1泊1団体です。</p>
志布志市	就農・漁業	農業公社研修事業	<p>★ 将来、農家で自立を目指す農業後継者や新規就農者等を受け入れて、農業技術や経営手法等についての研修を実施しています。</p> <p>1 研修条件 研修終了後も引き続き、市内に居住し就農できる方(原則として夫婦)</p> <p>2 年齢 概ね45歳未満の既婚者</p> <p>3 研修期間及び研修方法 原則2年間(7月1日研修開始、2年後の6月30日研修終了) 2年間は公社のハウスで研修を行います。2年目は一般農家と同じく独自経営方式で研修を行います。</p> <p>4 研修作物 施設ピーマン</p> <p>5 研修手当等 1年目は公社のハウスで研修し、1人当たり月額15万円(12月分)(夫婦25万円)を支給します。 2年目は公社のハウスで研修し、一般農家と同じく独自経営方式のため、夫婦とも支給いたしません。</p> <p>6 その他支援 住宅助成(2年間)1万円を超える家賃に対して、最高1万円を限度として支給します。</p>
志布志市	就農・漁業	新規就農支援事業	<p>★ 平成24年4月1日以降に新たに専門的に就農した方に対して、新規就農支援金50万円を交付します。</p> <p>1 志布志市内に住所を有し、農業の基盤の8割以上が市内に存する方。 2 就農後1年以内に就農届け出書を提出した者の内、支援金対象通知を受け 市が就農届け出受理後1年以上経過し、今後も継続的に就農する意思があると認められる方。 3 支援金の交付申請日において、50歳未満の方。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
志布志市	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 一般医科診療・歯科診療・調剤薬局について、高校修了前までの子どもの保険適用診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。 1 対象 助成対象の子どもを現に監護している志布志市内在住の方。
志布志市	出産・育児	出産祝金支給事業	★ 少子化対策の一環として、子供の健やかな成長を願い、出産した親に対して出産祝金を支給しています。 第1子及び第2子は5万円、第3子以降は10万円を支給いたします。
志布志市	出産・育児	不妊治療費助成事業	★ 医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微受精(以下「特定不妊治療」という。)の不妊治療を受けた夫婦に対して、治療費の一部を助成します。 1 助成対象者 ア 特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしていること イ 夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が、志布志市に1年以上住所を有していること ウ 夫及び妻の前年(1月から5月までに申請する場合は、前々年)の所得の合計額が730万円未満であること 2 対象となる治療等 夫婦間で行う医療保険が適用されない体外受精、顕微授精 (※卵胞が発育しない等により卵子採取にいたらなかった場合を除き、医師の判断に基づきやむを得ず治療を中断した場合を含む。) (※都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が指定した医療機関で行われた治療に限る。) 3 助成額 1回の治療につき、自己負担から鹿児島県の助成額を控除した額とし、1年度当たり20万円を限度とする。 (※通算5年間を限度とする。ただし、他の市町村から既に助成を受けている場合には、本市から助成を受けたものとみなす。)
志布志市	移住体験	お試し移住ツアー	★ あなたの都合に合わせてお試し移住体験ツアーがあります。 1 参加条件: ・志布志市への移住に関心のある方 ・参加希望者主導でツアー内容の検討及び日程調整ができる方 2 参加費:2名まで無料(3人目からは、宿泊料や食事代は個人負担とし、直接農家民宿及び昼食会場でお支払いいただきます)※交通費等は自己負担となります
奄美市	住宅	定住促進支援事業	★ 地域の活性化と地域コミュニティの育成を目的として、その担い手となる方々(島外からの移住者)に提供する定住促進住宅を整備しています。 入居にあたっては、次のことが条件となります。 (1)地域活性化の担い手となる者 (2)現に同居し、又は同居しようとする親族(婚約者も含む)があること。 (3)入居の申込時において住所を有する市町村の税金等の滞納がないこと。 (4)住所を本市に有し、又は入居後、本市に移すことが確実であること。 (5)入居者及び同居者が暴力団員でないこと。 (6)住宅への入居期間が、最大で10年間(定期借家契約)であることを承諾すること。
奄美市	住宅	空き家バンク制度	★ 奄美市内の「貸したい・売りたい」所有者と、「借りたい・買いたい」移住希望者等をマッチングする制度です。 鹿児島県宅地建物取引業協会奄美支部と協定を締結し、ホームページ等での空き家バンクの情報収集及び発信を実施しております。
奄美市	住宅	移住・定住住宅購入費・リフォーム助成金	★ ●移住・定住住宅購入費助成 移住者が新築・中古住宅を購入する際に最大100万円助成 ★ ●移住定住促進住宅リフォーム助成 ・空き家の所有者が移住者に貸し出すことを目的に、戸建て住宅をリフォームする費用の1/2を助成(最大100万円) ・奄美市内の戸建て住宅を借りる移住者が所有者の了解を得てリフォームする場合、その費用の1/2を助成(最大100万円)

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
奄美市	就農・漁業	農業後継者育成	<p>★ 農業経営を希望する者に対して、農業に関する基礎的技術及び知識を習得させるための各種研修を実施し、将来本市の中核的農家として自立できるよう人材の育成をすることを目的とし、研修生受け入れ事業を実施しています。</p> <p>(研修内容) 本市の重点振興品目であるパッションフルーツ等の栽培実践研修を主に行いながら、農業基礎講義等による栽培研修会への参加など、新規就農者の育成を目的とした研修内容です。</p> <p>(研修人員)4人以内(名瀬2人、笠利2人)</p> <p>(研修期間) 原則として7月1日から翌々年の6月30日までの2年間</p> <p>(研修資格) 1.農業を職業として選択し、かつ、本市の重点振興品目の栽培を希望する者で、自立経営農家を目指し就農意欲が高いと認められる者 2.研修終了後に奄美市に住所を有する者で、かつ普通自動車運転免許を有する者 3.地域社会と融和し、中核的な担い手として地域の発展に寄与できる者 4.18歳以上60歳以下の健康な者 5.自己資金等の条件が整っている者 6.身元保証人が1名いる者。</p> <p>(営農研修助成金) 研修実績により日額5,800円を支給する。(生産物の販売収入は市の収入とする。)ただし、国の農業次世代人材投資事業(準備型、年額150万円)の対象者に対する重複支給はいたしません。 ※農業次世代人事投資事業は50歳未満までに就農開始することが対象となります。</p> <p>(募集期間) 毎年1月から3月末</p>
奄美市	就農・漁業	奄美市漁業担い手育成支援事業	<p>【対象者・内容等】 漁業就業者の確保・育成を図る目的で、新規漁業従事者に対し、奨励金及び水揚げ手数料補助金を支給し、新規漁業従事者が継続的に活動できるよう支援しています。 また、正規労働者を雇用した漁協の正組合員である企業に対し奨励金を支給いたします。</p> <p>●独立型 市内に住所を有し、漁協正組合員の資格を有した日において年齢65歳以下で、かつ、1年以上3年以内で漁業活動に従事した新規漁業就業者。 奨励金:補助対象者1人につき定額20万円(1年限り) 水揚げ手数料補助:水揚げ手数料相当額(5%)を交付(申請は1年につき1回で、最大3年間申請可能、各申請における上限額は5万円)</p> <p>●雇用型 漁協正組合員の資格を有する企業で、かつ、常時従業員を雇用し、継続して漁業活動を行う企業経営者であり、その被雇用者が市内に住所を有する者で、正規雇用者となった日において、年齢60歳以下であること(被雇用者が正規労働者となった日から3年未満の者)。 奨励金:新規雇用の正規労働者1人につき定額20万円</p>
奄美市	その他	インターンシップ補助金	<p>移住希望者のインターンシップ(仕事体験)や就職活動に対して、旅費・宿泊費の一部を補助します。</p> <p>●対象者 移住希望者(奄美大島本島内に住所を有しておらず、就職する意思がある者)</p> <p>●補助額 往復旅費の実費:上限1万円/1人 宿泊費の実費:上限2千円/泊×10泊まで</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南九州市	住宅	移住定住促進対策補助金 (新築・中古住宅取得、リフォームに対する補助)	<p>★ 本市に移住定住を希望する者の住宅希求に対応し、定住化の促進、自治会及び市内経済の活性化を図るため、本市に移住定住することを目的として住宅の取得等(新築・建売購入、中古住宅購入、リフォーム)を行う者に対して補助を行うものです。</p> <p>【補助額】 〔基本額〕20万円 〔加算額〕次のとおり ○ 市内に本社がある建築業者と、新築・建売購入又はリフォームの契約をした場合20万円 ○ 市外居住者が分譲団地を購入した場合 100万円 ○ 市外居住者が新築・建売購入又は中古住宅購入した場合 土地代の1/5(50万円上限) ○ 市外居住者がリフォームした場合 住宅及び土地代の1/5(20万円上限) ※上記補助金額もしくは、住宅取得経費及び土地取得経費の合計額の1割のいずれか低い額を交付。</p> <p>【交付要件】 (1) 自治会に加入し、自治会活動に協力しようとする者 (2) 住宅の取得又はリフォーム後、速やかに当該住宅に入居し、引き続き5年以上居住しようとする者 (3) 現に本市内において、維持管理を行っている住宅を所有していない者 ただし、市外居住者が転入し、リフォームを行う場合を除く。 (4) 住宅の移転補助又は移転補償の対象となった住宅の代替えとして住宅の取得をしようとするものでない者 (5) 住宅の取得に係る経費(土地代は除く。)又はリフォームに係る経費(以下「住宅取得経費等」という。)が、200万円以上であること。 (6) 市内居住者が補助金を申請する場合は、当該申請者は補助金交付申請日において50歳未満の者とする。 (7) 市内居住者が、出身自治会内の現に居住する住宅をリフォームした場合は、補助対象外とする。</p>
南九州市	住宅	空き家情報提供「空き家バンク」	<p>★ 南九州市への移住(または定住)を検討している方に、空き家バンク登録物件をホームページ上で公開し情報提供するものです。 【南九州市ホームページ】 http://www.city.minamikyushu.lg.jp/ →「移住定住」→「住まい・空き家バンク」</p>
南九州市	住宅	住宅団地の分譲	<p>★ 定住促進により地域活性化を推進するため、住宅用地を整備し分譲しています。 【分譲中の区画】 ①南野元住宅団地(南九州市川辺町) ②知覧みずほ団地(南九州市知覧町) ③上山田有木住宅団地(南九州市川辺町)</p>
南九州市	住宅	浄化槽設置整備事業補助	<p>★ し尿の他に、台所・洗濯・風呂などの生活雑排水を合わせて処理する「合併処理浄化槽」を設置する方に補助金を交付しています。 【対象者】専用住宅に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方 【対象地域】公共下水道事業計画区域及び農業集落排水整備事業実施区域以外の市内全域 合併処理浄化槽の設置に要する経費 (新規設置の場合) 5人槽 166,000円 6人槽～7人槽 207,000円 8人槽～10人槽 274,000円 (単独処理浄化槽からの設置換えの場合) 5人槽 467,000円 6人槽～7人槽 549,000円 8人槽～10人槽 683,000円 (くみ取り便槽からの設置換えの場合) 5人槽 422,000円 6人槽～7人槽 504,000円 8人槽～10人槽 638,000円</p> <p>※ 単独処理浄化槽を撤去した場合は、その経費(上限9万円)を上記金額に加算した額を補助します。 ※ 単独浄化槽からの設置替えでの宅内配管工事費について、その経費(上限30万円)を上記金額に加算した額を補助します。</p>
南九州市	就業	仏壇後継者育成確保資金貸与	<p>★ 新たに仏壇産業に従事し、将来の仏壇産業の担い手を目指すものに対し、仏壇製造技術の習得に必要な資金を貸与するもので、鹿児島県川辺仏壇協同組合に加入する事業所において正規職員として就労する者を対象としています。 【資金貸与額】 月額3万円(4年間) ※ 貸与期間終了後、引き続き5年間仏壇産業に従事すれば返還を免除する。 【対象者】 市内居住者(40歳未満) ※ 技能習得のために市外で研修する者を含む</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南九州市	就業	空き店舗活用事業補助	<p>★ 空き店舗において、商店街の活性化を図るとともに、新たに創業を目指す者の新規開業及び魅力ある専門店等の出店を行う商業団体等及び南九州市商工会員又は同商工会に加入申込書を提出した者で補助金の交付決定時に会員として承認される見込みのある事業主に対し、改修及び家賃等に係る経費を補助するものです。</p> <p>ただし、次の各号のいずれか該当する事業に係る経費で、原則として3年以上継続する見込みのあるものとする。</p> <p>(1) 空き店舗を新たな事業の実施の拠点又は不足業種補完のための活動の拠点として活用する事業 (2) その他市長が必要と認める事業</p> <p>【対象地域】 (1) 市内の商店街又は通り会 (2) その他市長が必要と認める地域</p> <p>【補助対象経費及び補助金額】 (1) 空き店舗改修費 対象経費の1/2以内、50万円を上限とし、1回限りとする。 (2) 空き店舗の家賃等(来客用駐車場代を含み、敷金及び礼金は除く。) 対象経費の1/2以内、月額30,000円を上限とし、12月以内とする。</p>
南九州市	就農・漁業	新規参入者就農支援事業 (南九州市頴娃農業開発研修センター)	<p>★ 将来、農業で自立しようとする意欲がある方で、南九州市で農業経営を希望する農業経営者、新規就農者に対し、農業の技術、経営の方法に関する研修を行っています。</p> <p>研修場所:南九州市頴娃農業開発研修センター 研修期間:【長期研修】4月(または10月)～2年間 【短期研修】4月(または10月)～1年間</p> <p>研修種目:施設野菜、施設花きなど その他 :就農時の農地、機械・施設等の斡旋 条件 :南九州市に定住すること。 原則500万円以上自己資金を保有している方が対象です。 対象者 :新規就農者(原則50歳未満)</p>
南九州市	就農・漁業	農業後継者等育成事業 (公益社団法人 南九州市農業公社)	<p>★ 将来、農業で自立しようとする意欲がある方で、南九州市で農業経営を希望する農業経営者、新規就農者に対し、農業の技術、経営の方法に関する研修を行っています。</p> <p>研修場所:南九州市農業経営基盤確立研修施設 研修期間:原則2年間(受入時期は、原則4月1日) 研修種目:クルクマ、キク、その他花き その他 :就農時の農地、機械・施設等の斡旋 研修生には、農業後継者新規就農助成金を支給します。 条件 :南九州市に定住すること。 就農のための自己資金を保有している方が対象です。 対象者 :毎年2名程度(原則50歳未満)</p>
南九州市	就農・漁業	新規就農者育成確保対策事業	<p>★ 将来の農業の担い手を目指す新規就農者・新規研修者の方に、奨励金を交付しています。</p> <p>【奨励金の額】 ○新規就農者 後継者:250,000円(一括支給) 新規参入者: 単身:～月額50,000円(1年間) 夫婦:～月額80,000円(1年間)</p> <p>○新規研修者:月額35,000円(2年間) * 新規研修者については、南九州市頴娃農業開発研修センターと南九州市農業公社が月額80,000円を負担します。</p> <p>○南さつま農協管内の方は上記に次を追加します。 後継者:小農具 新規参入者: 単身:～月額35,000円(1年間) 夫婦:～月額60,000円(1年間) 新規研修者:35,000円(2年間)</p> <p>【対象者】 ・市内に居住し、住所を有する者 ・年間農業従事日数が200日以上見込まれ、申請時点で50歳以下の者 ・国が実施する「農業人材力強化総合支援事業」の支援対象者でない者 ・奨励金交付後、市内で5年以上就農する者</p> <p>【その他】 ・対象となる研修施設は南九州市頴娃農業開発研修センターと南九州市農業公社に限ります。</p>
南九州市	出産・育児	放課後児童クラブ	<p>★ 就労等により、日中、保護者が家庭等にいない小学生の健全育成の向上を図るため、市内18か所の公民館、保育所、こども園等で放課後児童クラブが運営されています。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南九州市	出産・育児	不妊治療助成	★ 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、不妊に悩むご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療を受けられたご夫婦に助成金を給付しています。 【助成額】 女性の不妊治療 1年度20万円上限(1回の妊娠につき通算5年間) 男性の不妊治療 1年度10万円上限(1回の妊娠につき通算5年間) 【支給対象者】 市が指定する特定不妊治療の受診者
南九州市	出産・育児	出生祝金支給事業	★ 子どもの健やかな成長を願い、出生祝金を支給しています。 【支給額】 一律37,390円 【対象者】 本市に住所を有し、子を出産したも又は養育する者が対象です。
南九州市	出産・育児	出生祝記念品贈呈事業	★ 子どもの出生を祝い、出生児の健やかな成長を願って、出生祝記念品を贈呈しています。 【助成内容】 出生祝記念品(命名プレート):川辺仏壇の蒔絵技法を施した命名プレート 【支給対象】 本市に住所を有し、子を出産したも又は養育する者が対象です。
南九州市	出産・育児	ファミリー・サポート・センター事業	★ 育児や家事の援助がほしい人(依頼会員)と援助ができる人(提供会員)がお互いに助け合う会員制の相互援助活動組織です。 入会申し込み後、センターの主催する講習会を受講すれば会員になれます。 ○対象者 1 依頼会員:南九州市内に居住又は勤務する方で、援助を必要とする子どもをお持ちの方。 2 提供会員:南九州市内に居住する方で、心身ともに健康で自宅で子どもを預かれる方、または依頼会員の自宅で家事を行える方。特に保育士・看護師などの資格は不要です。 3 両方会員:依頼会員・提供会員の両方を兼ねることもできます。
南九州市	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	★ 県内協賛店で利用できます。Web登録により発行されたパスポート画面もしくは、南九州市から交付されたパスポートを提示することで、割引や独自の優待サービスなどが受けられます。
南九州市	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 中学生までの子どもに係る医療費を全額無料にしています。 助成を行うことにより、疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進と健やかな育成を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 【対象者】 満15歳以後の最初の3月31日まで(中学校を卒業するまで)の間にある児童 【助成内容】 中学生までの子どもに係る医療費を全額無料にしています。
南九州市	住宅	働く若者定住促進事業補助	★ 南九州市の市営住宅に入居し勤務する30歳未満の単身者に対し家賃の一部を助成するものです。 【補助額】 月額上限8,000円×最長36カ月(家賃手当等を控除した額×1/2) 【対象者】 ①平成30年3月1日以降に新たに市の一般住宅(単身向)に入居する者 ②平成30年4月1日以降に新たに勤務する者(勤務、雇用形態は問わない)
南九州市	就農・漁業	就漁新規就業者支援事業補助金	★ 南九州市における漁業への就業を促進し、及び担い手を育成するため、漁業新規就業者に予算の範囲内で就業支援補助金を交付しています。 【支援補助額】 月額125,000円(1年間) 【対象者】 南九州市管内の漁業協同組合の正組合員の資格を有する市内居住者(50歳未満で就業して5年以内の者)
南九州市	就農・漁業	漁船購入支援事業補助	★ 南九州市における漁業への就業を促進し、及び担い手を育成するため、漁業新規就業者に予算の範囲内で新船及び中古船本体(船外機含む)購入に補助金を交付しています。 【支援補助額】 上限100万円(補助対象経費の1/2を上限として補助) 【対象者】 南九州市管内の漁業協同組合の組合員の資格を有する市内居住者(50歳未満で新たに専業として就業しようとする者)

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
伊佐市	住宅	移住・住み替え促進事業補助金	<p>★ 移住促進又は集落再生・活性化若しくは子育て環境の改善に資する移住・住み替えによる住宅の新築又は空き家の増改築に必要な費用に対し補助金を交付します。※着工前の申請が必要です。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する世帯主(移住者を含む) ・市内の建築業者を利用し、100万円以上の建築工事であること <p>【対象工事】</p> <p>新築工事:移住者、子育て世帯(15歳以下の子と同居)、若者世帯(夫婦ともに40歳以下)が行う工事</p> <p>増改築工事:空き家を居住用に整備するための工事</p> <p>【基本額】</p> <p>新築:補助対象経費の1/5(上限30万円)</p> <p>増改築:補助対象経費の1/5(上限50万円)</p> <p>【加算額】※補助対象経費が250万円を超える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住者加算 20万円 ・年齢加算 5万円 ・小規模集落加算 5万円(※対象物件が大口小学校区以外)
伊佐市	住宅	合併浄化槽設置補助	<p>★ 生活排水による河川等の水質汚濁を防止するため、農業集落排水事業の処理対象区域を除く個人の専用住宅に合併処理浄化槽を設置する人(単独処理浄化槽または汲み取り式から合併処理浄化槽へ切り替えをする人)なお、市内に事業者を置いている業者が施工したものに限り上乗せ補助を実施します。</p> <p>※必ず着工前にご相談ください。</p> <p>【補助金の額】</p> <p>5人槽:332,000円 7人槽:414,000円 10人槽:548,000円</p> <p>【上乗せ補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換した場合:100,000円 ○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換した場合:70,000円 <p>【単独処理浄化槽からの切り替え補助】</p> <p>単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置した場合、別途最大9万円補助されます。</p>
伊佐市	移住体験	移住体験住宅【体験型】	<p>★ ご自分の理想のライフスタイルを探求されている人が、実際に伊佐での暮らしや様々な体験を通し、具体的に移住を検討していただくための住宅です。</p> <p>移住相談員が、先輩移住者をはじめとする地元民とのマッチングや、住まい探し、農業体験などの各種体験をコーディネートいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎貸付料は宿泊日数に応じ段階的に設定 ◎使用期間は3泊～最長27泊
伊佐市	就農・漁業	農業次世代人材投資(準備型)事業	<p>★ 就農に向けて、県立農業大学校や伊佐農業公社、先進農家、先進農業法人等で研修を受ける人に、年間150万円を最長2年間交付します。</p> <p>【対象者】</p> <p>就農予定時の年齢が原則50歳未満で、農業経営者となることに強い意志を有し、研修先や研修内容が事業要件に適合している人。</p>
伊佐市	出産・育児	第3子以降保育料無料	<p>★ 保護者が現に養育している満18歳未満(高校3年相当)の児童のうち、年長者を第1子として、年長順に数えて第3子以降の児童の保育料が無料になります。</p> <p>【対象者】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保護者と対象児童が市内に居住し、市の住民基本台帳に記載されていること。(ただし、単身赴任等特別な場合を除く。) ②市内の保育所等(伊佐市と他市町村の委託契約による広域入所の保育所等を含む)に入所している第3子以降の児童。 ③対象児童の保護者等が前年度以降の保育料を滞納していないこと。
伊佐市	出産・育児	トータルサポートセンター	<p>★ 妊娠時から18歳までの子どもとその保護者を対象として、子育ての悩みや子どもの発達など様々な課題に対して保健師・心理士・社会福祉士などの専門職が相談に応じます。相談は無料です。</p> <p>【相談方法】</p> <p>来室相談は予約制です。事前にご相談ください。ご希望の日時をもとに調整いたします。</p> <p>月曜日～金曜日 9:00～16:00 電話でも相談できます。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
伊佐市	出産・育児	特定不妊治療費助成事業	<p>★ 医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療を受けた夫婦に対して、治療費の一部を助成します。</p> <p>1 助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法律上の婚姻をしていること ○夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が、伊佐市に1年以上住所を有していること ○夫及び妻の前年(1月から5月までに申請する場合は、前々年)の所得の合計額が730万円未満であること ○夫婦いずれも市税等の滞納をしていないこと <p>2 助成額</p> <p>1年度当たり10万円を限度に通算5年間助成します。ただし、他の市町村から既に助成を受けている場合は、その助成年数を通算年数から控除します。</p> <p>鹿児島県不妊治療費助成事業の助成を受けている場合は、特定不妊治療に要した費用から県の助成分を差し引いた額の範囲内で助成します。</p> <p>※鹿児島県の助成は年齢制限(42歳まで)がありますが、伊佐市は年齢制限はありません。</p>
伊佐市	出産・育児	放課後児童健全育成事業	<p>★ 労働等により、保護者が昼間不在となる家庭の小学生児童を、放課後及び長期休暇中に預かり、指導員が適切な遊びや生活の場を与えて、その児童の健全な育成を図ることを目的とします。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働等により、保護者が昼間不在となる家庭の小学生児童
伊佐市	出産・育児	子ども安心医療費助成制度	<p>★ 子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進を図るため、子どもが病気等で通院・入院した際に支払った医療費の一部を助成する制度です。</p> <p>1 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に在住し、小学1年生から18歳(18歳到達後の最初の3月31日まで)の子どもを監護していて、世帯の合計所得が350万円以下の者。 <p>2 助成対象医療費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入院助成金 子ども1人につき:1回の入院が2日以上の場合一部負担金の支払額の毎月分から3,000円を控除した額 ○医療費助成金 <ul style="list-style-type: none"> ①子ども1人につき:1月から12月までの医療費総額が8万円を超えた場合の医療費 ②助成対象の子どもが2人以上いる世帯において、子どもそれぞれの1月から12月までの医療費総額が21,000円を超え、かつ、その世帯の子どもに要した医療費の合計額が8万円を超えた場合の医療費 ③子ども1人につき:1カ月の医療費が3,000円を超えた場合の医療費(非課税世帯に限る)
伊佐市	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	<p>★ 子育て支援パスポート協賛店で提示されますと割引や優待サービスを受けることができます。このサービスは協賛店の善意によるものです。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠中の方および18歳未満の子どもがいる世帯(伊佐市住民基本台帳登録者) ※1世帯につき、1枚交付
伊佐市	出産・育児	新生児聴覚検査費助成事業	<p>新生児の聴覚に関する異常の早期発見・早期療育を行い、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的に、医療機関において実施する新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成します。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> おおむね生後28日未満の新生児。ただし、必要時は生後6月未満の乳児。 <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1人あたり3,000円(検査費が3,000円未満である場合はその実費)
伊佐市	移住体験	農家民泊・体験	<p>★ 民泊や作業など田舎ならではの体験や伊佐市の自然や人々との交流を通して、伊佐の魅力を感じ、伊佐市の活性化につながることを目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎民泊のほかに農業やそば打ち、ピザ作りなど様々な体験ができます。 ◎どちらも事前予約が必要です。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
始良市	住宅	空き家バンク制度	<p>★ 始良市における空き家の情報を提供することにより、空き家の有効活用を図り、定住の促進及び地域活性化に活かすことを目的としたものです。</p> <p>【事業の流れ】</p> <p>①賃貸・売却物件の登録 賃貸・売却物件の登録希望者は、市へ登録申込書を提出する。</p> <p>②現地調査 市の担当者と担当業者が現地の物件を確認。所有者も同行。(代理も可)</p> <p>③空き家バンク登録・情報提供 調査後、物件台帳へ登録し、市のホームページ及び窓口で広く情報を提供する。</p> <p>④物件の交渉・契約 入居希望の申し出があれば、所有者へ連絡する。契約交渉は、仲介業者・所有者・利用希望者の3者で行う。</p> <p>【登録できる物件】 ・始良市内にある、個人が居住を目的として建築した戸建て住宅で、空き家となっているもの(予定も含む)。</p> <p>【登録できる人】 ・空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる方。 ※交渉・契約の仲介業者は、始良市が協定を結んでいる宅建協会・全日本不動産協会の会員が行う。</p>
始良市	住宅	空き家リフォーム事業補助金	<p>★ 始良市内に存在する空き家の有効活用を図るため、空き家の「リフォーム」及び「家財道具等の処理・撤去」に対して補助を行います。</p> <p>①空き家リフォーム 空き家の修繕、補修、更新等にかかる費用について補助。(対象工事の費用が30万円以上であること) 補助金額は、補助対象経費の30%。ただし、限度額30万円。</p> <p>②家財道具等の撤去 空き家を利用するための不要物の撤去にかかる費用について補助。(対象工事の費用が10万円以上であること) 補助金額は、補助対象経費の30%。ただし、限度額10万円。</p> <p>【対象となる物件】 ・市内に存在する、個人が自己の居住等を目的として建築された戸建ての住宅。 ・入居予定者がおり、売買契約又は賃貸契約が締結された物件。 ・既に入居者がいて申請する場合、売買契約又は賃貸契約が締結されて、3ヶ月以内の物件。</p> <p>【対象となる方】 空き家の所有者又は利用者であって、次の条件をすべて満たす方。 ・3親等内の親族間での空き家の売買若しくは賃貸等でないこと。 ・補助金の交付を受けようとする者に市税等の滞納がないこと。 ・地域の活性化の推進に協力する意思を有していること。</p> <p>【要件】 ・市内の施行業者がリフォームを行うこと。 ・リフォーム後3年間は、空き家の転売及び処分を行わないこと。 ・事前に申請し、補助金交付決定後に着工すること。 ・補助金の申請年度内にリフォーム等及び実績報告が完了すること。</p>
始良市	住宅	合併処理浄化槽設置費補助制度	<p>★ 川や海をきれいにするために、生活排水対策として、トイレの汚水だけでなく、台所や洗濯などの雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽(新設を除く。)を設置する場合に、予算の範囲内で補助金を交付します。</p> <p>※補助金交付申請は、必ず浄化槽設置前に行わなければなりません。設置後の申請は、認められません。</p> <p>【交付対象者】 地域下水処理区域や農業集落排水処理区域を除いた地域で、専用住宅または併用住宅(延床面積の2分の1以上が居住用の建物)に10人槽以下の合併処理浄化槽(新設を除く。)を設置しようとする個人の方(販売を目的とするものなど、条件により対象外となるものがあります)。</p> <p>【対象となる浄化槽】 生物化学的酸素要求量(BOD)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/リットル以下の機能を有するもの。その他、始良市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に規定する機能を有するもの。</p> <p>【補助金の限度額】</p> <p>①単独処理浄化槽または汲み取り便槽からの転換 5人槽:387,000円 6~7人槽:469,000円 8~10人槽:603,000円</p> <p>②合併処理浄化槽の設置替え 5人槽:210,000円 6~7人槽:270,000円 8~10人槽:330,000円</p> <p>※単独処理浄化槽からの転換で、既存を撤去した場合、90,000円を加算 ※単独処理浄化槽または汲み取り便槽からの転換を市内業者が施工した場合、30,000円を加算</p> <p>③宅内配管工事(単独転換のみ)(増改築に伴う転換は原則対象外) 300,000円又は宅内配管工事に係る経費。ただし上限300,000円。1,000円未満切り捨て。</p>
始良市	住宅	定住促進住宅	<p>★ 始良市では、北山地区、山田地区、漆地区、西浦地区、小山田地区、西別府地区に定住促進住宅があります。それぞれ入居の条件や家賃、募集の時期等が異なりますので詳細は建築住宅課へお問合せください。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
始良市	住宅	ふるさと移住定住促進事業	<p>★ 始良市の中山間地域における、市外からの転入者、市内からの転居者及び補助対象地区内の貸家等からの転移者に対し補助を行います。</p> <p>① 補助対象地区に新築又は築後3年未満の建売住宅を購入した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅取得補助金 50歳以下の場合200万円、50歳超65歳未満の場合100万円 (土地購入経費及び、新築又は購入に係る取得費の1/2) ・引越費用補助金 市外からの転入の場合10万円、市内からの転居の場合5万円 ・子ども補助金 小学生以下の被扶養者1人あたり30万円(限度額100万円) <p>② 補助対象地区の築後3年以上の建売住宅又は中古住宅(2新等以内の所有物件を除く)を購入した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅取得補助金 50歳以下の場合100万円、50歳超65歳未満の場合50万円 (購入に係る取得費の1/2) ・住宅増改築等補助金 50歳以下の場合100万円、50歳超65歳未満の場合50万円 (増改築に要した経費の1/2ただし、その経費が50万円以上) ・引越費用補助金 市外からの転入の場合10万円、市内からの転居の場合5万円 ・子ども補助金 小学生以下の被扶養者1人あたり30万円(限度額100万円) <p>③ 補助対象地区内の賃貸住宅を借用した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃補助金 1月1万円とし、24月まで補助する(月額賃料の1/2) ・住宅増改築等補助金 50万円(増改築に要した経費1/2 ただし、その経費が30万円以上) ・引越費用補助金 市外からの転入の場合10万円、市内からの転居の場合5万円 (引越しに要した経費の1/2 ただし、その経費が5万円以上) <p>※ ①、②については5年以上継続して居住すること、③については3年以上継続して居住することを交付条件としています。</p>
始良市	就農・漁業	新規就農者奨励金事業	<p>★ 新規就農者に対し、その定着化を推進し、始良市の農業・畜産業の振興及び活性化のための奨励金制度です。</p> <p>① 新規参入農業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農奨励金:1人(夫婦1組)20万円 ・営農奨励金:1人5万円/月(夫婦1組10万円)普通栽培24ヶ月以内、有機栽培36ヶ月以内 <p>② 新規後継農業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継奨励金:1人(夫婦1組)30万円 <p>新規参入農業者、または新規後継農業者で次の基本的要件を満たし、就農した日から1年以内に申請書を提出した方。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 始良市内に住所があり、住んでいること。 2 始良市内の農地で農業を営むこと。 3 申請時に農業従事責任者が50歳以下であること(夫婦の場合はいずれかが50歳以下)。 4 年間250日以上就農日数が見込まれること。 5 主たる生計が農業収入であること。 6 経営状況について報告が求められた場合に速やかに報告できること。 7 支給開始日から5年間以上農業に従事すること。 8 始良市農業施策全般に関して協力的であること。 <p>※支給開始から5年以内に次の要件に取り組むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市の認定農業者になること。 2 夫婦又は家族で農業を営んでいる場合は、家族経営協定を結ぶこと。
始良市	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 保険医療機関で支払った医療費のうち、保険診療分の自己負担額(以下、一部負担金)を助成します。高額医療費や加入保険の付加給付など、加入保険からの給付がある場合には、一部負担金からこれらを差し引いた額を助成します。ただし、ひとり親家庭等医療費助成や重度心身障害者医療費助成、生活保護に係る医療扶助など、他の医療費助成制度の対象となっている子どもは、子ども医療費助成制度の対象にはなりません。</p> <p>【助成対象】 始良市に住所を有する中学生までの子ども (15歳到達後の最初の3月31日まで)</p> <p>【助成額】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 小学生までの子ども、住民税非課税世帯の中学生の子ども 1か月分の一部負担金の合計額 ② 住民税課税世帯の中学生の子ども 1か月分の一部負担金の合計額から2,000円を差し引いた額

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
始良市	出産・育児	子育て支援パスポート事業	<p>★ 子育て支援パスポートのステッカーが貼ってある全国の協賛事業所で、パスポートを提示するだけで割引や優待サービスを受けることができます。</p> <p>【交付対象】 始良市内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯。パスポートの交付枚数は、1世帯につき1枚。</p> <p>【申請方法】 ①子どもみらい課窓口での申請 ②WEB申請(以下URLより登録することで、スマートフォンの画面等でのパスポートの表示が可能となります。) URL https://kosopa.pref.kagoshima.jp</p>
始良市	出産・育児	児童クラブ	<p>★ 保護者の就労などにより、放課後の家庭保育が困難な児童(原則小学1年生から6年生の児童が対象)に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を支援します。</p> <p>開設日:原則、毎週月曜日から土曜日まで(日曜日、祝日は原則休み)</p> <p>手続き:入所申込みは、各クラブで直接受け付けています。開所時間や利用料は、クラブによって異なりますので、各クラブへお問合せください。</p>
始良市	出産・育児	地域子育て支援センター	<p>★ 子育て世帯のみなさんの育児相談や子育てサークルなどを実施して、育児不安の解消や育児支援をします。 詳細は各施設にお問合せください。</p>
始良市	出産・育児	始良市ファミリーサポート・センター	<p>★ 育児の応援をして欲しい方(依頼会員)と応援したい方(提供会員)がセンターの会員となり、地域の中で、お互いに育児を支え合う活動を行う会員組織です。</p> <p>次のようなときに利用することができます。 ・保育施設まで子どもを送迎してほしい。 ・学校の放課後に子どもを預かってほしい。 ・保護者の病気や急な用事するとき、子どもを預かってほしい。 など</p> <p>【利用料金】(1時間あたり) 月～金曜日(祝日を除く)7時00分～19時00分:600円 上記以外の時間、土・日・祝日:700円 軽度の病児保育:700円</p> <p>【依頼会員の条件】 始良市在住または勤務の方、生後3ヶ月から中学生までの子どもをお持ちの方</p> <p>【提供会員の条件】 ・自宅で子どもを預かれる方 ・成人以上で心身ともに健康な方 ・子どもの保育に興味があり、社会参加をしてみたい方</p>
始良市	出産・育児	特定不妊治療費助成制度	<p>★ 不妊に悩む夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図ることを目的に、「体外受精及び顕微授精」による不妊治療を受けられるご夫婦に対し、特定不妊治療費の一部を助成します。</p> <p>【助成対象者】 ・法律上の婚姻をしている夫婦であること。 ・夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が始良市に1年以上住所を有していること。 ・夫及び妻の前年の所得(1～5月までの申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。 ・市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、介護保険料及び国民健康保険税)を滞納していないこと。 ・治療開始日に妻の年齢が43歳未満。</p> <p>【対象となる治療等】 県の指定している医療機関で実施された次の治療が対象です。 ・配偶者間で行う医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精及び顕微授精) ・特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(TESE、MESA等)を行った男性不妊治療。 ※申請は、治療終了後1年以内。</p> <p>【助成額】 県の助成金に上乗せして、1回の治療につき10万円を限度に助成します。(妻の年齢が39歳以下は通算6回まで、40歳～43歳未満は通算3回まで)ただし、過去に助成金を本市及び他の市町村から支給された方は、助成回数から差し引くものとします。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
始良市	出産・育児	あいら親子つどいの広場「あいあい」	<p>★ 3歳未満の子どもとその保護者が交流できる施設です。</p> <p>【利用できる方】 ・3歳未満の子どもとその家族 ・妊娠中の方とその方に同伴する方 ・子育て相談などを希望する方</p> <p>【開所日・開所時間】 月曜日～日曜日 午前9時30分～正午、午後1時～午後5時 ※日曜日は時間変更あり ※祝日・年末年始はお休みです。</p>
始良市	出産・育児	かじき親子つどいの広場「かじきっず」	<p>★ 未就学児までの子どもとその保護者が交流できる施設です。</p> <p>【利用できる方】 ・未就学児までの子どもとその家族 ・妊娠中の方とその方に同伴する方 ・子育て相談などを希望する方</p> <p>【開所日・開所時間】 月曜日～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～午後5時 ※土・日曜日・祝日・休日・年末年始はお休みです。</p>
始良市	出産・育児	病児・病後児保育サポート	<p>★ 子どもが風邪を引いたり、熱を出したとき、仕事や急な用事でそばにいてあげられない保護者に代わり、子どもの保育と看護を行う事業です。 次のようなときに利用することができます。 ・症状が安定している病気中の子どもを、仕事や出産、冠婚葬祭などの理由で、保護者が看護できないとき。</p> <p>市が委託した施設の「病児・病後児保育室」で保育・看護します。 一病児保育室陽(はる)の木かげ。病後児保育室陽(はる)のそよかぜ</p> <p>【利用できる方】 始良市在住、もしくは勤務先が始良市内の保護者の子ども、0歳児(概ね生後3ヶ月)から小学6年生まで。</p> <p>【利用料金】 1日1,500円、半日800円(4時間以内)、食事代200円(弁当持参の場合、食事代は不要)</p> <p>【利用時間】 月曜日～金曜日の8時00分から18時00分まで 土曜日の8時00分から13時00分まで</p> <p>【休園日】 日曜日・祝祭日 お盆期間(8月13日～15日) 年末年始(12月30日～1月3日)</p> <p>【注意事項】 利用に際しては、事前登録が必要となります。</p>
始良市	出産・育児	始良市子育てコンシェルジュ	<p>★ 子育てに関する情報提供や必要に応じ相談できる施設です。</p> <p>【利用できる方】 ・妊娠期から子育て期にある保護者</p> <p>【開所日・開所時間】 土・日・月曜日 午前10時～午後3時</p>
始良市	出産・育児	始良市子育て応援広場	<p>★ 子育てに関する情報発信・講座の開催。</p> <p>【利用できる方】 ・0歳児から就学前児童・保護者</p> <p>【実施日・開催場所・時間】 月2回 イオンタウン始良 キッズパーク他 午前11時～午前11時30分</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
始良市	出産・育児	始良市子ども相談支援センター「あいびあ」	★ 子ども(18歳未満)や子どものいるご家庭のいろいろな悩みや困り事に寄り添い、ワンストップで対応する相談窓口。 【利用対象者】 ・始良市に住む子ども(18歳未満)とその家族及び妊産婦 ・子どもに関わる地域住民の方々 【利用時間】 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後4時30分
三島村	住宅	定住促進住宅建設事業	★ UJターン者を入居させるための住宅建設
三島村	就業	定住促進対策資金貸付	★ 定住促進事業に該当し、村内に1年以上住所を有する者を対象 ○経営安定化資金として150万円以内 ○貸付条件 貸付利率:年1% 償還:10年以内(うち2年据置)
三島村	就農・漁業	産業振興資金貸付	★ 村内に1年以上住所を有する者を対象 ①漁船の建造及び漁具の整備に必要な資金 ②農業・林業・畜産業に必要とする資材及び機械器具の購入に必要な資金 ③生産牛及び肥育牛の購入資金及び肥育に必要な資金 ④その他産業振興上必要と認められる資金 貸与条件 貸付利率:年1.0%以内 貸与期間:10年以内
三島村	出産・育児	出産祝金支給事業	★ 出産前1年以上村内に居住し、かつ住民登録をした者が出産した場合支給する。 ○第1子:10万円 ○第2子:20万円 ○第3子:30万円 ○第4子:40万円 ○第5子以降:1人50万円
三島村	その他	定住促進事業	★ 年齢55歳以下の定住該当者(審査有。) ①農業、水産業等自立の目的で村の活性化寄与する者の定住該当者に対し、報償として1人世帯300,000円、2人世帯以上500,000円又は子牛一頭を支給。 ②定住該当者に対して、3年間を限度に助成金、支度金に関しては一回限り支給。 (助成金) 1人世帯月額85,000円以内 2人世帯(配偶者含む)月額100,000円以内 第1子については、20,000円を第2子から1人につき10,000円を加算。 (支度金) フェリーみしまの航送料が100,000円のいずれか低い額を支給。
十島村	住宅	定住促進住宅(村営住宅)	★ 村営住宅(村が新規で建設した住宅) (1)家賃 I型住宅(世帯用) 月8,000円 II型住宅(単身用) 月6,000円 (2)敷金 I型住宅(60㎡以上)15万円 それ以外、5万円 犬・猫のペットを飼う場合10万円プラス 所得及び居住年数による使用料の割増あり
十島村	住宅	定住促進住宅(空き家住宅)	★ 村営住宅(村が空家を改修した住宅) (1)家賃 月5,000円 (2)敷金 50,000円 ※犬・猫のペットを飼う場合10万円プラス 所得及び居住年数による使用料の割増あり
十島村	移住体験	体験宿泊施設(十島開発総合センター)【体験型】	★ 総合センターを改修し、Uターン者向けの体験住宅として活用している。(1泊1,000円)
十島村	住宅	住宅貸付資金	★ ○住宅を新築または住宅の購入に必要な資金(1,500万円以内) ○住宅の改築及び増築に必要な資金(750万円以内) ○民宿を営営する目的で新・増築に必要な資金(3,500万円以内) * 貸付条件…貸付利率:年3%以内 貸付期間:25年以内 償還方法:年賦償還 延滞利息:延滞元利金につき年14.6% 貸付金の償還がおおむね75歳迄に終了すること 本村に住所を有するもので住所を定めてから1年以上経過している者
十島村	住宅	住宅取得助成金(定住促進生活資金交付事業)	★ ○自己の住宅を新築または取得した者に対して、取得に要した費用(100万円以内) ○宿泊施設を新築または取得した者に対して、取得に要した費用(300万円以内)

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
十島村	住宅	浄化槽設備修繕費補助金	★ ○十島村内に住民票を有する方の住居用の建物に設置されている合併処理浄化槽の本体およびブローア又は排水ポンプ等を修繕した管理者に、予算に応じてその修繕に要した費用の一部を補助します。 ・補助金額は30万円を上限とし、世帯主が70歳以上の場合修繕に要した額の3分の2、それ以外は2分の1に相当する額(1,000円未満の端数は切り捨てる)とします。
十島村	就農・漁業	就業者育成奨励金	★ 1.十島村内において、農林水産業等に従事した日数に応じて奨励金を交付 (1)後継者及び新規参入者 ※最大5年間交付 ア.単身で従事した場合 1日5千円～7千円 イ.家族で従事した場合 1日8千円～1万円 ※4年目～5年目は上記額が減額となる。 ※2年間の支援が終了するひと月前にこれまでの実績を審査し、3年目以降の交付を行うか判断 (2)体験希望者 ※3ヶ月を限度 ア.単身で従事した場合 1日3千円 イ.家族で従事した場合 1日5千円 (3)指導者 ア.自営作業を兼ねる場合 1日4千円以内 イ.出前指導等をする場合 1日6千円以内 2.資質の向上と技術の習得をするため、地域外において、村長が認定した農林水産業等の研修を行う場合、奨励金を交付 (1)農家実地研修 1日7千円(15万円を限度) (2)先進地研修 1日7千円(15万円を限度) (3)研修施設等での研修受講 1日7千円(15万円限度)
十島村	就農・漁業	産業振興資金貸付	★ ○漁船の建造又は購入に必要な資金800万円以内 ○漁具または装備等及び保守修繕等の入渠や修理等に必要な資金500万円以内 ○農業・林業用機械購入及び機械修繕又は施設建設及び修繕に必要な資金500万円以内、但し、複数の者が共同で行う場合は800万円以内 ○生産牛、肥育牛の購入及び肥育に必要な資金500万円以内、但し、複数購入の場合は800万円以内 ○農地及び草地の土壌改良に係る費用及び農林業における資材購入に必要な資金300万円以内 ○肉用子牛の肥育に必要な資金及び村奨励作物の栽培に必要な資金50万円以内 ○その他産業振興上必要と認められる資金 * 貸付条件…貸付利率:無利子 貸付期間:15年以内 償還方法:年賦償還 延滞利息:延滞元利金につき年14.6% 貸付金の償還が75歳迄に終了すること 本村に住所を有するもので住所を定めてから1年以上経過している者
十島村	出産・育児	定住促進資金交付事業(出産育児対策)	★ ○第1子30万円、第2子40万円、第3子50万円、第4子以降100万円を支給する。 本村に住所を定めてから1年以上経過した者で出産した者及び出産後も引き続き定住する意志を有すると認められる者
十島村	出産・育児	十島村乳幼児医療費助成事業	★ ○乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳幼児の医療費の一部負担金に対して助成。 ・対象者…6歳に達する日以降最初の3月31日まで十島村に住所を有する乳幼児。 ※所得制限はありません。
十島村	出産・育児	十島村子ども医療費助成事業	★ ○子供の疾病の早期治療の促進、その健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援を図るため、子どもの医療費の一部負担金に対して助成。 ・対象者…小学校入学時の4月1日から高校修了前(18歳に達する日以後の最初の3月31日)まで十島村に住所を有する子ども。 ※所得制限はありません。
十島村	出産・育児	妊婦健診運賃等助成事業	★ 十島村の地理的条件等のハンディを考慮し、妊婦健診に伴う自己負担の軽減を図る。 ○妊婦健診を受診する際の交通費及び滞在費(島発往復・2泊上限) ○出産に備え島外で待機する際の交通費及び滞在費(島発往復・5泊上限若しくは指定助産院・上限30万円) ○出産後1カ月間滞在する際の宿泊に要した経費(指定助産院・上限15万円)
十島村	出産・育児	十島村産後ケア事業	★ 出産後に、身近に世話してくれる人がいない母子、産後の体調や育児に不安がある母子を対象に、助産院に入所して、保健指導や育児指導が受けられます。
十島村	出産・育児	十島村ミルク紙おむつ支給事業	★ 子育てに要する費用の一部を助成し、子育てに係る経済的負担を軽減する。 ○ミルク 生後1歳6カ月に到達する月まで(月額4,000円上限) ○紙おむつ 生後23歳に到達する月まで(月額7,000円上限)
十島村	出産・育児	子育て支援施設	★ 子育て支援施設については各島に開園しており、保育料を無償化しております。(おやつ代必要)

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
十島村	その他	定住促進資金交付事業(転入等対策)	★ 転入費用一部助成として、30万円又は、引越費用のいずれか少ない方の額を交付する。本村に転入してきた者(本村を転出してから5年経過していない者を除く。)で定住する意志を有すると認められる者。ただし、年齢制限あり。 ○年齢制限…70歳以下の者とする。 ○その他…国・地方公共団体・企業等に従事する者、または世帯については対象としない。
十島村	その他	定住促進資金交付事業(中学生以下の者を扶養する者への支援事業)	★ ○中学生以下の者1人に対し月額1万円を基礎額とする。 ○3人目以降の者について、基礎額に月額1万円を加算する。 ○交付時期については、6月、9月、12月及び3月の4期とし、それぞれの前月分を原則口座振替にて交付する。 本村に、中学生以下の者と同居している扶養親族又は村長が指定する者。ただし、山海留学生は除く。
十島村	その他	定住促進資金交付事業(その他定住・転入を促進する事業)	★ 【独立世帯】 独身者…3年経過 10万円 複数家族…3年経過 20万円 【既存世帯転入者】 独身者…3年経過 5万円 複数家族…3年経過 10万円 ※18歳以下の子供を扶養する転入者については、1人につき5万円を加算して交付 本村に住所を定め、3年を経過した者 ただし、年齢制限並びに所得制限あり。 年齢制限…1ターン者は50歳以下、Uターン者は55歳以下の者とする。 所得制限…前年度所得で1人世帯が160万円以下、2人以上の世帯は1人につき5万円を控除した額とする。 国・地方公共団体・郵政公社等に従事する者、または世帯については対象としない。
さつま町	住宅	移住定住促進補助金	★ さつま町に転入した際や町内間で転居する場合において、住宅を建設又は購入した場合、最高170万円+子育て加算(中学生以下1人につき10万円)の補助金を支給します。 下記(1)、(2)のいずれかの条件に当てはまり、(3)、(4)の条件を満たす方が対象となります。 (1)さつま町に定住する際に、住宅の建設又は購入する場合。 (2)さつま町内間で転居し、住宅の建設や購入を行う場合。 (3)公民会へ加入すること。 (4)町税等の滞納がないこと。 ※対象条件や加算については、担当窓口へお尋ねください。 問合せ先 さつま町役場 ふるさと振興課 移住定住係 (電話)0996-53-1111
さつま町	就業	転入者就労支援奨励金	さつま町への転入者に対して、2年以上の勤務など条件を満たすことにより最高20万円の補助金を支給します。 (1)平成30年1月1日以降に転入・居住し、住民登録していること (2)企業に引き続き2年以上雇用されていること (3)さつま町の税金等に未納がないこと など <補助額> 町内の企業に勤務 20万円 町外の企業に勤務 10万円 問合せ先 さつま町役場 ふるさと振興課 移住定住係 (電話)0996-53-1111
さつま町	住宅	若者定住促進家賃補助金	さつま町へ転入した若者や新婚世帯に対して、正規雇用されるなど条件を満たすことにより最高月額1万円の補助金を最長3年間支給します。 (1)平成30年1月1日以降に転入・婚姻した世帯等で企業に正規雇用されていること (2)申請日において町内に居住し、さつま町に住民登録していること (3)さつま町の税金等に未納がないこと など ※対象条件や補助金の算出方法などについては、担当窓口へお尋ねください。 問合せ先 さつま町役場 ふるさと振興課 移住定住係 (電話)0996-53-1111
さつま町	住宅	空き家情報バンク制度	★ さつま町にある空き家の所有者と賃貸・売買を希望する者のマッチングを図り、空き家の利活用を図る制度です。 (空き家の管理については、所有者が自ら行う「直接型」と、町内不動産事業者が仲介を行う「間接型」の2種類があります) *空き家の賃貸及び売買を希望する方は、空き家利用希望登録申込書の提出が必要です。
さつま町	住宅	小型合併処理浄化槽設置整備補助	★ 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付します。 (時吉地区広瀬地区田原地区のうち農業集落排水施設整備区域は補助対象外となります。) <新築の場合の補助額> <改造の場合の補助額> 5人槽 221,000円 5人槽 332,000円 7人槽 276,000円 7人槽 414,000円 10人槽 365,000円 10人槽 548,000円

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
さつま町	就農・漁業	新規就農者補助金	★ さつま町で就農される方などに対し、毎月5万円を1年間支給します。 さつま町で農業を主な職業としながら生計の中心として位置づけて年間200日以上農業者として就農される方で次の要件に該当する場合。 (1)新規参入者・・・18～55歳未満の町内非農家又は町外出身者等で本町に定住し、就農する者。 (2)後継者・・・・・・親から独立して新たな作物の経営を開始する者。 ※補助金の額・・・毎月5万円を1年間(12ヶ月)支給する
さつま町	起業	商工業新規参入者支援補助金制度	★ さつま町で新たに商工業を開業される方に対し、月額5万円を1年間支給します。 (1) 就業計画書に基づき、就業する新規参入者であること。 (2) 認定申請時までに年齢が65歳未満であること。 (3) 商工会員で町内に住所及び事業所(町外資本企業及びフランチャイズチェーン店(共同仕入等は除く。))は除く。)を有する者であること。 (4) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売業ではないこと。 (5) 原則として営業を行う日数が週5日以上である者 (6) 補助金交付開始月から3年以上営業を継続して行う見込みがある者 (7) 税務署に開業届を提出した者であること。 (8) 就業者の誓約があり、かつ、次に掲げるいずれかの第三者の保証が受けられている者であること。 ア 両親 イ 就労している者(ただし、共同経営者及び従業員は除く。) ウ その他町長が適当と認める者 (9) 町商工会から経営指導及び意見書の交付を受けた者 (10) 町商工会主催の創業セミナーを受講している者又は受講する見込みである者 (11) 過去に同様の補助金の交付を受けたことがなく他の優遇措置を受けていないこと。 (12) 町内において商工業を主な職業とし、かつ、生計の中心として位置付けること。 問合せ先 さつま町役場 商工観光PR課 商工振興係 (電話)0996-53-1111
さつま町	起業	空き店舗等活用促進事業補助	さつま町の空き家情報バンクに登録されている空き店舗を活用し事業を始められる方に対し、貸店舗の月額家賃の2分の1以内を助成します。(上限3万円) 補助対象者 (1)さつま町の空き店舗に入居し、1年以上の賃貸借契約を締結すること。 (2)利用内容は、さつま町が認めた事業であること。(チェーン展開は不可) (3)さつま町商工会に入会していること。 (4)さつま町の税金等に未納がないこと。 (5)空き店舗の所有者ではないこと (6)本制度に基づいた補助金の交付を受けたことがないこと。
さつま町	出産・育児	放課後児童健全育成事業	★ 保護者が就労等により家庭にいない、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童を対象として、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とした事業です。 ・えいしん児童クラブ ・信教寺学童クラブ(信教寺保育園内) ・太陽学童クラブ ・錦光こども園こすもす少年クラブ(錦光保育園内) ・恵光学童クラブ ・佐志学童クラブ(佐志保育園内) ・永野学童クラブ ・つるだ学童クラブ(つるだ同朋子ども園内) ・山崎学童クラブ ※開所時間 平日:下校から午後6時まで(永野学童クラブは下校から午後5時まで) 土曜日・長期休暇:午前8時から午後6時まで(永野学童クラブは9時から午後5時まで)
さつま町	出産・育児	子ども医療費助成制度	★ さつま町に居住する18歳以下(高校卒業相当)の子どもに対し、医療費の自己負担額を助成します。 子ども医療費助成制度の対象となるのは、次の条件がすべてそろっている子どもの保護者です。 ・さつま町内に住所のある18歳(高校卒業相当)までの子ども ・健康保険加入者 ・生活保護、重度心身障害者、ひとり親家庭医療費助成金等、他の医療費扶助を受けていない子ども ※所得制限はありません
長島町	住宅	空き家改修費補助金事業	★ 空き家を改修する際に、家主もしくは借主に対して改修等に要する経費を補助する。 1 対象住宅 長島町空き家バンクに登録した空き家 2 要件 5年以上住宅として使用する。 3 助成内容 対象事業経費の3分の2を助成します。限度額は333万円です。
長島町	住宅	空き家バンク制度	★ 長島町における空き家の有効活用を通して、町内への移住・定住の促進を図り、また、Uターン・Iターンのほか、町内ニーズにも柔軟に対応できる支援を実施するシステム

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
長島町	就農・漁業	農業次世代人材投資事業	★ 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する給付金を給付します。 ○経営開始型:新規就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間最大150万円を給付します。 ○準備型:都道府県が認める道府県農業大学校や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける就農者に、最長2年間、年間150万円を給付します。
長島町	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 高校卒業(18歳に到達した3月末)までの乳幼児・児童生徒に係る医療費自己負担分を助成します。 1 対象者 高校卒業までの乳幼児・児童生徒 2 助成額 自己負担分全額 3 助成方法 保護者への口座振り込みです。
長島町	出産・育児	エンゼル支援事業	★ 不妊・不妊治療の医療費の負担を軽減するため、医療費の助成を行う。 1 対象者 長島町に1年以上居住し、結婚後1年以上経過した夫婦 2 助成額 不妊・不育等の相談検査・治療に係る医療費の一部を助成します。(申請年度10万円限度) 3 助成方法 口座振り込み
長島町	出産・育児	子宝お祝い金支給事業	★ 次代を担う子供の出生を祝福するとともに、健康で明るい町づくりに資することを目的として子宝お祝い金を贈る。 ○第1子:10万円 ○第2子:20万円 ○第3子:30万円 ○第4子:40万円 ○第5子:50万円 第5子以降は1人につき10万円を加算し支給する。
長島町	教育	ぶり奨学金償還補助金	地域で育った人材が故郷に帰ってくることを支援するため、保護者が連携金融機関から借りた奨学ローンの返済額の全部又は一部について補助する。
長島町	教育	学校給食費補助金	保護者の教育費の負担を軽減し、家庭生活環境の向上と、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを支援することを目的として学校給食に要する経費を補助する。 【補助対象者】 町立の小・中学校に通学する児童生徒又は町内に住所を有し、特別支援学校等の小・中学部に通学する児童生徒の保護者 【補助対象額】 保護者が負担すべき学校給食費の全額
湧水町	住宅	宅地分譲事業	★ 住環境良好な宅地分譲の実施 ○塔之原第2ニュータウン(残り1区画) ○上場地区分譲地(残り3区画)
湧水町	住宅	浄化槽設置整備事業補助金	★ 【補助目的】 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置者へ補助金を交付する。 【補助対象】 町内に所在する専用住宅に設置してあるくみ取り便槽又は単独処理浄化槽を除去し、処理対象人数10人槽以下の小型合併処理浄化槽に転換する個人に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 【補助金額】 5人槽 332,000円 6~7人槽 414,000円 8~10人槽 548,000円 【その他】 単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽に転換(建築物の建替え又は増改築により人槽が変更になるものを除く。)する場合は、上記金額に90,000円を加えた額を上限とする。
湧水町	就農・漁業	新規就農支援	★ 新規就農支援に関する相談は、湧水町農業委員会 湧水町役場産業振興課で随時受け付けております。
湧水町	就農・漁業	農業次世代人材投資事業資金	★ 【目的】 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間及び経営の不安定な就農直後の所得を確保するために支給する給付金。 【経営開始型給付金】 経営開始直後の新規就農者に、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間最大150万円を給付。 【給付額】 経営開始1年目 :150万円/年 経営開始2年目以降 :[(350万円-前年所得額)×3/5]円/年

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
湧水町	出産・育児	放課後児童健全育成事業	★【目的】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を支援する。 【対象者】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童 【保護者負担金】 おやつ代1,500円/月、保険料が必要 【開所場所】 町内全5小学校区(吉松、栗野、轟、幸田、上場) 【開所時間】 平日 14:00～18:00 土曜日・長期休業中8:00～18:00
湧水町	出産・育児	乳幼児紙おむつ購入助成事業	★【目的】 乳幼児を養育する保護者に対し紙おむつを給付することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子どもを育てられる環境づくりに資することを目的とする。 【紙おむつ券の支給】 紙おむつの給付は、町長が指定する町内取扱店において紙おむつを購入することができる乳幼児紙おむつ購入券の支給により行うものとする。 【支給対象者】 町内に住所を有し、かつ、居住していること。 満2歳未満の乳幼児と同居し、かつ、当該対象乳幼児を養育していること。 【支給期間】 紙おむつ券は、対象乳幼児の出生日の属する月分から満2歳の誕生日が属する月の前月分まで支給するものとする。 【紙おむつ券の支給額】 紙おむつ券の支給額は、対象乳幼児1人当たり月額2,000円とする。
湧水町	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	★【内容】 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に、割引や独自の優待サービスなどを提供しています。 【交付対象者】 町内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯 【対象店舗数】 10店舗 【その他】 サービス内容については、それぞれ異なります。
湧水町	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 子どもに係る医療費の一部負担額を助成します。 ・0歳から中学校修了前(15歳到達以後の3月31日まで) 保険診療による一部負担金額を全額助成(平成30年4月診療分から)
湧水町	出産・育児	子育て世帯児童支援事業	★ 高等学校へ就学している生徒の保護者に対して、就学に伴う通学及び寮費等に要する経費の一部を助成します。 【対象者】町内に住所を有する、またはやむを得ず町外で通学等をしている栗野中学校・吉松中学校・私立中学校卒業の高校生 【助成額】年額30,000円(1人1回のみ)
湧水町	住宅	空家空地バンク制度	★ 町内における空家・空地の賃貸や売却を希望される所有者等から物件の情報を利用希望者へ提供する制度です。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
湧水町	住宅	空家リフォーム支援事業	<p>★ 町内にある空家・空地の有効利用を通じて本町への定住促進を図るため、湧水町空家・空地バンクに登録する物件のうち、賃貸借契約又は売買契約を締結した物件に対して、予算の範囲内において湧水町空家リフォーム支援事業補助金を交付します。</p> <p>【補助対象者】</p> <p>○空家リフォーム補助金・家財道具撤去費補助金</p> <p>(1)補助対象空家の賃貸借契約を締結した物件の所有者若しくは入居予定者又は売買契約を締結した物件の所有者若しくは購入者であること。</p> <p>(2)入居予定者及び購入者が、入居後湧水町内に居住するとともに住民登録を行うこと。</p> <p>(3)町内に主たる事業所を有する施工業者を利用すること。</p> <p>(4)リフォーム後3年以上、補助対象空家を湧水町空家・空地バンクに登録すること。</p> <p>(5)親族間(3親等以内)の賃貸借又は売買ではないこと。</p> <p>(6)町税等を未納していない者であること。</p> <p>○空家解体撤去補助金</p> <p>(1)補助対象空家の購入者であること。</p> <p>(2)補助対象空家の解体後1年以内に同一敷地内において住居を新築し、その住宅に居住する者であること。</p> <p>(3)湧水町内に居住するとともに住民登録を行うこと。</p> <p>(4)町内に主たる事業所を有する解体撤去業者を利用すること。</p> <p>(5)親族間(3親等以内)の売買ではないこと。</p> <p>(6)町税等を未納していない者であること。</p> <p>【補助対象工事等】</p> <p>○空家リフォーム補助金</p> <p>補助対象工事は、当該工事に要した費用が30万円以上で、要綱に定めるもの。</p> <p>○家財道具撤去費補助金</p> <p>撤去及び処理に要した費用が5万円以上であるもの。</p> <p>○空家解体撤去補助金</p> <p>補助対象工事は、解体撤去工事に要した費用が30万円以上であるものとする。ただし、公共工事による移転、建替えその他の補償の対象となっている建物は、補助の対象としない。</p> <p>【補助金の額】</p> <p>○空家リフォーム補助金</p> <p>要綱で定めた補助対象工事に要した費用に100分の50を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。</p> <p>○家財道具撤去費補助金</p> <p>撤去及び処理に要した費用に100分の50を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。</p> <p>○空家解体撤去補助金</p> <p>解体撤去工事の対象となる物件の延べ床面積に対し、1坪あたり1万円とし、50万円を限度とする。</p>
湧水町	就農・漁業	農業後継者等育成事業	<p>★ 農業後継者等(新規就農者、親元就農者及び定年帰農者)が、本町に居住し専門的に就農し若しくは就農する予定の者に対し下記の助成を行います。</p> <p>①住宅家賃補助</p> <p>町外から転入する農業後継者等に対する住宅家賃に係る補助金(補助金申請時に町内に住所を有し、将来町内で就農することを目的として町外で農業研修を受ける者を含む。)で、住宅家賃補助金は、当該年度内における補助対象月数に3万円又は家賃月額のうち低い額を乗じて得た額を申請人が自ら居住するために賃借する住宅家賃(間賃しを含む。以下同じ)に限るものとし、賃貸借契約金の初日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)の初日から起算して12月を限度として補助します。</p> <p>②住宅購入補助</p> <p>町外から移住又は転入した農業後継者等(定年帰農者を除く。)に対する住宅購入費(3親等以内からの購入を除く。)に係る補助金で、住宅購入費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは切捨て)とし、就農後一定期間内に行われる自ら居住するための住宅の購入に限るものとします。新規就農者に対する補助金の上限額は50万円とし就農後5年以内に行われる購入に限ります。親元就農者に対する補助金の上限額は50万円とし就農後3年以内に行われる購入に限ります。</p> <p>③住宅改造費補助</p> <p>町外から移住又は転入した農業後継者等に対する住宅改造に係る補助金で、住宅改造費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは切捨て)とし、就農後一定期間内に行われる自ら居住するための自己所有住宅の改造に限るものとし1回限りとします。新規就農者に対する補助金の上限額は、100万円とし就農後5年以内に行われる改造に限ります。親元就農者に対する補助金の上限額は、100万円とし就農後3年以内に行われる改造に限ります。定年帰農者に対する補助金の上限額は70万円とし就農後3年以内に行われる改造に限ります。</p> <p>④農業研修受講費補助</p> <p>農業研修を受講する農業後継者等に対する補助金で、就農後3年以内に行われる研修に係る交通費(公共交通機関に利用に伴う交通費という。以下同じ。)及び宿泊料、研修受講料の合計に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは切捨て)とし、1回あたり20万円、通算3階を限度とします。補助対象経費は実費を基本とし、湧水町職員等の旅費に関する条例相当額を上限とします。</p> <p>⑤農業資金等返済支援補助</p> <p>就農時借り入れた制度資金の元金返済を行う新規就農者に対する補助金で、元金返済時において継続して就農している者が元金返済に対する3分の1を補助し補助総額は200万円を限度とします。</p> <p>⑥農業後継者育成給付</p> <p>親元就農2年経過後した親元就農者に対する助成で、後継者登録申請日から2年経過し継続して就農している農業後継者に対して50万円を給付します。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
大崎町	住宅	空き家等バンク制度	<p>★ 町内の空き家や空き地の情報をホームページ等掲載し、利用したい人に紹介する制度です。</p> <p>1 対象物件 町内に点在する空き家、空き地(※) (※)空き地とは、住宅などの建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある土地をいいます。農地は対象となりません。</p> <p>2 要件 申請者は、所有者など所有権その他の権利を有し、物件の売買若しくは賃貸を行うことができる方に限ります。</p> <p>3 対象期間 大崎町ホームページにおける情報公開期間は、登録日より2年間です。 (ただし、改めて登録申し込みを行うことにより再登録することができます。)</p>
大崎町	住宅	空き家リフォーム促進事業	<p>★ 町内にある空き家を利活用するために修繕等を行った場合、改修に要した経費の一部を助成します。</p> <p>1 補助対象 (1)個人が自ら居住することを目的に建築した住宅 (2)1年以上継続して居住していない住宅 (3)築10年以上経過した住宅 ※アパート、マンションや賃貸住宅として利用されていたものは対象となりません。</p> <p>2 補助対象者 (1)賃貸または売却を目的に空き家を改修する空き家の所有者等 (2)居住目的で使用賃貸または賃貸借した空き家を改修する方</p> <p>3 補助要件(次に掲げる要件全てに該当する方) (1)市区町村民税等に滞納がないこと。 (2)町内の建築業者等(個人事業主を含む)に空き家の改修を発注すること。 (3)申請年度内に工事が完了すること。 (4)改修に要する経費が30万円以上であること。 (5)町、県および国が行う他の補助制度の対象とならないこと。 (6)改修後、賃貸や売却のほか自己または親族等が居住するなど活用すること。 →賃貸や売却に当たっては、「空き家等バンク制度」に登録すること。</p> <p>4 補助対象経費 (1)住宅の機能回復または向上のための修繕、模様替え、設備改善に要する経費 ※直接居住に要しない部分(倉庫や外構、店舗部分など)の改修や備品の購入等は対象となりません。 (2)家財道具等の運搬及び廃棄に要する経費。</p> <p>5 補助金額 補助対象経費の2分の1以内で50万円を上限とします。なお、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとします。</p> <p>6 申請上の注意 改修工事着工前に申請書類を提出し、町より交付決定を受けてください。改修中、改修後の申請については受理できません。</p>
大崎町	住宅	定住促進賃貸住宅家賃補助事業	<p>★ 転入世帯および新婚世帯が町内の賃貸住宅に入居した場合、家賃の一部を助成します。</p> <p>1 補助対象者 転入世帯または新婚世帯の世帯主で、次に掲げる要件すべてに該当する方 (1)世帯全員が大崎町に住所を有する者 (2)町内の賃貸住宅に新たに入居する者 (3)3万円を超える賃貸住宅の家賃を支払っている者 (4)世帯全員が市区町村民税等を滞納していない者 ※親族が所有、または居住している住宅は、補助対象外となります。 ※転入世帯…転入日から賃貸住宅入居までの期間が1年未満の者かつ転入日前3年間に於いて町内に住所を有していなかった者で、申請日の属する年度の末日において全員が55歳未満の世帯 ※新婚世帯…婚姻届出後2年未満で、かつ申請年度の末日において夫婦いずれもが40歳未満である世帯</p> <p>2 補助期間 補助要件を具備した月(月の途中入居等の場合は、その翌月)から起算して24か月間</p> <p>3 補助金額 毎月の家賃から住宅手当等を減じた額の2分の1の額(千円未満の端数は切り捨て)となります。ただし、次の世帯主の区分に応じて定める金額を上限とします。 (1)転入世帯の世帯主 月額1万円(公的住宅の場合 月額5千円) (2)新婚世帯の世帯主 月額1万円(公的住宅の場合 月額5千円) (3)転入世帯かつ新婚世帯の世帯主 月額2万円(公的住宅の場合 月額1万円)</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
大崎町	住宅	定住住宅取得補助事業	<p>★ 町内に定住するために住宅を新築または購入した方に対し、取得に要した経費の一部を助成します。</p> <p>1 補助対象者 (1) 転入日前2年間に町内に住所を有しておらず、転入後2年以内(住宅新築のために必要な資金借入れに際し、確定申告書が2箇年分必要となる農業所得者、個人事業主等)については、3年以内)に住宅を取得した、65歳未満の世帯責任者 (2) 義務教育終了前の子を扶養している世帯責任者 (3) 夫婦どちらかが40歳未満の世帯責任者 ※住宅の取得方法が親族の贈与とみなされる場合は、補助対象外となります。</p> <p>2 補助要件(次に掲げる要件全てを満たす必要があります) (1) 申請日前の1年以内に住宅を新築または購入(中古住宅を含む)すること (2) 新築または購入した住宅に引き続き5年以上定住すること (3) 居住地の自治公民館に加入すること (4) 市区町村民税等に滞納がないこと ※建て替えとみなされる場合は対象外となります。</p> <p>3 補助金額 住宅の取得経費の総額の5分の1を助成します。ただし、補助限度額は下記のとおりです。 ・補助基本額 1世帯につき 20万円 ・転入者加算金 1世帯につき 50万円(転入者のみ対象) ・子育て世帯加算金 義務教育終了前の子が1人の世帯 10万円 義務教育終了前の子が2人以上の世帯 20万円 ・地域活性化加算金 10万円 ※下記の地区に住宅を取得した場合は、地域活性化加算金が補助されます。 【持留地区】…横内、黒石、上・中・下・西持留、大佐土原、下原、永吉集落 【金ヶ宇都地区】…桜野、金ヶ宇都、篠段、池段集落 【水之谷地区】…若松、上・中・下・東水之谷、籠谷、東川、上別府、馬場下集落</p> <p>4 対象期間 住宅を新築または購入の日(登記完了後)から1年以内</p>
大崎町	住宅	宅地流動化促進事業	<p>★ 活用不可能な空き家が存在することにより、売買に支障が生じている宅地の空き家を除去し、新たに定住住宅を建設しようとする場合、除却費用の一部を助成します。</p> <p>1. 補助対象物件 ・個人が居住するために建築された住宅 ・活用不可能な空き家等 ・空き家等バンクに登録されている住宅 ※アパート、マンションや賃貸住宅として利用されていたものは対象外</p> <p>2. 補助対象者 ・定住住宅を建設するために空き家等を購入し、解体しようとする個人 ・購入した空き家等を解体後、1年以内に住宅を建設できる者 ※親族間の売買は除く</p> <p>3. 補助要件 ・町内の建築業者等(個人事業主を含む)に発注すること</p> <p>4. 備考 ・定住住宅取得補助金との併用が可能</p>
大崎町	住宅	合併処理浄化槽補助事業	<p>★ 合併処理浄化槽を新たに設置する場合、経費の一部を助成します。</p> <p>1 対象者 公共下水道区域外で合併処理浄化槽を新たに設置する方</p> <p>2 補助金額 【汲取りから合併処理浄化槽に変更する場合】 1) 5人槽(専用住宅130㎡以内) 332,000円 2) 7人槽(専用住宅130㎡以上) 414,000円 3) 10人槽(併用住宅、2世帯住宅など) 548,000円 【既存の単独浄化槽を撤去(適切に処分)して、合併処理浄化槽を設置する場合】 (加算時の合計)補助金額に90,000円を限度として加算 1) 5人槽(専用住宅130㎡以内) 422,000円 2) 7人槽(専用住宅130㎡以上) 504,000円 3) 10人槽(併用住宅、2世帯住宅など) 638,000円 【既存の単独浄化槽を撤去(適切に処分)して、合併処理浄化槽を設置する場合、浄化槽への流入官・側溝(排水接続先)放流までの流出官・枳などに対する宅内配管工事費の掛かり増し分の一部助成】 1) 上限300,000円 2) 掛かり増し工事費が300,000円未満の場合は低い額(千円未満は切り捨て)</p> <p>3 申請上の注意 (1) 申請に係る書類作成や提出等は、設置業者が代行しますので、申請者本人が手続きする必要はありません。 (2) 設置工事着工前に申請し、町より交付決定を受けてください。設置中、設置後の申請については受理できません。 (3) 新築住宅(建て替えを含む)に浄化槽を設置する場合は補助金の対象外です。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
大崎町	就農・漁業	新規就農者支援事業	<p>★ 大崎町に移住し、新たに農業に従事する者に対し、必要な資金を助成します。</p> <p>1 対象者</p> <p>(1)新規就農者等</p> <p>①新規学卒者</p> <p>②新規参入者(概ね45歳以下)</p> <p>③Uターン者(概ね45歳以下)</p> <p>④その他、町長が適格者と認めた者</p> <p>(2)大崎町に移住し、就農計画に基づき一定規模の農地または施設等の保有予定者で、中核的農業経営専従者となりうる者</p> <p>2 助成内容</p> <p>①新規学卒者補助金 20万円(一時金)</p> <p>②新規参入者補助金 100万円(一時金)</p> <p>③受入農家補助金 月額5万円(最高24箇月)</p> <p>④就農研修資金補助金</p> <p>先進農家での研修期間について、就農研修資金を次のとおり助成します。</p> <p>1)町外出身者が町内の先進農家で研修した場合及び町外出身者が町外先進農家で研修し大崎町に就農した場合</p> <p>研修資金月額10万円(自宅からの研修は除外)</p> <p>2)町外出身者が自宅に居住し、先進農家で研修し、大崎町で就農した場合</p> <p>研修資金月額5万円</p>
大崎町	出産・育児	乳がん検診対象年齢の引き下げ	<p>★ 乳がん検診を30歳から受診できる(全国的には40歳から)ことに加え、検診費用の一部を町が負担します。</p> <p>1 対象者 30歳以上の女性</p> <p>2 助成額 5,000円～8,000円(検診内容により助成額が変わります)</p>
大崎町	出産・育児	チャイルドシート貸出	<p>★ 乳幼児を養育する保護者に対し、チャイルドシートの貸出を行います。</p> <p>1 対象者 乳幼児を養育する保護者</p> <p>2 費用 無料</p>
大崎町	出産・育児	赤ちゃん訪問	<p>★ 新生児から2～3ヶ月児の赤ちゃんを対象に、町の保健師及び在宅助産師が全戸訪問し、育児支援を行います。</p> <p>1 対象者 新生児から2～3ヶ月児の赤ちゃん</p>
大崎町	出産・育児	不妊治療費助成事業	<p>★ 不妊治療にかかる費用を助成します。</p> <p>1 対象者(次に掲げる要件全てに該当する方)</p> <p>(1)本町に1年以上居住する、法律上結婚している夫婦</p> <p>(2)夫婦の前年度の所得の合計が730万円未満であること</p> <p>(3)特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込が無いまたは極めて少ないと医師に診断された方</p> <p>(4)町税等の滞納がない方</p> <p>2 助成金額 1回の治療につき上限20万円</p> <p>3 助成期間 1年度に当たり2回まで、通算5年間の限度</p> <p>4 申請期限 特定不妊治療が終了した日から6ヶ月以内</p>
大崎町	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、お子さんの生まれた日から、18歳に達したあとの最初の3月31日(高校卒業)までの医療費を助成します。</p> <p>1 対象者</p> <p>助成対象の子どものを現に監護している者で、大崎町内に住所を有する者。</p> <p>2 助成対象</p> <p>医療機関を受診した自己負担額(保険内診療に限る)</p> <p>※高額療養費・付加給付に該当する場合・養育医療・特定疾患・第三者行為(交通事故等)・保険外診療(自費診療・予防接種等)は対象になりません。</p>
大崎町	出産・育児	こんにちは赤ちゃんギフト支給事業	<p>★ 生まれてくる子どもたちを歓迎することを目的に、赤ちゃん出生時に品物をプレゼントします。</p> <p>1 対象者 出生届出時に大崎町に住所のある赤ちゃん及びその保護者</p> <p>2 方法 母子手帳交付時にカタログから品物を選んでいただき、出生届提出の際に受け取ります。</p>
大崎町	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	<p>★ 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に割引や独自の優待サービスなどを提供することで、子育てを家庭を応援します。</p> <p>この事業で受けることのできる子育て支援サービスは、町内の協賛企業・店舗の善意により提供されるものです。</p> <p>1 対象者 鹿児島県内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯</p> <p>※実施市町村の窓口で、対象となる世帯からの申請により、県内共通のパスポートが交付されます。</p> <p>※事業を実施していない市町村にお住まい又は県外にお住まいで県内へ帰省している子育て家庭へは、別途県で交付できる場合もあります。</p>
大崎町	教育	ブックスタート事業	<p>★ 乳児検診の際、対象児の親子に選定絵本の読み聞かせを行い、希望の絵本をプレゼントする。</p> <p>1 対象者 乳児(満1歳の誕生日の前月まで)</p> <p>2 支給品 絵本2冊</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
大崎町	教育	子育て支援センター	★ 子どものための遊び場提供や、子育て中の大人が集える場の提供、子育てに関する相談。 1 対象者 0歳から3歳までの子どもを持つ家庭、妊娠中の家庭で、幼稚園・保育園に通っていないこと 2 費用 無料 3 場所 大崎幼稚園の旧園舎
大崎町	教育	放課後児童クラブ	★ 放課後や長期休業中保護者が児童を保育できない場合に、適切な遊びや生活の場を与え、児童の保育を行います。 1 対象者 放課後に児童を保護する者のいない家庭の町内に居住する小学校全学年
大崎町	教育	中学校入学援助金	★ 大崎町に住所を有する生徒が中学校及び特別支援学校に入学する際、入学時における生徒の保護者の経済的負担を軽減するとともに、生徒の健全な育成を支援する。 1 対象者 中学校等に入学する生徒の保護者 2 支給額 生徒1人につき3万円
大崎町	教育	リサイクル未来創生奨学金制度	★ 大崎町で育った人材が勉学に励むことを支援し、故郷の活性化に担う人材に成長し、再び大崎町に定住し、活躍することを促進するために帰ってくることを支援するために創られた奨学制度。 本ローンは、大崎町リサイクル未来創生奨学金助成制度による元金補給を利用することが可能。 1 申込が可能な方 ご子弟、孫または扶養する親族が、大学・大学院・専門学校に就学中または就学予定の方 2 融資金額 50万円から500万円まで ※限度額は申込時の審査結果により決定 3 制度の概要 (1)返済額の元金及び利子相当額を助成 (2)在学中から利子の返済額を助成 (3)卒業後、10年以内に大崎町に戻ってきた場合には、元金及び利子の返済額について助成 4 補助金受給要件 (1)リサイクル未来創生奨学ローンの貸与を受け、当該奨学ローンを返済していること (2)町税等を滞納していないこと (3)元金相当分の交付を受けることができる方は、奨学生が卒業後10年以内に住民登録し、その後転出することなく現に居住していること (4)補助対象となった日から3年以内に申請すること
大崎町	教育	英語検定料補助金	★ 財団法人日本英語検定協会主催の実用英語検定を受検した生徒を対象に、補助金を交付する。 1 対象 (1)大崎町に住所を有し大崎中学校に就学している生徒 (2)大崎町に住所を有し大崎町外の中学校に在籍し、その就学している学校や自治体から補助を受けてない生徒 2 補助額 (1)生徒一人につき、検定毎に検定料の全額を同一年度中一回とする。ただし、ひとつの級に合格し更に上の級を受検したときは同一年度内であっても対象とする。 3 申請方法 (1)中学校を通じて申請を行う。町外の学校に就学している場合は教育委員会管理課へ相談。
大崎町	教育	学校給食費補助金	★ 地産地消推進による地元食材購入及び給食費の負担軽減 1 対象 (1)大崎町内の小、中学校に就学している児童生徒 2 補助 (1)児童生徒月額2,000円 (2)地産地消推進による地元食材(早期米、菜種油、鰻蒲焼、黒毛和牛等)
大崎町	その他	グリーン・ツーリズム推進事業	★ ・中学・高校生の教育旅行受け入れ(民泊)を行いません。体験内容は下記(1)～(3)となります。 (1)田畑・菜園作業や牛・鶏の飼養等の農作業(汗を流して働くことの大切さ、農業の厳しさや楽しさを学べます。) (2)田舎の食材を使った料理・菓子づくり等の料理体験(安心安全な食へのこだわり、新鮮な野菜を使った料理を体験できます) (3)大崎町の観光地めぐり(古墳・戦跡・海岸等をめぐり、大崎町ならではの体験ができます) ・モニターツアーの実施(都市農村の交流を目的にモニターツアー実施します。)
大崎町	移住体験	農家民宿	★ 大崎町内にある農家民宿に宿泊し、田舎暮らしを体験することができます。 本町の農家民宿受入先の状況(令和2年8月1日現在) 4件 ・可能なプログラム ①菓子・ケーキ・ピザ作り体験 ②陶芸・小物作り体験 ③郷土料理作り体験 ④農業体験

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等												
大崎町	起業	新規創業・起業支援補助金	<p>★ 町内において起業する新規創業者に対し、必要な助成措置を行う。</p> <p>1 対象者 (1) 町内に事業所を設置し、又は設置しようとする者 (2) 町内に住所を有する者、補助金の実績報告を提出する前日までに町内に住所を有する者 (3) 起業に当たって、鹿児島県商工会連合会等が開催する専門的な研修を受講した者 (4) 実績報告時において、事業所に勤めていない者及び事業所の役員でない者 (5) 町税等の滞納がない者</p> <p>2 補助対象経費 (1) 新設又は改修に要する経費で、工事請負費の総額が1件20万円以上のもの ※工事請負費(用地取得費、造成費及び建築手続き費を除く) (2) 起業に必要な設備の購入に係る経費</p> <p>3 補助金額 【補助率】 【補助限度額】 補助対象経費(1) 2分の1 50万円 補助対象経費(2) 2分の1 20万円</p>												
東串良町	住宅	合併浄化槽補助金制度	<p>★ 補助金の交付対象となる経費は、小型合併処理浄化槽の設置に要する費用とし、補助金の額は別表第2の1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の2欄に定める額とする。</p> <p>2 既存の単独浄化槽を撤去し、合併浄化槽を設置する場合は、それぞれ同表の3欄に定める額とする。</p> <p>1 人槽区分 2 補助額 3 補助額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(新築)</th> <th>(改造)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>221,000円(271,000円)</td> <td>422,000円(472,000円)</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>276,000円(326,000円)</td> <td>504,000円(554,000円)</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>365,000円(415,000円)</td> <td>638,000円(688,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は、町内の施工業者に発注した場合の額</p> <p>【対象・条件等】 1 町長は、地域内において、専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。 (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに、小型合併処理浄化槽を設置する者 (2) 専用住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者 (3) 国、県及び町の施設並びにこれらに準ずる施設で小型合併処理浄化槽を設置する者</p>		(新築)	(改造)	5人槽	221,000円(271,000円)	422,000円(472,000円)	7人槽	276,000円(326,000円)	504,000円(554,000円)	10人槽	365,000円(415,000円)	638,000円(688,000円)
	(新築)	(改造)													
5人槽	221,000円(271,000円)	422,000円(472,000円)													
7人槽	276,000円(326,000円)	504,000円(554,000円)													
10人槽	365,000円(415,000円)	638,000円(688,000円)													
東串良町	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 子どもの医療費助成制度は、0歳から18歳(18歳到達以後の最初の3月31日まで)までを対象に医療費の全額助成しています。この制度は、乳幼児から子どもにかかる医療費を助成することにより、親の負担を軽減し、子どもの病気の早期発見・早期治療を促進しながらすこやかな成長を支援するものです。</p> <p>【対象者】 町内に住所を有する子ども(0歳から18歳まで)※重度心身障害者医療費助成、ひとり親医療費助成の対象者である子ども及び生活保護世帯は除きます。</p> <p>【受給期間】 一般診療・歯科診療とも、0歳から18歳になった日以後の最初の3月31日まで。</p> <p>【助成額】 医療保険適用となる医療費(病院の通院・入院や薬局での薬代等)一部負担金(自己負担分)の額。</p>												
東串良町	出産・育児	赤ちゃんすこやか支援事業	<p>★ 第1子=3万円、第2子=5万円、第3子以降=10万円</p> <p>【条件・対象等】 (1) 第1子の新生児の養育者が東串良町に引き続き1年以上住所を有し、かつ新生児が東串良町に住所を有しているとき。ただし、養育者が住所を有する期間が1年未満の場合は、住所を有する期間が1年に達したとき。 (2) 第2子の新生児の養育者が東串良町に引き続き2年以上住所を有し、かつ新生児が東串良町に住所を有しているとき。ただし、養育者が住所を有する期間が2年未満の場合は、住所を有する期間が2年に達したとき。 (3) 第3子以降の新生児の養育者が東串良町に引き続き3年以上住所を有し、かつ新生児が東串良町に住所を有しているとき。ただし、養育者が住所を有する期間が3年未満の場合は、住所を有する期間が3年に達したとき。</p>												
東串良町	出産・育児	不妊治療費助成事業	<p>★ 不妊治療を受けている夫婦に対し、その不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、その経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策に努める。</p> <p>治療別助成額 タイミング療法 ①1回の治療費×治療回数 ②10万円 ホルモン療法(排卵誘発法等含む) ①1回の治療費×治療回数 ②10万円 人工授精 ①1回の治療費×治療回数 ②10万円 体外受精 ①1回の治療費×治療回数 ②20万円 顕微授精 ①1回の治療費×治療回数 ②20万円 いずれの療法等も①か②のどちらか少額</p>												

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
東串良町	教育	学校給食費補助金	★ 東串良町立小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、給食費の負担金を補助することにより、経済的な負担軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを推進するとともに、子育て世代の定住化促進を図る。 補助額 児童生徒1人当たり月額2千円。
東串良町	住宅	移住促進事業	★ 町外から定住の意思をもって平成29年1月1日以後に本町に転入し、東串良町に住民票がある方で、次の要件をすべて満たしている方を対象とします。ただし、町外に3年以上住民票があった方に限りません。 ①町内に住宅を新築もしくは購入し、当該住宅に居住している。 ②当該住宅に引き続き5年以上居住する意思がある。 ③配偶者もしくは義務教育終了に満たない者を扶養している。 ④本町における居住地の振興会(自治会)に加入している。 ⑤過去3年度のわたり市町村民税の滞納がないこと。 補助額・・・(新築の場合) 基本額15万円(最大115万円) ※基本額に次の要件でそれぞれ加算されます ○扶養している義務教育終了未満の者1人につき 10万円(最大30万円) ○町内の設計業者と契約した場合 10万円 ○町内の建築業者と契約した場合 50万円 ○柏原小学校校区に建築した場合 10万円 (購入の場合) 基本額15万円(最大55万円) ※基本額に次の要件で加算されます。 ○扶養している義務教育終了未満の者1人につき 10万円(最大30万円) ○柏原小学校区の住宅を購入した場合 10万円 住宅を取得してから1年以内に申請
東串良町	住宅	空き家改修事業	★ 定住促進を図るとともに、空き家の有効活用と地域経済の活性化に資するため、本町の空き家バンクに登録した物件に対し改修に係る費用の一部を補助金として交付します。(予算の範囲内) 【補助対象者】 (1) 3親等内の親族間での空き家の売買若しくは賃貸又は無償での使用でないこと。 (2) 改修工事完了日から起算して5年間、空き家の転売及び処分を行わないこと宣誓すること。 (3) 町税等の滞納がないこと (4) 地域の活性化の推進に協力する意思を有していること。 【補助対象事業】 (1) 町内の施工業者が施工する改修であり、当該年度内に完了すること。 (2) 所有者が行う改修については、空き家バンクに登録しており、改修後5年間は継続して貸与すること。 (3) 移住者が行う改修については、自ら定住する目的で購入又は借借した空き家の改修であること。 【補助対象経費及び補助率】 この補助金の交付対象となる経費は、住宅の機能向上のために行う修繕及び設備改善に要する経費とし、補助率を2分の1以内とする。ただし、1件当たりの補助金は50万円を限度とし同一物件に対し1回限り。
東串良町	就農・漁業	新規就農者農業機械導入事業補助金	★ 新規就農者が農業生産の規模拡大及び高品質化を目指し、農作業の省力化や生産向上に向けた設備の導入に対し支援を行う。 【対象者】 ①町内に住所を有し、かつ居住しており、今後とも引き続き居住する者 ②就農してから3年以内の者で、申請時において50歳未満の者 ③専ら農業に従事し、今後とも積極的に農産物の生産に取り組む意思があること。 (事業導入後、5年間は必ず就農すること) ④町長が認定農業者及び認定新規就農者等として東串良町の担い手として認められた者。 ⑤補助金の申請時に納付すべき納期限の到来した町、県、国に納付すべき町県民税等を完納していること。 ⑥国又は県等から同様の事由による補助金等を受けていないこと。 ⑦東串良町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員でないこと。 ⑧求職者支援制度等の生活費を支給する国又は県等の補助金を受給していないこと。 【対象設備及び補助金額】 (1) その者の農業生産に必要な不可欠な設備及び機械 (2) 導入費用の3分の1とし、年間の上限額を50万円、3年間で150万円とする。(予算の範囲内)
錦江町	住宅	定住促進住宅事業	★ 高校生以下の子どもを扶養している方が、控除対象住宅(定住促進住宅)に入居された場合、家賃を控除します。 1. 対象住宅・・・定住促進住宅 2. 要件……………高校生以下の子どもを扶養していること 3. 助成内容……………対象子ども1人につき、5,000円控除。ただし、10,000円を下回る家賃は無いものとする。
錦江町	住宅	空き家リフォーム支援事業	★ 錦江町の空き家をリフォームする場合、一部を補助します。 1. 対象空き家 錦江町空き家バンクに登録されている物件 2. 要件 ①補助対象の空き家の所有者であること ②入居予定者が入居後、錦江町内に住民登録を行うこと ③施工者が町内の業者であること ④町税等の滞納がないこと 3. 助成内容 対象工事費の20% 最高30万円を補助 ※家財道具撤去及び処理のみの場合は最高10万円

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
錦江町	住宅	空き家バンク制度	★ 錦江町に存する空き家の登録並びに、錦江町に定住することを目的とした空き家の利用を希望する者の登録及び希望者に対し、空き家の紹介を行う制度 ※空き家バンクを介して取得した住宅をリフォームする場合、対象工事費の20% 最高60万円を補助します。詳しくは町ホームページをご覧ください。 「錦江町ホームページ トップ→[空き家バンクバナー]」
錦江町	住宅	住宅リフォーム促進事業	★ 自己が居住する住宅を改修する場合、その経費の一部を助成します。 1. 対象者 町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に登録されている方 2. 要件 ①. 町税等の滞納がないこと ②. 自己所有し、現に居住している住宅であること ③. 工事経費が20万円以上の工事であること ④. 施工者は町内の業者であること 3. 助成内容 ①. 一般世帯 対象工事費の10% 最高15万円を補助 ②. 子育て世帯 対象工事費の20% 最高30万円を補助 (高校生以下の子どもが同居している世帯) ③. 高齢者等世帯 対象工事費の20% 最高30万円を補助 (65歳以上の高齢者又は4級以上の身体障害者手帳若しくは2級以上の精神保健福祉手帳の交付を受けている方が居住している世帯)
錦江町	住宅	錦江町合併浄化槽設置整備事業	★ 合併浄化処理槽を新たに設置する場合、費用の一部を補助金として交付します。なお、町内業者と町外業者では、補助金が異なります。 【補助金額】 人槽区分 町内業者の施工 町外業者の施工 5人槽 432,000円(532,000円) 382,000円 (482,000円) 6～7人槽 514,000円(614,000円) 464,000円 (564,000円) 8～10人槽 648,000円(748,000円) 598,000円 (698,000円) ※()は、単独浄化槽を撤去して、合併処理浄化槽に入れ替える場合の補助金額
錦江町	住宅	固定資産税減免制度	★ 錦江町内の法人及び個人の建築業者と請負契約がなされ、新築された住宅について固定資産税を減免します。 1. 対象住宅 ①. 平成19年1月2日～平成31年1月1日に新築された住宅 ②. 錦江町内の法人及び個人の建築業者と請負契約がなされた新築住宅 2. 減免の期間 3年間 3. 助成内容 ①. 50平方メートル以上120平方メートル以下、地方税法の減額と合わせて全額減免 ②. 120平方メートル以上280平方メートル以下、地方税法の減額と合わせて120平方メートルまでの税額が全額減免
錦江町	就農・漁業	新規就農者農業生産対策事業	★ 新規就農者が農業生産の規模拡大及び高品質化を目指し、農作業の省力化や生産性向上に向けた設備の導入に対して補助金を助成します。 1 対象者 町内に住所を有し、かつ居住しており今後とも引き続き居住し、申請時において45歳未満の者 就農して3年以内で、事業導入後5年間以上就農できる者 町税等の滞納がない者 2 助成の内容 ①. 事業費の2分の1以内 ②. 補助限度額は200万円 ③. 補助限度額内において、3年以内3回までの分割申請することができる
錦江町	出産・育児	子育て世帯支援事業	★ 幼稚園及び保育所の保育料について、保護者に対し助成を行います。 1. 対象者 私立幼稚園及び保育所に在園している園児の保護者 2. 要件 町税等の過年度未納がないこと 3. 助成内容 保育料の決定額を2分の1免除
錦江町	出産・育児	すくすくベビー券支給事業	★ 新生児を養育する方に育児関連商品の購入などに使うことのできる「すくすくベビー券」を支給します。 1. 対象者 ①. 町内に住所を3箇月上有すること ②. 町内に住所を有する新生児を監護していること ③. 町税等の過年度未納がないこと 2. 助成内容 新生児1人つき1回を限度に24,000円分のベビー券を支給
錦江町	出産・育児	新生児聴覚検査	★ すべての新生児に対して新生児聴覚検査が実施され、聴覚障害の早期発見・早期療育につなげられるように助成を実施しています。 1. 対象者 ・平成29年4月以降に生まれた子ども 2. 助成額 (初回検査:3,000円) (確認検査:3,000円) (精密検査:無し)
錦江町	出産・育児	妊婦健診	★ 妊婦の疾病異常の早期発見と早期治療を図るもので、近年、ハイリスク妊婦が増えており、妊婦の経済負担を軽減することにより検診を受けやすい環境をつくるため、年間の健診の14回分は全額を助成しています。 県外の病院で里帰り妊婦健診を受けたい方は、里帰り先の産婦人科医との契約が必要になります。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
錦江町	出産・育児	妊婦歯科検診	★ 妊婦自身の健康管理と生まれてくる子どもの口腔衛生の向上を図るために、歯科健康検査(問診、歯科健康診査、口腔衛生指導)受診券1枚の助成を行います。
錦江町	出産・育児	不妊治療費助成事業	★ 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療費の一部を助成します。 1. 対象者 町内に3カ月以上居住している夫婦 2. 助成額 ①.一般不妊治療 最高5万円/年度 ②.特定不妊治療 最高20万円/年度 3. 助成方法 ①.申請書の提出 ②.治療証明書の提出 ③.必要書類(領収書、保険証のコピー)
錦江町	出産・育児	ひとり親家庭医療費助成	★ 母子家庭又は父子家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童生徒(20歳未満の障がいのある人を含みます。)を扶養している家庭(父、母のいない児童を養育している場合も含みます。)の方について、医療費助成を実施しています。
錦江町	出産・育児	休日保育事業	★ 保護者が休日でも仕事のため、児童を保育できないときに休日保育事業を利用できます。 1. 対象者:町内に住所を有し保育所利用資格の認定を受けている児童または町内の保育施設に入所している児童。 2. 申込方法:事前に町に登録申請をし決定を受けてから、利用前月20日までに施設に申込。 3. 保育施設:川原保育園のみ 4. 利用時間:午前8時から午後5時まで(弁当 要) 5. 料 金:無料
錦江町	出産・育児	子育て支援センター	★ 未就学児とその保護者を対象に、子育て相談や遊びの場の開放、育児講座や講演会など、様々な活動を通して子育てをサポートします。 1. 対象者 町内在住で未就学児を子育て中の保護者、児童 2. 保育施設 川原保育園子育て支援センター、大根占幼稚園子育て支援センターの2か所 3. 開放時間 月～土(8:30～17:00) 4. 料金 無料 5. 内容 ・子育てに関する不安や悩み等の相談受付 ・ごっくん教室、かみかみ教室、ひよこルーム、たんぼぼ教室、ママ運動教室などの開催 ・ねんねアートやプチ遠足、ものづくりなどのイベント開催 ・ママたちのための手芸や料理などのサークル活動 ・子育て情報の提供
錦江町	福祉	コンディショニング教室	★ 町民の健康促進のため、身体のコンディショニング指導を無料で受けることができます。 1. 対象者 町内在住者 2. 料金 無料 3. 内容 ・腹式呼吸による健康法 ・スポーツインストラクターによる正しいトレーニング方法 ・ヨガやエアロビといった健康教室
錦江町	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒に係る医療費自己負担分を助成します。 1. 対象者 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒 2. 助成額 自己負担分の全額 3. 助成方法 償還払い(実績による口座振込・・・原則診療月の2ヶ月後)
錦江町	福祉	福祉タクシー利用助成事業	★ 在宅の高齢者や障害者が、病院や買い物等に福祉タクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。 1. 対象者 ①.75歳以上で、車・バイク等の免許のない方 ②.身体障害者手帳1級又は視覚、下肢、体感機能障害のある2級保持者で車の免許のない方 ③.精神障害者手帳1級所持者、療育手帳A1,A2の方で免許証のない方 ④.75歳以下で免許証を返納した方 2. 助成内容 500円のタクシー券を年間24枚交付

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
錦江町	起業	錦江町がんばるビジネス応援補助金	<p>★ 錦江町内において新たに「新分野への進出」「新たな起業」「事業継承」「IT活用ビジネス」をお考えの方へ、地域活性化を目的として4つの分野において新たに取り組む方を補助金で応援します。</p> <p>1. <u>新分野進出事業</u> ①創意工夫のある企画に基づく新たな取り組みや付加価値の創出、経営の多角化、異業種参入等の支援。 ……施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内(補助限度額100万円) ②中小企業が行う新技術・新製品の研究開発費を支援。 ……研究開発に要する経費の1/2以内(補助限度額100万円) ③要人など特別待遇を要する方々の宿泊にも対応できる高級宿泊施設を整備 ……施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内(補助限度額200万円)</p> <p>2. <u>起業化促進事業</u> ①町内において新しく事業を起こし、有益な事業計画として町長が認定した中小企業等への支援。 ……施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内(補助限度額100万円) ②新規出店、開業時(出店から3か月以内)に行う広告宣伝を支援。 ……宣伝広告(ホームページ開設、チラシ印刷、新聞折込広告掲載等)に要する経費の1/2以内 (補助限度額20万円) ③新たな店舗購入費用の一部を支援。町内にある空き家等への賃貸による新たな出店を支援。 ……店舗購入費の1/2以内(補助限度額100万円)。家賃の月額1/2以内(補助額は月5万円まで 年間60万円まで)の1年間のみ。</p> <p>3. <u>事業継承事業</u> ①経営者自らの技術継承または住民の利便性に寄与する事業の継承を受けようとするものが行う施設整備・ 改修・機械修繕・購入等または技術取得、研修、販路拡大を支援。 ……施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内(補助限度額100万円) 技術の取得・研修・販路開拓等に要する経費の1/2以内(補助限度額50万円)</p> <p>4. <u>IT活用ビジネス支援事業</u> ①町内において、ITを活用したビジネス展開を支援(WEB活用、ポータルサイト開設) ……技術の取得、研修に要する経費の1/2以内(補助限度額50万円) IT環境整備に要する経費の1/2以内(補助限度額50万円)</p> <p>5. <u>複合する事業</u> 上記1～4に該当する事業を複合的に実施する場合の支援。 ……個別事業における限度額を適用したうえで、補助金の合計額は300万円以内とする。</p> <p>※注1) 各種事業の申請は必ず事前に行う必要があります。 ※注2) 審査は書類審査と事業者ヒアリングで行います。 ※注3) 予算の範囲内で実施するため、年度の途中で補助を終了する場合があります。</p>
南大隅町	住宅	定住促進住宅取得資金補助金	<p>★ 町外から移住し、住宅を建築または購入に対して最大100万円を補助し、また、空き家を賃貸希望者が確実にいる場合の改修費に対して最大25万円を補助します。 (新築・購入) ・年齢要件 70歳未満の定住希望者 ・補助金 契約額の10%以上上限100万円 ・加算金 地域加算・家族構成・年齢特例加算あり (改修) ・空き家を賃貸希望者が確実にいる場合、所有者に補助 ・補助金 契約額の1/2、上限25万円</p>
南大隅町	住宅	空き家・空き地バンク	<p>★ 「空き家・空き地バンク」とは、住宅の所有者管理者から住宅の空き家・空き地に関する情報提供を受け、移住・交流者向けの物件情報を公開するとともに、必要に応じて仲介支援を行うことで、移住・交流者や希望者の円滑な住宅確保を支援するものです。ただし、双方の必要な連絡調整は行いますが、空き家に関する条件等の交渉、契約については関与しません。</p>
南大隅町	就農・漁業	農業者入植促進事業	<p>★ 本町において、意欲ある農業人材を育成、確保するため、就農促進や農業技術の習得及び就農支援を行うことを目的として対象者に就農奨励金を交付します。【対象者・条件】 ・就農年齢概ね60歳以下 ・認定支援を受けようとする者、又は新たに自立を希望する者 ・南大隅町に住所を有し、一定規模の農地並びに施設を保有、又は保有が見込まれ、中核的な農業経営専従者と成り得るもの</p> <p>【支援内容】 ○就農奨励金助成金額 単身：月額40,000円～100,000円 世帯：月額50,000円～120,000円 ○助成期間1年～2年 ※助成金額、助成期間は生産基盤、生活基盤の状況により異なります。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南大隅町	就農・漁業	新規就農者研修制度事業	★ 農家の高齢化に伴う担い手不足は深刻であり、就農者の確保対策として町内外より本町への就農を促進する観点により、安心して農業研修に取り組みめる体制を構築し、新規就農者の確保・育成・定着を図ることで、地域農業の活性化を図ります。 【支援内容】 ○生活費給付助成 単身：月額150,000円 世帯：月額250,000円 ○助成期間1年
南大隅町	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 安心して子どもを産み、健やかに育てることが出来るように、また、子どもたちが心身ともに健やかに育つために、疾病や障害の早期発見・早期対応に努めるとともに、高校卒業（18歳年度末）までの子どもにかかる医療費を全額助成することにより、子どもの健康の保持増進や子育て世代の負担軽減と定住促進を図ります。 ○町内に居住する0歳から高校生までの子どもを対象とします。（18歳年度末まで） ○ひとり親家庭医療費助成や、重度心身障害者医療費助成等、他の医療費助成の対象となっていないことが条件です。 ○高校進学のため、町外に住所を移す場合も住所地特例適用にて、子どもの保護者に医療費助成を行います。（学生寮など）
南大隅町	出産・育児	子育て支援特別手当	★ 子どもの誕生を祝うとともに、健やかな成長を促し、本町で生活する子育て世帯を長期かつ継続的に支援するため、子どもの養育者に手当を支給します。 ・第1子誕生時に 50,000円 ・第2子誕生時に100,000円 ・第3子誕生時に100,000円（以降4歳到達時まで毎年誕生日を基準に100,000円） ・第4子以降誕生時に200,000円（以降4歳到達時まで毎年誕生日を基準に200,000円） ○子どもが誕生時において南大隅町の住民基本台帳に登録され、かつ養育者が町内に居住していることが条件です。 ○第3子及び第4子以降に係る、2回目以降の手当は、次回支給基準日まで子ども及びその養育者が引き続き町内に居住していることが条件となります。（出生～4歳到達時まで計5回支給）
南大隅町	出産・育児	保育料軽減事業	★ 児童の健全育成を図るとともに、家庭生活の向上や、少子化対策、子育て世代の定住を促進するため、保育料（徴収基準額）の半額軽減し、3子目以降の児童の保育料を無料化し、子育て世代の負担軽減を図ります。 ○町内に居住し、保育所を利用している保護者を対象とします。 ○町税等に滞納がある場合は適用となりません。
南大隅町	出産・育児	不妊治療費助成事業	★ 少子化対策の一環として、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりと経済負担の軽減を図るため、不妊治療をしている夫婦に対し、その不妊治療の一部を助成します。 【対象者】 ①～③の要件をすべて満たした方が対象となります。 ①法律上の婚姻状態にある夫婦で、申請日において不妊治療を実施している人。 ②申請日前1年以上の間において、夫婦又は妻のいずれか南大隅町に住所を有している人。 ③町民税、固定資産税、国民健康保険税（料）、介護保険料、住宅料、水道料金及びその他の公共料金等の未納・滞納がない人。 【助成金の額】 本町の要綱に定めた治療ごとに算出した額を妊娠の確認まで、または通算5年間助成します。ただし、1年度当たり10万円を限度とします。 * 鹿児島県不妊治療助成金交付対象治療により助成を受けた治療は、当該助成金を差し引いた額を10万円の範囲内で助成します。
南大隅町	教育	給食食材費支援事業	★ 子育て世代（園児・児童・生徒の保護者）の負担の軽減を図るために、食材の購入費用を町が一部負担します。 1 対象者 南大隅町立の幼稚園・小学校・中学校に通う児童生徒の保護者 2 助成内容 食材の購入費用を町が一部負担 給食費（自己負担額）一律 月額 1,000円
南大隅町	その他	南大隅高等学校生徒通学費補助事業	★ 南大隅高等学校に通学する全生徒に対し、通学費の一部を補助します。ただし、錦江町在住の生徒については、錦江町から補助があります。※通学距離により金額が異なります。 1 対象者 南大隅高等学校に通学する全生徒（錦江町在住者除く） 2 助成内容（月額） ●5km未満・・・1,000円 ●5km以上10km未満・・・3,000円 ●10km以上・・・5,000円 ●町外（錦江町除く）・・・2,500円（錦江町と合計 5,000円） ●下宿生、寮生・・・5,000円

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	住宅	住宅取得促進助成金	<p>★ 人口減少を抑制するとともに定住化を図り、活力あるまちづくりの推進と地域経済の活性化に資することを目的として、住宅を取得し定住する者に対して、助成金を交付します。</p> <p>■助成額</p> <p>○町内における住宅取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅又は建売住宅を取得した場合 20万円 ・中古住宅を取得した場合 10万円 <p>○上記に対する加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者である場合 10万円加算 ・同一世帯に高校生以下の子どもが1人いる場合 10万円加算(商品券) ・同一世帯に高校生以下の子どもが2人以上いる場合 20万円加算(商品券) ・婚姻から3年かつ子どもがいない世帯 10万円加算(商品券) ・新築住宅の施工が町内業者である場合 10万円加算(商品券) ・世帯責任者が1人の場合(ひとり親家庭) 10万円加算 ・空き家バンク登録者と契約を交わした場合 10万円加算(商品券)
肝付町	住宅	住宅リフォーム支援事業	<p>★ 住宅の長寿命化、地域経済の活性化、雇用の創出を図るため、町民が町内業者を利用して、住宅のリフォームを行う場合に、予算の範囲内でその経費の一部を助成します。</p> <p>■助成額</p> <p>助成対象経費の15%(上限15万円)</p> <p>■加算金</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 同一住宅に、親と子と孫の3世代以上の親族で居住するもの イ 高校生以下の子供が同居する子育て世帯 ウ 65歳以上の高齢者又は4級以上の身体障害者手帳、3級以上の精神保健福祉手帳 B1以上の療育手帳の交付を受けている方が同居する高齢者等世帯 エ 2年以上の居住実績のない住宅で、現在空き家バンクに登録してある <p>または改修後、空き家バンクに登録するもの</p> <p>※ア～ウの加算金は、助成対象経費の10パーセントに相当する額とする。(上限10万円)</p> <p>エの加算金は、助成対象経費の20パーセントに相当する額とする。(上限20万円)</p> <p>■助成対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に居住し、住民登録を行っている者。又はリフォーム後に町内に居住し、住民登録を行う予定の者 ・助成金交付の対象となる経費(消費税を含む)が20万円以上であること ・町内業者等が施工すること ・本事業の助成金交付決定を受ける前に、リフォーム工事に着手していないこと ・各年度7月1日から2月末日までの期間にリフォーム工事が終了すること
肝付町	住宅	空き家バンク制度	<p>★ 空き家の有効活用を通して、定住促進による地域活性化を図るために、町が空き家の情報の提供を行います。</p> <p>空き家を貸したい方・売りたい方に空き家の情報を登録していただき、空き家を借りたい方に空き家の情報を町のホームページや窓口で提供します。</p>
肝付町	住宅	空き家バンク登録推進助成金	<p>★ 空き家バンク制度への空き家の登録を促進、肝付町内にある使える空き家の利活用を促し、空き家の増加防止を図ることを目的として、空き家バンクに登録した空き家の所有者に対して、助成金を交付し、移住者が住環境を選択する際に選択肢が増えるよう、空き家バンク制度の登録促進を図ります。</p> <p>■実施年度</p> <p>令和2～4年度</p> <p>■助成額</p> <p>登録する空き家に係る家屋に対して賦課された固定資産税額に相当する額とし、上限が5万円で、5千円以下であるときは5千円を助成金の額とする。</p>
肝付町	住宅	空き家成約助成金	<p>★ 町内にある使える空き家の利活用を促し空き家の増加防止を図ることを目的として、空き家バンクに登録した空き家を移住希望者又は町内在住者が利活用し、成約した場合において所有者に対して、助成金を交付します。</p> <p>■実施年度</p> <p>令和2～4年度</p> <p>■助成額</p> <p>5万円</p>
肝付町	住宅	空き家家財道具等処分補助金	<p>★ ■対象者</p> <p>空き家バンク登録物件の賃貸借契約又は売買契約が成立した所有者または入居者</p> <p>■対象経費</p> <p>上記物件の残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費</p> <p>■補助金額</p> <p>対象経費の1/2(10万円上限)</p> <p>※この補助金は事前(処分等を行う前)に申請が必要となります。</p> <p>※この補助金の運用期間は令和3年3月31日までにあります。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	住宅	合併浄化槽補助金制度	<p>★ 町内全域において専用住宅に国庫補助指針に適合する小型合併処理浄化槽を設置する方に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。</p> <p>■単独浄化槽から転換 432,000円（5人槽） 514,000円（6～7人槽） 648,000円（8～10人槽） ※町内業者で設置工事をした場合50,000円加算</p> <p>■くみ取りから転換 332,000円（5人槽） 414,000円（6～7人槽） 548,000円（8～10人槽） ※町内業者で設置工事をした場合50,000円加算</p>
肝付町	住宅	エコキュート設置費補助	<p>★ 省エネ・低CO2排出なライフスタイルを実践していただくために、台所やお風呂への給湯機のなかで特にエネルギー効率がよく環境にやさしい自然冷媒ヒートポンプ給湯機「エコキュート」を設置した方に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助しています。</p> <p>■対象者 ・町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている者 ・町税等に滞納がない者</p> <p>■補助額 エコキュート1台の導入につき20,000円</p>
肝付町	住宅	住宅用太陽光発電設備の設置補助	<p>★ 地域の温暖化防止およびクリーンエネルギー導入の普及を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置した方に、その費用の一部を予算の範囲内で補助しています。</p> <p>■対象の設備 太陽光発電普及拡大センター（JーPEC）に登録されている最大出力10kw未満のシステムで、国の住宅用太陽光発電導入支援対策費の対象となっていた太陽光発電システム</p> <p>■対象者 ・町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている者 ・町税等に滞納がない者</p> <p>■補助金 1kwあたり15,000円（補助上限額70,000円）</p>
肝付町	住宅	住宅用リチウムイオン蓄電池の設置費補助金	<p>★ 住宅用太陽光発電システムで創生した電力の地産地消及び災害等による停電時における独立電源設備の普及を促進することにより、エネルギーの自給率の向上及び災害に強い地域づくりに取り組みます。</p> <p>■対象者 町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている者 町税等に滞納がない者 他</p> <p>■助成額 1基あたり8万円</p>
肝付町	住宅	住宅用燃料電池(エネファーム)の設置費補助金	<p>★ 地球資源の保全や温暖化防止に大きく貢献できる住宅用燃料電池の設置者を支援し、電力の地産地消及び災害等による停電時における独立電源設備の普及を促進することにより、エネルギーの自給率の向上及び災害に強い地域づくりに取り組みます。</p> <p>■対象者 町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている者 町税等に滞納がない者 他</p> <p>■助成額 1基あたり8万円</p>
肝付町	住宅	ZEH住宅取得補助	<p>★ 地球資源の保全や温暖化防止に大きく貢献できるZEH住宅の取得者を支援し、エネルギーの自給率の向上及び災害に強い地域づくりに取り組みます。</p> <p>■対象者 ・町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている者 ・町税等に滞納がない者 他 ・町内にZEHを新築若しくは購入し、又はZEHに改築した住宅（店舗との併用住宅を含む。）に自ら居住する個人 ・ZEH国採択事業者が実施する補助事業に応募し、ZEH国採択事業者からZEH国補助金の交付の確定通知書を受理している者</p> <p>■助成額 ZEH国補助金の1/2（最大35万円、マイナンバー取得者は13,000円加算）</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	就農・漁業	新規就農者研修支援・雇用就農事業	<p>★ 肝付町に住所を有する者(研修開始の日までに肝付町に移住することを確約した者を含む)で、肝付町農業振興センターにおいて農業技術等を習得後、肝付町内で就農する新規就農希望者に対し、研修又は雇用期間中の生活費等を支援します。</p> <p>■対象者(いずれかに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝付町農業振興センターで研修を受ける新規就農研修生(原則43歳未満) 肝付町農業振興センターで働きながら農業を学ぶ雇用就農生(原則45歳未満) <p>■研修期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規就農研修生:研修開始から2年以内 雇用就農生:最長3年以内の単年度雇用契約 <p>■研修品目</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規就農研修生:グリーンピーマン 雇用就農生:施設野菜及び露地野菜 <p>■助成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規就農研修生 <ul style="list-style-type: none"> 研修手当 1年目 夫婦312.5千円/月 単身者200千円/月 2年目 夫婦290千円以上/月 単身者200千円以上/月 ※2年目はサラリー型+模擬経営とし管理する農場の黒字部分は全額研修生に給付 家賃補助 家賃の1/3補助(上限13千円/月) 通勤手当あり 雇用就農生 <ul style="list-style-type: none"> 給与 185千円/月 各種手当あり 健康保険・雇用保険等あり
肝付町	就農・漁業	肝付町農業経営安定助成金	<p>肝付町の将来の農業を担っていく能力があると認められる新規参入者及び農業後継者の農業経営安定へ向けた支援を行い地域の農業を支える担い手農家を育成する助成金です。</p> <p>■助成対象者</p> <p>新規参入者等のうち、以下に定める要件に該当する者で営農意欲が高く、将来地域の農業を担っていく能力があると判断できる者</p> <ol style="list-style-type: none"> 肝付町に住所を有する者 6月末現在で経営を開始してから1年以上3年以下の就農実績がある者 経営開始時に年齢が50歳未満の者 認定就農者、認定新規就農者又は認定農業者である者 直近の営農実績(確定申告書・B表)が提出できる者 経営主である者 町税等の未納のない者 その他必要に応じて町長が定める事項 <p>■助成額</p> <p>50万円</p>
肝付町	就農・漁業	肝付町施設園芸ハウス設置促進事業	<p>★ 肝付町農業振興計画(平成23年4月策定)の分野別施策、野菜・果樹産地に掲げる重点品目中、推進品目に位置づける品目について、施設園芸ハウスの設置及びその附帯事業を支援します。</p> <p>■交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設園芸に取り組む農業者団体で活動火山周辺地域防災営農対策事業及び農業・農村活性化推進施設等整備事業を実施する者で施設園芸ハウスの設置及びその附帯事業に取り組む者 農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人及び次に掲げる要件を満たすその他農業者の組織する団体 <ul style="list-style-type: none"> 代表者の定めがあること 組織及び運営に関する規約が定められていること <p>■交付の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝付町に住所を有する者 施設園芸(野菜・果樹・花き)に取り組むこと 町税等に滞納がない者 その他必要に応じて町長が定める者 <p>■支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動火山周辺地域防災営農対策事業費の1/20助成 農業、農村活性化推進施設等整備事業費の1/6助成 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算の範囲内

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	就農・漁業	肝付町営農振興事業補助金	<p>★ 肝付町の農業粗生産額向上及び担い手農家の農業所得向上を図るため、認定農業者等による園芸品目の面積拡大や新規品目の導入、生産性の向上、省力化、出荷調整の取り組みに要する機械や機材を整備する経費に対し支援します。</p> <p>■交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者、認定新規就農者、営農活動推進団体、集落営農 ・肝付町に住所を有する者 ・町税等に滞納がない者 ・園芸品目(野菜・果樹・花き)生産者 <p>■交付の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年間の作付計画の提出 ・計画の75%以上の作付 ・実績報告を3年提出 ・畑かん地区が優先 <p>■支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用機械及び専用機材、専用アタッチメントに係る経費 <p>【認定新規就農者が新規導入する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕耘用機械(トラクター等) ・薬剤散布用機械(動噴) <p>※国県補助事業との重複受給はできない ※事業費が10万円以上のもの ※事前審査あり</p> <p>■補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2以内(上限100万円) <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内
肝付町	就農・漁業	肝付町就農者経営支援事業補助金	<p>★ 町の園芸(野菜・果樹・花き)振興を図るため、認定農業者等が実施する生産性向上及び生産性安定の取り組みのための条件整備に要する経費に対し支援します。</p> <p>■交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者または認定新規就農者 ・肝付町に住所を有する者 ・町税等に滞納がない者 ・園芸品目(野菜・果樹・花き)生産者 <p>■支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス建設に係る経費 ・ハウスの附帯設備に係る経費 ・ほ場整備に係る経費 ・ほ場内の排水等の機能を向上させる経費 ・その他、生産する農地に係る経費で生産性向上及び生産性安定を図れる経費 ・各種法令に基づく整備等が条件とされる防油堤等の設置に係る経費 <p>※国県補助事業との重複受給はできない ※事業費が10万円以上のもの ※事前審査あり</p> <p>■補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2以内(上限50万円) <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内
肝付町	就農・漁業	肝付町畑かん営農推進事業補助金	<p>★ 肝属中部畑かん受益地内における新規での露地野菜の作付を支援し、露地野菜を主体とした土地利用型農家等の育成を図ることを目的とします。</p> <p>■交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者、農業者組織、任意組織、法人 ・肝付町農林業技術員連絡協議会経営部会で事業計画が認定されている ・販売先が確保又は検討されている ・肝付町に住所を有する者 ・町税等に滞納がない者 <p>■交付の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝属中部畑かん受益地内が対象農地 ・新規で取り組む露地野菜で次の品目とする 馬鈴薯・さといも・ごぼう・ブロッコリー・キャベツ・人参・生姜・その他認められた品目 <p>■支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象品目作付け1年目は、作付面積20a以上に対し定額10万円以内 ・対象品目作付け2年目は、作付面積20a以上に対し定額5万円以内 <p>※事業の対象期間は各年度内とし、各年度内に作付けを開始する場合、もしくは収穫を完了する場合とする。作付けから収穫まで完了する見込みについては、収穫を以って事業完了とみなす。</p> <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内
肝付町	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	<p>★ お子さんが18歳の誕生日の前日まで、子育て支援パスポート加盟店にしているいろな特典・サービスが得られます。</p> <p>1、対象者 18歳到達誕生日前日</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	出産・育児	不妊治療費助成事業	<p>★ 少子化社会の中、真に子どもを産み育てたいと切望するも不妊や不育に悩む夫婦に対し、体外受精及び顕微授精を除く不妊治療並びに不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって不妊治療及び不育治療を受けやすい環境づくりを行うことで出産・子育ての希望をかなえます。</p> <p>■助成の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝付町に3ヶ月以上住所を有する夫婦 ・夫及び妻の前年の所得の合計が730万円未満 ・町税等の滞納がないこと <p>■助成の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療助成 年額10万円(上限) ・特定不妊治療助成 年額20万円(上限) <p>■助成期間 通算5年間</p>
肝付町	出産・育児	産後ケア事業	<p>★ 産後の心身共に不安定な時期に、育児支援を特に必要とする母子を対象に、一定期間適切な支援を実施することにより、子どもを安心して生み育てられるためのまちづくりを推進することで、産婦及び乳児の心身の安定と育児不安の解消を図ります。</p> <p>■対象者 肝付町に住所を有する産後1年未満の母親と乳児であって、次の各号のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)産後の身体機能の回復に不安を持ち、保健指導が必要と認められる者 (2)初産婦等で育児に対する不安が強く、保健指導が必要と認められる者 (3)その他産後の経過に応じた休養や栄養の管理等、日常生活面について保健指導を必要とする者 <p>■事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)デイサービス型 日中、助産所等実施施設において来所した対象者に対し、次に掲げる支援を実施する。 ア 産後の母体の管理及び生活面の指導、精神的支援に関すること イ 授乳、乳房ケア等母乳育児指導に関すること ウ 沐浴等の育児指導に関すること エ 乳児の健康管理等、その他必要な保健指導及び情報提供 (2)アウトリーチ型 実施担当者が対象者の自宅に赴き、前号アからエまでに掲げる支援を実施する。 (3)宿泊型 病院、診療所、助産所の空きベッドを活用するなどにより、利用者を宿泊させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施する。 <p>■利用料(月額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型のみ 生活保護世帯:負担なし ・市町村民税非課税世帯:3,000円 ・上記以外:9,000円 <p>■利用期間・回数 この事業を利用できる期間は産後1年未満とし、産婦1人の利用については次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デイサービス型・アウトリーチ型:原則3回以内 ・宿泊型:原則7日間以内
肝付町	出産・育児	新生児聴覚検査費助成事業	<p>★ 新生児聴覚検査に要する費用(以下「検査料」という。)の一部を助成することにより、聴覚障害を早期に発見し、できるだけ早い段階で療育等適切な措置を講じられるようにする。</p> <p>■対象者 新生児聴覚検査実施日に住民登録があり、保護者及び新生児聴覚検査を受けた者で、次に定める新生児聴覚検査を受けた者の保護者</p> <p>■検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象となる聴覚検査は、初回検査及び初回検査において要再検査と判定された場合に、再度行う。確認検査は2回までとする。 ・検査方法は、自動聴性脳幹反応検査(以下「自動ABR」という。)とする。 ・町長は、自動ABRによる聴覚検査を実施できる医療機関に検査を委託することができる。 ・検査は、新生児期の入院中又は医療機関の外来において実施するものとする。ただし、特別な事情がある場合には、生後6ヶ月までとする。 <p>■助成額 助成の額は、初回検査及び確認検査ともに3,000円を上限とする。ただし、検査料が助成の額に満たないときは、検査料の額とする。</p>
肝付町	出産・育児	産婦健診	<p>★ 産後うつ等の予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1ヶ月など出産後の間もない産婦に対する健康診査に係る費用を助成する。</p> <p>■助成額 1人につき5,000円を上限に2回以内</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	出産・育児	チャイルドシート無償貸し出し事業	★ 肝付町では、チャイルドシートの装着を推進し、乳児等の交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、1歳未満のお子さんを対象に乳児用チャイルドシートの無料貸し出しを行っています。 里帰り中の方も利用可能ですので、是非ご利用ください。 ■貸出期間 6ヶ月以内 ■使用条件 体重10kg未満・身長75cm程度まで
肝付町	出産・育児	こんにちは赤ちゃん訪問事業	★ 肝付町では、安心して子育てができるよう生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報提供等を行ったりしています。また、素敵なお誕生記念品をプレゼントします。子育て支援センターの保育士が訪問します。 ■対象 ・生後4ヶ月までの赤ちゃんがいるすべての家庭 ・訪問時期 概ね生後2ヶ月～4ヶ月頃 ■訪問内容 (1)赤ちゃんとお母さんの体調確認(アンケート実施) (2)子育てに関する悩み相談 (3)子育てに関する情報の提供 (4)お誕生記念品の贈呈
肝付町	出産・育児	子育て短期支援事業(子育てショートステイ)	★ 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に保護することが必要な場合等に実施施設(児童養護施設)において養育・保護を行います。 ■対象者 この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とします。 ①児童の保護者の疾病 ②育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由 ③出産、看護、事故、災害、失踪など家庭教育上の事由 ④冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 ⑤その他町長が事業を利用することが適当であると認めるとき。 ■利用できる施設 ●2歳未満:鹿屋市「かのや乳児院」 電話0994-42-2531 ●2歳以上:鹿屋市「太陽学舎」 電話0994-43-6229 ■利用の期間 養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、町が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができます。 ■保護者負担額 住民税課税状況等により金額が異なりますので、詳しくは役場福祉課児童家庭係にお問い合わせください。
肝付町	出産・育児	病児保育利用助成事業	★ ■対象児童 この事業の対象となる児童は、町内に住所を有する児童で、次の各号のいずれかに該当する児童とします。 ①保育所等に通所している児童で病氣回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難な場合で、かつ保護者の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、家庭で育児を行うことが困難な児童を対象とします。 ②保育所に通所している児童ではないが、前号と同様の状況にある児童(小学校低学年児童等を含む) ■利用できる施設 鹿屋市「病児保育施設 森のくまさん家」 電話0994-52-0506 利用料金2,000円/日(但し、利用の都度、医療部門の受診が必須、受診料等がかかります。) ■利用方法及び助成金の請求方法 ①町福祉課児童家庭係に原則事前登録をお願いします。 ②登録後(登録は毎年度)、実際利用する場合は、ご自分で利用を希望する施設に連絡し、事前に予約してください。その他利用に関する詳細は利用施設で確認をお願いします。また、利用料金については、ご自分で利用した施設へ全額お支払いください。 ③利用後、助成金申請書と領収書を福祉課児童家庭係へ提出してください。日額2,000円を限度に助成金を支給いたします。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	出産・育児	一時預かり事業(一般型・幼稚園型)	<p>★ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。</p> <p>また、従前の幼稚園における預かり保育と同様、認定こども園・幼稚園の1号認定こどもの園児を恒常的に預かり保護を行う事業です。</p> <p>■対象児童(一般型)</p> <p>この事業の対象となる児童は、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とし、対象年齢は、集団保育が可能な0歳児以上とします。(幼稚園型)</p> <p>主として、幼稚園等(認定こども園を含む)に在籍する満3歳以上の幼児で、当該幼稚園等で保護を受けている児童。</p> <p>■利用できる施設</p> <p>①認定こども園 おおぞらこども園(学校法人 上原学園)</p> <p>②肝付町高山子育て支援センター(社会福祉法人 光西福祉会)</p> <p>■利用料</p> <p>年齢区分により料金が異なります。詳しく役場福祉課児童家庭係にお問い合わせください。</p>
肝付町	教育	放課後児童健全育成事業	<p>★ ■支援内容(概要)</p> <p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ります。</p> <p>■対象条件等</p> <p>保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童とします。なお、保護者の「労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象とします。</p>
肝付町	出産・育児	肝付町幼児教育・保育の無償化事業食料費補助金	<p>★ 子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、肝付町内に居住する子ども及び保護者に必要な援助を行うため、施設が保護者から徴収する給食費の副食に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、子育て支援に寄与することを目的とします。</p> <p>■対象者</p> <p>この事業の対象者は、次の各号のいずれも該当する保護者等とする。</p> <p>①算定対象期間において、児童とともに肝付町に住所を有している保護者等</p> <p>②「子どものための教育・保育給付」または「子育てのための施設等利用給付」の申請を行い、認定を受けた児童を養育している保護者等</p> <p>③養育する子どもが、国の定める副食費の徴収免除対象者で公費負担の対象にならない者</p> <p>■対象施設</p> <p>認可保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所・認可外保育施設・企業主導型保育施設</p> <p>■補助対象経費</p> <p>施設が実施する給食の副食費用に要する経費</p> <p>■補助金交付金額</p> <p>補助の上限を月額4,500円とし、施設が定める副食費の額と比較し、いずれか低い方とする。</p> <p>※この交付金は補助金の交付を受けようとする保護者等が、契約している施設に対し、代理受領を委任するものである。詳しくは役場福祉課児童家庭係にお問合せ下さい。</p>
肝付町	出産・育児	子ども医療費助成制度	<p>★ 子ども(15歳に達する日以降最初の3月31日までにある者)の保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局その他の療養機関に支払った助成対象者に対して子ども医療費助成金を支給します。</p> <p>■受給資格</p> <p>肝付町に住所を有する子ども</p> <p>■助成額</p> <p>保険給付(医科・歯科・調剤等)に係る一部負担金金額</p> <p>入院時食事療養費、任意予防接種等は該当しません</p> <p>医療保険各法の規定により支給される高額療養費等は支給額から差し引きします</p>
肝付町	出産・育児	病後児保育事業	<p>★ ■対象児童</p> <p>この事業の対象となる児童は、原則、次の各号のいずれかに該当する町内に住所を有する児童とします。</p> <p>① 病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があり集団保育が困難で、かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、保育を必要とする就学前児童。</p> <p>② 前号と同様の状況にある小学校6年生以下の児童。</p> <p>■利用できる施設</p> <p>肝付町「病後児保育コアラ館」 電話0994-65-0806</p> <p>■利用方法</p> <p>① 病後児保育利用登録申請書を記入して、肝付町役場福祉課または病後児保育コアラ館に提出してください。</p> <p>② 医療機関を受診し、病後児保育を利用可能であれば、病後児保育医師連絡票を医師に記入してもらおう。</p> <p>③ 病後児保育コアラ館に電話予約。</p> <p>※ 必要書類は、肝付町ホームページからダウンロードできます。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
中種子町	住宅	空き家バンク制度	★ 空き家の有効活用を通して、定住促進による地域活性化を図るために、町が空き家の情報の提供を行います。 空き家を貸したい方に空き家の情報を登録していただき、空き家を借りたい方に空き家の情報を町のホームページや窓口で提供します。 http://town.nakatane.kagoshima.jp/nakatane10/nakatane02.html
中種子町	住宅	地域定住支援事業	★ 市街地校区を除く指定地域(星原校区、納官校区、増田校区、油久校区、南界校区、岩岡校区)に住宅を新築、購入又は改修して定住する人に対して、助成金を助成します。 1 指定地域 ・星原校区、納官校区、増田校区、油久校区、南界校区、岩岡校区 2 要件等 ・満50歳以下の夫婦若しくは夫婦と子からなる世帯又は配偶者のいない満50歳以下の女子で現に満20歳に満たない者を扶養している母子家庭若しくはこれに準ずる父子家庭の世帯。 ・指定地域に5年以上継続して定住する意思のある者。 ・居住地の自治会に加入する者。 ・自ら居住することを目的として、指定地域に住宅建築、住宅購入、住宅改修を行おうとする者。 3 助成内容 ・住宅建築・・・住宅建築費用が500万円以上、補助率10% ・住宅購入・・・住宅購入費用が200万円以上、補助率10% ・住宅改修・・・住宅回収費用が200万円以上、補助率20% ※ いずれも限度額は100万円 ・同一世帯内に義務教育終了前の者がいる場合は、1人につき10万円の加算金(限度額30万円とする)がある。
中種子町	住宅	定住促進住宅整備事業	★ I・Uターン者及び地域後継者に貸し付ける住宅として、町内建築業者等により概ね60㎡以上の空き家の改修を行った者に対し、補助金を交付する。 1 補助を受けるための条件等 ・補助を受けた住宅を改修終了月から少なくとも3年間は、I・Uターン者及び地域後継者のために確保することを確約すること。 ・入居予定者が所有者等と2親等以内の血族・姻族でないこと。 ・貸家業を営む方でないこと。 ・対象となる改修費用が10万円以上であること。 2 対象となる改修費用 ・家屋本体・畳・電気・水道・トイレ・ガス・風呂・流し台などの改修にかかった費用。ただし、器具類については補助対象となりません。 3 補助内容 ・対象費用の3分の2で、30万円を限度とする。ただし、1千円未満の額については、切り捨てとする。
中種子町	出産・育児	出産祝い金支給事業	★ 第1子に50,000円、第2子に100,000円、第3子に200,000円、第4子以降に生まれた子ども1人につき300,000円分の商品券を支給します。 1 対象者 中種子町住民票に記載されており、出産前に引き続き3か月以上町内に居住している者 2 助成額 第1子に 50,000円 第2子に100,000円 第3子に200,000円 第4子以降に生まれた子ども1人につき300,000円 3 助成方法 上記金額相当分を商品券にて支給
中種子町	出産・育児	乳幼児等医療費助成事業	★ 高校卒業までの乳幼児・児童・生徒に係る医療費自己負担分を助成します。 1 対象者 高校卒業までの乳幼児・児童・生徒 2 助成額 保険診療内の医療費自己負担分全額 3 助成方法 自動償還払い
南種子町	住宅	空き家バンク制度	★ 空き家の情報提供を行います。 空き家の売買、賃貸を希望する空き家の所有者から申し込みを受けた情報を、南種子町への定住を希望する方に対して情報提供します。 【URL】 http://www.town.minamitanekagoshima.jp/industry/etc/akiya_bank.html 【問合せ先】企画課観光経済係 TEL:0997-26-1111 内線(173、174)

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南種子町	出産・育児	出産祝金支給事業	★ 南種子町に住所を有する者が、出産した場合に出産祝金を支給します。 ・祝金の額 第1子及び第2子:10万円 第3子 :20万円 第4子以降 :30万円 ・南種子町に住所を有しており、出産前3ヶ月以上南種子町に居住していること。 【問合せ先】保健福祉課福祉年金係 TEL:0997-26-1111 内線(135、136)
南種子町	出産・育児	放課後児童健全育成事業	★ 放課後や長期休業中に、保護者が児童を保育できない場合に、小学1年生から3年生を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、その児童の保育を行う。 【問合せ先】保健福祉課福祉年金係 TEL:0997-26-1111 内線(135、136)
南種子町	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 18歳に達した最初の3月31日までに、各健康保険法の規定により支払った保険医療費個人負担額を全額助成しています。ただし、付加給付や高額医療費が支給された場合は、その分を控除した額を助成します。 ・助成対象の子どもを監護している者。 【URL】 http://www.town.minamitanekagoshima.jp/healthcare/iryohijyosei.html 【問合せ先】保健福祉課福祉年金係 TEL:0997-26-1111 内線(135、136)
南種子町	出産・育児	離島地域不妊治療支援事業	★ 特定不妊治療に係る通院や現地滞在等に要する経費の一部を助成する。 【URL】 http://www.town.minamitanekagoshima.jp/healthcare/funinchiryu.html 【問合せ先】保健福祉課健康保険係 TEL:0997-26-1111 内線(131、132)
南種子町	その他	結婚祝金支給事業	★ 町民の結婚を祝福し、新しい人生のスタートを応援することを目的に、結婚祝金を支給します。 祝金の額:20万円 ・婚姻後、双方が南種子町に居住すること。 ・離婚した者が、再び同一人と結婚した場合は支給しません。 ・申請時において、双方が南種子町に居住していること。 【問合せ先】企画課観光経済係 TEL:0997-26-1111 内線(173、174)
南種子町	移住体験	多目的交流施設	★ 移住を考えている方を対象に、本町での生活を体験するための移住・交流お試し住宅を提供しています。 (利用期間):最長28日間 (利用料金):1泊3,000円(税抜) 【URL】 http://www.town.minamitanekagoshima.jp/institution/nishinosyukuhaku.html 【問合せ先】企画課観光経済係 TEL:0997-26-1111 内線(173、174)
南種子町	住宅	移住定住促進補助金	★ 本町に移住や定住をする方の住環境を整備するため、住宅購入や空き家改修費用の助成を行います。 【対象者】 ・本町に移住を希望する者 ・本町にお住まいで、上中地区を除く地区に定住を希望する者。 ・南種子町空き家バンク登録物件の所有者、居住者。 【補助金額】(補助限度額200万円) ①上中地区を除く地区の新築費用の20% ②中古物件購入費用の20%(上中地区については移住者のみで補助率10%) ③空き家バンク登録物件の改修等費用の50% ④上中地区を除く地区で①～③の事業を行った物件に同居する中学生以下の子ども1人について20万円を加算(※補助限度額を上限とする) 【URL】 http://www.town.minamitanekagoshima.jp/industry/etc/ijyuteijusokushinohajyo.html 【問合せ先】企画課観光経済係 TEL:0997-26-1111 内線(173、174) ※この事業は令和元年10月1日から開始されました。
南種子町	教育	学校給食費無償化	★ 子育て支援及び教育の振興を図るため、学校給食費を完全無償化とします。(申請が必要です。) 【対象者】 ①南種子町内の小・中学校に通学する児童・生徒 ②南種子町内に住所を有し、町外の特別支援学校に在籍する児童・生徒 【URL】 http://www.town.minamitanekagoshima.jp/education/kyuusyokumusyouka.html 【問合せ先】町立学校給食センター TEL:0997-26-1767
南種子町	教育	宇宙留学制度	★ 親元を離れて、日本で一番宇宙に近い島「種子島」で生活し、南種子町内の小中学校へ通います。 (期間は原則として1年間) ①里親留学(小学2年生～中学3年生):南種子町が委嘱する里親のもとで1年間留学。 ②家族留学(小学1年生～中学3年生):南種子町内にある住宅に家族で1年間留学。 住宅については宇宙留学連絡協議会事務局が指定。 ③親戚留学(小学1年生～中学3年生):南種子町内の親戚(3親等以内)のもとで1年間留学。 【URL】 http://www.town.minamitanekagoshima.jp/education/ucyuryugaku.html 【問合せ先】町教育委員会管理課 TEL:0997-26-1111 内線(222、223)

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南種子町	教育	奨学資金貸与制度	<p>★ 本町に居住する者の子ども等で、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就業困難な方に奨学資金を貸与します。</p> <p>【対象者】</p> <p>①高等学校や大学等に進学予定または在学の方 ②①の該当者で、学業および性行が優良であること</p> <p>【奨学資金の貸与期間】 在学学校正規の修業期間</p> <p>【奨学資金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等に在学する者：月額3万円 ・高等学校に在学する者：月額1万2千円 ・看護師を養成する高等学校または大学等に在学する者で、将来南種子町内の看護関係の職に就労しようとする者：月額8万円 <p>【返還の免除】 農業に関する大学等または看護師を養成する高等学校もしくは大学等を卒業後、返還開始月から返還完了月の間に本町内の農業または看護関係の職に就労した場合、その職に就労した期間分の返還が免除されることがあります。</p> <p>【問合せ先】町教育委員会管理課 TEL:0997-26-1111 内線(223)</p>
屋久島町	住宅	口永良部島定住促進住宅	<p>★ 口永良部島における移住者の定住を促進するための公営住宅を設置しています。</p> <p>①家賃 月10,000円 ②使用期間 7年間を限度とする。 ③入居資格</p> <p>(1) 口永良部島に定住を希望し、島の活性化に意欲的に取り組むことができる者であること。 (2) 家賃等を支払う能力を有する者であること。 (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻の関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予定者を含む。)があること。 (4) 入居しようとする者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者</p>
屋久島町	移住体験	暮らし体験住宅	<p>★ 屋久島での暮らしを体験するための住宅を設置しています。</p> <p>①家賃 月10,000円 ②試用期間 3ヶ月以上1年以内 ③入居条件</p> <p>(1) 屋久島町外に住所を有する者であって、移住希望者であること。 (2) この条例に定める使用料等を支払う能力を有する者であること。 (3) 体験住宅の使用に関し、本町が行う施策に協力すること。 (4) 地域住民と円滑かつ積極的に交流をもてる者 (5) 移住希望者又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
屋久島町	住宅	移住促進家賃等補助制度	<p>移住及び定住の促進により少子高齢化、人口減少の抑制及び地域活性化を図るため、本町へ移住しようとする者の住宅の賃借等に係る費用に対し補助します。</p> <p>《補助金額・期間》 ○賃貸住宅家賃補助金 ・補助金額 最大24万円 [月額1万円(注1)を最長24か月の場合] 注1 実質負担額の2分の1又は1万円のいずれか低い額 ・補助対象期間は、申請者(賃貸契約者)が屋久島町に転入した月から24月を限度とします。ただし、交付申請日の属する年度より以前の補助対象期間については対象外とします。</p> <p>○賃貸住宅初期費用補助金 ・補助金額 最大5万円(注2) 注2 実質の初期費用負担額の2分の1又は5万円のいずれか低い額</p> <p>《補助対象者》 下記のすべてに該当すること。 (1)屋久島町に定住する意思があること。 (2)屋久島町に住居登録した時点の年齢が45歳未満であること、又は住民票の登録年度末時点において18歳以下の者を扶養し、かつ、同居していること。 (3)本人が契約者となって、賃貸借契約により民間賃貸住宅を賃借していること。 (4)屋久島町のまちづくりに対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者であること。 (5)生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する生活保護受給世帯、その他の公的家賃補助を受けていないこと。 (6)日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令319号)その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。 (7)本人が属する世帯の構成員(本人及びその者と生計を一にする親族をいう。以下「世帯構成員」という。)に屋久島町暴力団排除条例(平成24年屋久島町条例第20号。)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係にある者がいないこと。 (8)世帯構成員が町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料のほか、屋久島町を債権者とする公共料金を滞納していないこと。 (9)世帯構成員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 (10)当該補助金に類する他の補助金で、町長が指定する補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>《補助対象物件》 屋久島町内の民間賃貸住宅 ※以下の住宅は対象外となります。 ・町営住宅等の公的賃貸住宅 ・社宅や事業所の寮 ・3親等以内の親族が所有する住宅</p>
屋久島町	住宅	島内産材需要拡大対策事業	<p>★ 屋久島で産出される木材を使用した木造住宅等を建築する大工・工務店等(緑のパートナー工務店)に対して補助を行っています。 屋久島で産出される木材を使用した木造住宅等について ○新築住宅の構造材に認証材を80%以上使用すると、認証材使用全量に対し15,000円/㎡の補助 ○増改築で5㎡以上使用に対し、15,000円/㎡の補助 但し、1件につき40万円を上限とする。</p>
屋久島町	住宅	春田定住団地分譲	<p>★ 定住環境の整備を目的として、屋久島町安房春田地区に住宅用地を造成し、購入される方を募集しています。</p>
屋久島町	住宅	小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金	<p>★ 町内全域において、建築物に小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。 ○既存の専用住宅5人槽 604,000円 ○既存の専用住宅6人槽から7人槽まで 681,000円 ○既存の専用住宅8人槽から10人槽まで 836,000円 ○新築の専用住宅5人槽 423,000円 ○新築の専用住宅6人槽から7人槽まで 502,000円 ○新築の専用住宅8人槽から10人槽まで 647,000円 ○専用住宅11人槽以上 100,000円 ○専用住宅以外の建築物 100,000円</p> <p>小型合併処理浄化槽の設置に伴い、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が生じた場合には、上記の補助金に9万円を上限として加算できます。</p>
屋久島町	就農・漁業	農林漁業後継者育成資金貸与	<p>★ 町内に住所を有し、農林漁業に従事している期間が1年以上あり、かつ、満45歳以下で町長が認めた者に資金を貸与します。 ○100万円以下 ・住宅資金 ・農林漁業機械機具等取得資金 ・建築物造成資金 ・種苗購入資金 ・その他町長が必要と認める資金 ○100万円(限度額) ・結婚資金</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
屋久島町	就農・漁業	農林漁業後継者修学研修資金貸与	★ 農林漁業後継者を確保するため、屋久島町に在住する農林漁家の子弟で身体強健かつ修学能力を有し、将来自営者として修学・研修しようとする者に研修資金を貸与します。 学校教育法による農家、林業若しくは漁業に関する高等学校若しくは大学に修学する者 又は、農業、林業若しくは漁業に関する試験研究機関に入所し、修学研修する者 ○月額21,000円以内
屋久島町	出産・育児	すこやかベビー出産祝金	★ 出産祝い金を支給します。 町内に住所を有する者が出産をしたとき、第1子及び第2子50,000円、第3子以降100,000円を祝い金として支給します。
屋久島町	出産・育児	乳幼児等医療費助成事業	★ 乳幼児等(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)に係る医療費の助成を行っています。 ○助成金の額は、医療費の支払額です。
屋久島町	出産・育児	不妊治療旅費助成事業	★ 屋久島町に住所を有し、鹿児島県から特定不妊治療費の助成(鹿児島県不妊治療費助成事業実施要綱に基づく助成)を受けた夫婦(ただし、夫婦の住所が異なる場合にあっては、妻が町内に住所を有する場合)を補助対象としています。 助成対象経費は以下のとおりです。 ○交通費 (鹿児島市までの船賃又は鹿児島空港までの航空機運賃。1回の治療につき9回往復まで) ○宿泊費 1泊5,000円 (1回の治療につき15泊まで) 上記の費用の合算額の3分の2を助成金とします。
屋久島町	出産・育児	口永良部島妊婦出産支援費助成	★ 口永良部島に住所を有する者で、かつ、島外で妊婦健診及び出産をする妊婦に対し、5万円を助成をします。 助成対象経費は以下のとおりです。 ○妊婦 健診を受診する際の交通費及び宿泊費 ○出産に備え、島外の出産する場所に事前に待機する際の交通費及び宿泊費 ○妊婦が島外医療機関にやむを得ず緊急に移送された際の移送費
屋久島町	教育	山海留学制度	★ 町内の小・中学校への山海留学を希望する児童生徒を募集しています。 (かめんこ留学・永田 まんてん留学・栗生 じょうもん留学・八幡 南海ひょうたん島留学・口永良部島 黒潮留学・一湊) ○留学助成金として留学生1人につき、3万円/月支給します。
屋久島町	教育	育英奨学資金	★ 屋久島町に3年以上在住している者の子弟で、かつ、学業及び人物が優良であるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難であるものに対し、奨学金を貸与します。 ○鹿児島県立屋久島高等学校に在学している者 月額 1万円 ○高等学校及び高等専門学校に在学している者で、前号に掲げる者以外のもの 月額 2万円 ○大学及びこれに準ずる学校等に在学している者 月額 3万円 ○町長が特別な事情があると認めた者に対しては、月額10万円の範囲内において貸し付けることができる。
屋久島町	教育	遠距離通学児童生徒通学定期券交付	本町内に存する町立学校に通学している児童生徒で、通常の通学手段により自宅から学校の校門までの通学距離が、小学校にあっては4km以上、中学校にあっては6km以上のものに通学定期券を交付する。
屋久島町	教育	屋久島高等学校通学バス運行	本町唯一の県立高校である屋久島高校に在学する生徒の通学に供するバスを運行している。
屋久島町	福祉	敬老祝い金	★ 高齢者に対し、長寿を祝福するとともに、敬老の意を表し祝い金を支給しています。 4月1日現在において町内に住所を1年以上有する者 ・満80歳 年額 1万円 ・満85歳 年額 1万円 ・満90歳 年額 2万円 ・満95歳 年額 2万円 ・満100歳 年額 10万円 ・満101歳以上 年額 5万円
屋久島町	医療	国民健康保険人間ドック利用補助金	★ 屋久島町国民健康保険税の完納者かつ被保険者期間が引き続き1年以上あり、年齢が満30歳以上75歳未満の者で、前年度内に対象ドックの利用がなかった者を対象に人間ドック利用補助金を支給します。 ○人間ドック 20,000円 ○脳ドック 20,000円 ○PET検診 20,000円 ただし、各検診を重複して受診しても上限20,000円とします。
屋久島町	医療	後期高齢者医療人間ドック利用補助金	屋久島町に住所を有し、屋久島町後期高齢者医療保険料の完納者で、当該年度及び前年度内にこの補助金及び屋久島町国民健康保険人間ドック利用補助金の利用がなかった者を対象に人間ドック利用補助金を支給します。 ○人間ドック 20,000円 ○脳ドック 20,000円 ○PET検診 20,000円 ただし、各検診を重複して受診しても上限20,000円とします。
大和村	住宅	新築住宅助成金	★ 床面積が50.0㎡以上の住宅を新築した方に対し、100万円を助成します。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
大和村	住宅	住宅改修助成金	★ 大和村では、村民の居住環境の改善を促進することで、人口減少に歯止めを掛け、定住人口の増加を図るため、空き家及び現在居住している住宅の改修等に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。 助成金の額は、助成対象工事に要する経費の1/2の額とし、50万円を上限に助成します。
大和村	出産・育児	出産祝い金	★ 第1子＝20万円 第2子＝30万円 第3子以降＝50万円の祝い金があります。
大和村	出産・育児	育児助成金	★ 満6才に達するまでの児童がいる世帯に対し、児童1名につき、月5,000円を助成します。
大和村	出産・育児	育児助成金就学援助費	村内の小中学校に通う児童がいる世帯に対し、就学援助費を支給します。 小学生＝年額35,000円 中学生＝年額50,000円
大和村	出産・育児	乳幼児等医療費助成	高校生までの子どもの保険診療の自己負担分額を助成します。
大和村	教育	高校生通学無料バス券配布	★ 大和村内には高校がないため、奄美市内の高校に進学する必要がありますが、大和村運営バス「大和村直行バス」の無料バス券を配布します。
宇検村	住宅	新築住宅助成金	★ 1住宅当たり新築費用の10パーセント以内、上限価格100万円を支給します。 (定住及びUターン者、Uターン者の世帯に対し一度限り)
宇検村	住宅	中古住宅購入助成金	★ 1住宅当たり新築費用の10パーセント以内、上限価格50万円を支給します。 (定住及びUターン者、Uターン者の世帯に対し一度限り)
宇検村	住宅	住宅改修費助成金	★ 1住宅当たり住宅改修費用の20パーセント以内、上限価格30万円を支給します。 (定住及びUターン者、Uターン者の世帯に対し一度限り)
宇検村	住宅	村営住宅料助成金	★ 18歳以下の者と同居し、その者を扶養するUターン、Uターン者が村営住宅へ入居した場合、1世帯あたり月額5千円を助成します。(支給期間は1年間)
宇検村	住宅	合併処理浄化槽設置整備補助金制度	★ 生活排水による公共区域の水質汚濁を防止することを目的に、合併処理浄化槽を設置する際にかかる費用の一部を補助しています。
宇検村	出産・育児	子育て支援助成金	★ ①出産祝い金(村内に住所を有する者で、出生児一人に対し5万円を支給します。) ②入学祝い金(小学校1年生に入学する児童に1人5万円を支給します。) ③子育て助成金(乳幼児・児童・生徒1人に対して、中学3学年まで毎年1万円を支給します。ただし、出産祝い金及び入学祝い金を支給された年度は支給しません。) ④子育て支援助成金(乳幼児から中学3年生まで、3人以上子育てしている世帯が公営住宅へ入居した場合、規定の家賃の半額を助成します。)
宇検村	出産・育児	妊産婦・乳幼児健康診査等	★ 妊産婦および乳幼児の定期健診にかかる費用について助成します。
宇検村	出産・育児	乳幼児医療費助成	★ 15歳に達する日以降の3月31日まで、医療費の窓口負担分を全額助成します。
宇検村	出産・育児	母子及び寡婦家庭医療費助成	★ 母子家庭、父子家庭、寡婦家庭への医療費の助成を行います。(受給者資格登録が必要です。)
宇検村	出産・育児	保育料助成金	★ Uターン、Uターン者の子供が保育所へ入所した場合、子供1人につき月額5千円を助成します。 (支給期間は1年間)
宇検村	教育	少子化対策特別助成制度(親子山村留学)	★ 阿室校区、名柄校区にUターンで転入した児童生徒を有する世帯について、児童1人あたり月額3万円の助成を、転入後から中学卒業の月まで支給します。 体験留学制度あり(令和2年度は休止中)。事前に各校区の受入れ組織(活性化委員会)との協議が必要です。 なお、児童生徒のみでの転入は受け入れておりません。
宇検村	教育	学校給食費助成金	★ 村内の小中学校に通学する児童生徒に対して、給食費を全額助成します。
宇検村	教育	高校生等通学バス助成金	★ 村内に住所を有している者で、宇検村から村外の高校へ通学する者について、バス定期券代を全額助成します。
宇検村	教育	専門学校等に通学する者の通学費助成金	★ 村内に住所を有している者で、宇検村から大島本島内の専門学校等へ通学する者の通学費について、月額1万円を助成します。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
宇検村	移住体験	移住体験ツアー・フリー滞在プログラム	★ 奄美群島への移住支援サイト「ねりやかなや」 移住体験プログラム受付中 http://www.neriyakanaya.jp/tour/tour2020/oshima/index.html
瀬戸内町	住宅	住宅リフォーム等助成金	★ 町内業者を活用して住宅をリフォームされる方に助成金を支給します。 1 対象者 町内に住民登録し、居住かつ住宅を所有している方 (申請者が借家人でもOK) (借家人が申請する場合、所有者の承諾が必要です。) 2 助成額 50万円以上の工事1件につき20万円
瀬戸内町	移住体験	移住体験住宅【体験型】	★ 瀬戸内町に移住を検討されている方へ、家電製品等概ね生活必需品が整備されている住宅を貸し出します。 ○利用期間・・・1週間～最長6ヶ月間 ○利用期間・・・50,000円/月、2,000円/日(住宅料・光熱費込)
瀬戸内町	住宅	空き家バンク	★ 町内の空き家をホームページに掲載し、利用を希望される方々へ紹介しています。 町は物件利用希望者と不動産業者等の仲介をいたしますが、交渉・契約に関する仲介行為は行いません。
瀬戸内町	住宅	定住促進住宅	★ 町内の空き家を町が12年間借上げ、改修し移住希望者へ貸し出します。12年間の固定資産税は町が支払います。 入居には審査が必要となります。
瀬戸内町	住宅	合併処理浄化槽設置整備補助金制度	★ 生活排水による公共区域の水質汚濁を防止することを目的に、合併処理浄化槽を設置する際にかかる費用の一部を補助しています。
瀬戸内町	就農・漁業	営農支援センター研修制度	★ 農業経営を希望する者に対して、農業の基礎知識の習得と栽培技術に関する実践的な研修を行いながら、農業で自立を目指す新規就農者を育成し、本町の農業振興に資します。 ・研修期間 1年間 ・技術習得コース パッションフルーツ・他(重点振興品目) ・農業基礎講座コース 野菜栽培・病害虫・農業機械・土壌肥料・果樹栽培・農業経営
瀬戸内町	出産・育児	出産祝い金	★ 母子ともに町内に住所があり、町内に居住している方へ出産祝い金(商品券)を支給します。 1 対象者 母子ともに町内に住所があり、町内に居住している方 (出産のために一時的に住所を異動した方は対象外です。) 2 助成額 5万円 ※瀬戸内町商工会の商品券を支給します。
瀬戸内町	出産・育児	子ども医療費助成	★ 町内に住所があり、中学校修了までの子どもが対象となります。(15歳到達後の最初の3月31日まで) 各健康保険法の規定により支払った保険分負担額の全額を助成します。
瀬戸内町	出産・育児	子育て支援パスポート事業	★ 子育てを地域全体で支援することを趣旨に、交付されるパスポートです。 ステッカーの貼ってある協賛店で見せるといろいろな子育て支援サービスが受けられます。 妊娠中の方、または、満18歳未満の子どもがいる世帯が対象となります。 サービスの内容は、商品の割引やスタンプポイントアップ、授乳スペースの店内設置、ベビーカーの貸出無料などです。 ※以上のサービス内容は、あくまでも例示で、店舗ごとに異なります。
瀬戸内町	教育	にほんの里・加計呂麻留学	★ 加計呂麻島、請島、与路島、及び古仁屋小、古仁屋中、阿木名小中学校を除く本島側の小中学校へ通う、町外からの児童を持つ世帯に対し助成金を支給します。 1 対象者 町外から転入される、小学1年生～中学3年生の児童生徒を持つ世帯 2 助成額 生徒1人あたり3万円※中学卒業まで 家賃の1/2(上限額11,000円)※入居後1年間
瀬戸内町	教育	古仁屋高校生徒通学費等補助	★ 通学距離が6kmを超える生徒に対し通学定期割引運賃の1/2を支給 加計呂麻島からの通学費は全額補助
瀬戸内町	教育	古仁屋高等学校ふるさと留学扶助費交付	★ 群内から古仁屋高校へ留学している生徒に対し月額30,000円を扶助 群外から古仁屋高校へ留学している生徒に対し月額50,000円を扶助
龍郷町	住宅	合併処理浄化槽設置補助	★ 龍郷町では浄化槽の設置からその後の維持管理までを町が主体となって行う「市町村設置型」制度を行っています。浄化槽本体を設置するために必要な工事費用の個人負担は約1割です。 ただし、この工事負担金のほかに宅内や宅外の配管工事等が必要になりますが、これらの費用については全額個人負担になります。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
龍郷町	住宅	荒波校区活性化対策賃貸住宅家賃補助金	★ 龍郷町の中でも人口減少と高齢化が著しい東シナ海側に位置する荒波校区の児童生徒の減少への対策の一つとして、小中学生の児童生徒を持つ世帯で、校区外からの転入者に対して、月額上限3万円の家賃補助を行っています。 【補助対象者】 1.同一世帯に小学生及び中学生の子供がいる者 2.荒波地区内に住所を移し、かつ、居住する者 ただし同地区内の住居者を除く 3.前住所地及び龍郷町に納付納入すべき税及び使用料等を滞納していない者 4.住宅手当の支給を受けている者がいないこと ※その他要綱に定めていること
龍郷町	就農・漁業	農業次世代人材投資事業	★ 次世代を担う農業者となることを志向するものに対し、就農前の研修段階及び収穫直後の経営確立に資する資金の交付を行う。(5年以内) 【経営開始型資金】 ・交付対象者:原則50歳未満の認定新規就農者
龍郷町	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	★ 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に割引や独自の優待サービスなどを提供することで、子育て家庭を応援する仕組みです。 この事業で受けることのできる子育て支援サービスは、町内19の協賛企業・店舗の善意により提供されるものです。 【対象者】 鹿児島県内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯
龍郷町	出産・育児	子ども医療費助成	★ 子ども(中学校卒業までの者)疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持と増進を図るため、子ども医療費の保険適用額を助成しています。 医療機関の窓口で受給資格者証を提示して医療費(一部負担金)を支払うと、医療機関を通じて町に申請され、最短で診療月の2か月後に指定口座に振り込まれます。 登録に必要なもの…被保険者証、印鑑、本人名義の通帳
龍郷町	出産・育児	不妊治療旅費・宿泊費助成	★ 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)のための通院に要する旅費・宿泊費の一部を助成します。1回の治療(採卵から妊娠まで、または治療中止まで)につき、夫婦で9回往復(鹿児島本土までの飛行機または船)の旅費(上限あり)と、上限5000円の1泊分の宿泊費の約3分の2を助成します。
龍郷町	教育	高校生バス通学費助成	★ 奄美大島本島内に所在する高等学校に在籍する高校生で、バス通学する場合に経費負担の軽減を図ります。 助成金の額は、高校生1人につき定期券購入額(全額)とします。 (1)高校生、保護者とも龍郷町内に住所を有していること。 (2)保護者が、原則として町税及び各種使用料等が納付されていること。
龍郷町	教育	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)	★ 放課後や長期休業中に、保護者が昼間家庭に居ない場合に、適切な遊びや生活の場を与え、その児童の育成支援を行う事業です。 放課後に児童を保護する者のいない家庭の町内に居住する小学校全学年を対象とします。
龍郷町	福祉	高齢者福祉バス乗車証交付事業	★ 高齢者に対し、常に健康で楽しく生活できるように配慮するため、バスの無料乗車証を交付します。対象は定期運行バスとし、龍郷町内全区間となります。 本町に居住し、住民登録を有する満70歳以上の方
喜界町	住宅	浄化槽設置補助	★ 合併浄化槽設置の助成(下水道対象外の地域)
喜界町	出産・育児	放課後児童クラブ	★ 主に小学校低学年の児童を預かり、遊びや生活指導、学習活動を援助
喜界町	出産・育児	医療費助成	★ 高校生以下の医療費助成 出産に伴う医療費等助成
喜界町	移住体験	移住体験ツアー	★ 開催予定日未定(日程が決定したい以下のサイトで情報更新いたします) お問い合わせHP: http://www.amami.or.jp/kouiki/ 奄美群島への移住支援サイト「ねりやかなや」: http://www.neriyakanaya.jp/tour/tour2017_kikajima/index.html
喜界町	移住体験	フリー滞在プログラム	★ 移住に関する体験プログラムを随時受付中 奄美群島への移住支援サイト「ねりやかなや」: http://www.neriyakanaya.jp/tour/tour2017_kikajima/index.html
喜界町	住宅	喜界町空き家バンク	★ 賃貸・売却を希望する空き家等の所有者から、対象物件の情報を基に町が物件を登録し、喜界町で住宅等をお探しの方に情報を提供するための制度です。 喜界町空き家バンク: https://www.town.kikai.lg.jp/kankou/kanko-iju/iju4.html

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
徳之島町	住宅	定住促進住宅	★ 定住促進及び地域の活性化を図るため、町北部の金見集落で民間の物件を町が借り上げ改修し「定住促進住宅」として移住希望者に転貸しています。期間は2年未満。 (1) 集落の活性化の担い手となる者 (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 (3) 住所を本町に有し、又は入居後、本町に移すことが確実であること。 (4) 入居有資格者及び同居親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。 (5) 居住地の町税及び使用料を滞納していないこと。 ※群島外より移住希望の方、若しくは群島外より本町に移住して一年未満の方であること。
徳之島町	住宅	合併浄化槽設置の助成	★ 合併処理浄化槽設置者に対して補助金を支給。
徳之島町	住宅	公共下水道への接続工事費の補助制度	★ 公共下水道への加入促進を図るため接続工事費の補助制度。
徳之島町	住宅	民間住宅リフォーム助成	★ 町内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合に、その費用の一部を助成。
徳之島町	出産・育児	旅費助成	★ ハイリスク妊産婦、障がい者手帳を所持する児童または島内での治療が困難な児童、臓器移植等、島外の医療機関を受診する際の旅費・宿泊費の助成を行っています。
徳之島町	就業	求人情報の提供	★ ハローワークからの求人情報をHPに掲載し、情報提供を行っている。
徳之島町	就業	農業次世代人材投資事業	★ 新規就農者に年間150万円を最長5年間給付。
徳之島町	就業	経営体育成支援事業(農業用機械等の導入支援)	★ 適切な人・農地プランに位置づけられた中心経営体が、農業経営の発展・改善を目的として、金融機関からの融資を活用して農業用機械等を取得する場合に、取得する経費から融資等の額を除いた自己負担額について助成。
徳之島町	出産・育児	出産祝い金	★ 母親の住所が出産日より1年前に町内に住所があり、6ヶ月以上定住することが見込まれる者。 ◆ 助成額 第1子………10万円 第2子………15万円 第3子………25万円 第4子………35万円 第5子………45万円 第6子以降…50万円
徳之島町	出産・育児	安心して妊娠・出産できる環境づくり	★ 徳之島町では産科医の確保や、島外での受診が必要なハイリスク妊産婦への旅費・宿泊費助成など、安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組んでいます。 ◆ 離島地域不妊治療旅費助成 県の特定不妊治療助成を受けている夫婦を対象に、その治療の際に必要な旅費と宿泊費の一部を助成します。 ◆ 妊婦健診助成 14回の健診を全額助成します。鹿児島県外での受診の場合は、費用の一部を助成します。 ◆ マタニティクラス 妊婦とその家族を対象としたマタニティクラスを実施します。 ◆ ハイリスク妊産婦出産支援 妊産婦又は新生児が島外の医療機関で治療を受ける必要がある場合に、旅費と宿泊費の一部を助成します。 ◆ 歯科相談事業 毎月1回、妊婦・幼児の歯科健診とフッ化物塗布(希望者)を実施します。 ◆ 新生児(産婦)訪問 乳児・産婦の状態を把握し、育児に関する不安や悩みにたいし相談・支援を行います。 ◆ 未熟児養育医療給付 出生体重が2000g以下または生活力が特に薄弱である未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行います。 ◆ 乳幼児健康診査事業 乳児健康診査(3~4か月児・6~7か月児)、9~11か月児健康診査(医療機関委託)、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査
徳之島町	出産・育児	安心して子育てできる環境づくり	◆ 親子ふれあい教室ぺんぎんきつず 未就学の親子を対象に週1回2時間程の教室を開催。保育士による手あそび、わらべ唄あそび、絵本の読み聞かせなどを行っています。 ◆ 親子教室(ゆうなの木) はじめての子育て中(乳児)の親子を対象として月1回の親子教室を実施しています。 ◆ 一時保育 一時的に保育が必要となった児童対象で、町内の保育所で実施しています。 ◆ 放課後児童クラブ 主に小学校低学年の児童を預かり、遊びや生活の指導、学習活動を援助しています。 ◆ 病児保育 保護者が仕事や家庭の事情で病児の保育ができない時、感染症の回復期において、集団生活が困難な時、保護者と協議のうえ、受け入れを決定します。 ◆ 地域子育て支援拠点事業(われんきや広場) ベビーマッサージや絵本あそび、食育教室、カレンダー身体測定など他にも親子で楽しめる様々なイベントを行っています。 ◆ ファミリーサポートセンター 地域において育児や介護の援助を受けたい方と行いたい方が会員となり、会員同士で支え合います。保育施設までの子どもの送迎や学童保育終了後の子どもの預かり、冠婚葬祭時などによる外出時に子どもの預かりなどを行います。 ◆ 巡回支援訪問 保育所等、親子が集まる場所や施設を巡回し、発達に特性のある子への関わり方の助言を行い、保護者・保育者が児とより良い関係を築けるよう支援します。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
徳之島町	教育	ふるさと留学制度	★ 小学1年生～中学2年生を対象にした1年間の里親留学制度で、町立山小・中学校、手々小・中学校で募集しています。
徳之島町	教育	テレビ会議システム	★ 島内の学校では、テレビ会議システムを活用した遠隔授業を実施するなど、小規模校における少人数指導の改善を行っています。
徳之島町	教育	学士村塾・向学塾の開講	◆学士村塾 旧帝国大学出身者を多く輩出した「ヤンキチシキバン」の教育・子育ての教育風土を背景に、児童生徒の自学自習の場として地域の公民館等で「学士村塾」を開講しています。 ◆向学塾 夏休みには小中学生を対象に「向学塾」を開講し、中学生の部においては大学生の講師による学習指導が行われており、児童生徒の学力向上に取り組んでいます。
徳之島町	教育	高校生バス通学費助成	★ 徳之島町に所在する高等学校に在籍する高校生で、バス通学する場合に経費負担の軽減を図ります。 助成金の額は、高校生1人につき定期券及び回数券購入額(半額)とします。 (1)高校生、保護者とも徳之島町内に住所を有していること。 (2)保護者が、原則として町税及び各種使用料等が納付されていること。
徳之島町	出産・育児	医療費助成	◆乳幼児等医療費助成 小学校入学前の子どもに対して医療費を助成します。 ◆ひとり親家庭等医療費助成 母子家庭、父子家庭等への医療費を助成します。
徳之島町	福祉	敬老祝い・長寿顕彰金など	★ ◆金婚式祝賀会 結婚50周年という長い年月を地域社会のために頑張ってきたご苦労に対して敬意を表し、これからの生涯を有意義に過ごしていただけるよう、金婚式を催し、町を挙げてお祝いします。 ◆健康長寿顕彰金 100歳になった住民を健康長寿町民として称え長寿栄誉賞を授与し、あわせて顕彰金を支給します。 ◆徳之島町敬老祝い 100歳以上の住民に1万5千円/半年を支給します。
徳之島町	福祉	敬老バス無料乗車券	★ 町内在住で満75歳以上の方を対象に、路線バスの無料利用券を発行しています。
徳之島町	福祉	高齢者運動教室	★ 運動機能低下の高齢者を対象に、週1回開催しています。他に月1～2回開催の介護予防教室もあります。
徳之島町	福祉	地域支援事業	★ ◆給食サービス ひとり暮らしの高齢者や夫婦世帯等が対象で、利用者負担金は400円/食です。 ◆介護用品支給 重度の在宅高齢者を介護している非課税世帯に対して、紙オムツ等を支給します。 ◆地域サロン 65歳以上の住民を対象に、月1～2回開催しています。内容は、レクリエーション・軽体操・島唄等です。 ◆元気度アップポイント 65歳以上の町民が健診やボランティア活動に参加する時に参加ポイントを取得できます。ポイント数に応じて商工会発行の商品券に交換が可能です。
徳之島町	福祉	災害時要援護者避難支援登録・救急医療情報キット配布	★ ◆災害時要援護者避難支援登録 独居高齢者や、障害者、要介護者など、災害時に自主避難が困難な方について、町では「災害時要援護者避難支援登録」を行っています。 ◆救急医療情報キット配布 ひとり暮らしの高齢者などの安全・安心を確保することを目的に「かかりつけ医」「薬剤情報」などの医療情報や、「連絡先」などの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで、万が一の救急時に備えるものです。
徳之島町	移住体験	フリー滞在プログラム	★ 移住に関する体験プログラムを随時受付中 奄美群島への移住支援サイト「ねりやかなや」: http://www.neriyakanaya.jp/tour/tour2017_kikajima/index.html
天城町	移住体験	移住体験ツアー	★ 徳之島移住体験ツアー 詳細は奄美群島への移住支援サイト「ねりやかなや」 http://www.neriyakanaya.jp/
天城町	移住体験	フリー滞在プログラム	★ 徳之島移住体験プログラム 詳細は奄美群島への移住支援サイト「ねりやかなや」 http://www.neriyakanaya.jp/
天城町	移住体験	お試し移住体験助成	★ 天城町へ移住を希望する方とその家族、山海留学の体験入学する児童・生徒とその家族に対し、宿泊費用とレンタカー等の賃借料を合計した30%以内、上限1人当たり3,000円/1日を助成します。
天城町	住宅	空き家バンク	★ 賃貸を希望する空き家等の所有者から、対象物件の情報を基に町が物件を登録し天城町で住宅等をお探しの方に情報を提供するための制度です。
天城町	住宅	浄化槽設置補助	★ 天城町全域において専用住宅に小型合併浄化槽を設置するものに対して、予算の範囲内で補助金を交付します。 「新築」、「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽」、「汲み取り便槽から合併処理浄化槽」が対象となります。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
天城町	住宅	家庭用生ごみ処理機購入費助成事業	★ 家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機の購入額の70%以内、限度額5万円を助成します。
天城町	住宅	空き家改修補助金	★ 空き家バンクに登録された自己の所有する空き家を、3等親以外の者に賃借するために必要な改修費の2分の1以内、上限100万円を補助します。
天城町	住宅	お帰りのない住宅改修補助(Uターン者のみ対象)	★ 天城町へUターンするために実家等を改修する対象経費の2分の1以内、上限100万円を補助します。
天城町	住宅	要介護の高齢者等住宅改修支援	★ 要介護認定者を対象に、住宅改修費の一部を助成します。
天城町	就業	平土野地区起業家支援事業	★ 天城町に6ヶ月以上在住(住民登録)している者で、天城町平土野商店街に起業する場合に創業等の際に必要な経費で、対象経費の2分の1以内とし、上限20万円を補助します。
天城町	就業	平土野地域活性化基金活用事業	平土野中心商店街において飲食店を開店しようとする者に対して、開店準備に必要な対象経費の2分の1以内とし、1事業につき50万円を上限として補助金の交付を行います。
天城町	就農・漁業	新規就農者育成支援事業	★ 新規就農者を対象に1年間農業センターでの育成研修を行っています。対象は天城町内で新規就農を行う者に限ります。
天城町	出産・育児	妊活支援旅費助成	★ 妊活するために、島外で治療を受ける方の旅費の3分の2を助成します。
天城町	出産・育児	保育料全額助成	★ 保育園・幼稚園に通う園児の保育料等を全額助成します。 ※全年齢対象(0～2歳児も対象です。)
天城町	出産・育児	乳幼児医療助成事業	★ 天城町に居住する小学校へ就学前の乳幼児の疾病の早期発見治療を促進し、乳幼児の健康の保持促進を図ります。医療費の自己負担分を全額助成します。
天城町	出産・育児	出産祝金支給事業	★ 出産時において天城町内に居住しており、引き続き定住することが見込まれるものに支給します。 ○第1子…5万円、第2子…10万円、第3子以降は一人につき10万円を加算し、50万円を限度額。
天城町	出産・育児	放課後児童クラブ	★ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供します。
天城町	出産・育児	延長保育	★ 保育所の閉所時間は通常午後5時ですが、希望があれば午後7時ごろまで預かります。
天城町	出産・育児	在宅育児支援	★ 生後6ヶ月～満3歳の乳幼児を在宅で育児している家庭へ、月5,000円を助成します。
天城町	医療	児童医療費全額助成	★ 小学1年生～18歳に達する学年相当までの医療費の自己負担分を全額助成します。
天城町	医療	島内での治療困難者旅費助成	★ 島内の医療機関での治療が困難な方で、島外医療機関を利用する場合の旅費(半額相当、上限回数制限あり)を助成します。
天城町	その他	新婚さん応援生活補助	★ 天城町に定住を約束してくれる新婚さんの新たな門出を応援します。新婚生活に必要な引越費用や家財道具等の購入費用の2分の1以内、上限15万円を補助します。
天城町	教育	山海留学制度	★ 天城町内の山海留学指定の学校への山海留学を希望する児童または生徒を募集しています。 ○孫型…町助成として留学生1人につき、3万円/月支給します。 ○親戚型…町助成として留学生1人につき、3万円/月支給します。 ○友だち型…町助成として留学生1人につき、3万円/月支給します。 ○家族型…留学支援補助として留学児童生徒1人につき、3万円/月支給します。 また、住宅補助として、一世帯あたり月額3万円以内を支給します。
天城町	教育	教科セミナー	★ 町内の小学5・6年生および、中学1・2・3年生を対象とし、学習する場の提供および講師からの指導等を無料で受けることができます。
天城町	教育	「自主的学び」応援事業	★ 教科セミナーを受講している中学2年生および3年生を対象とし、学習塾夏期スクーリングを受講するにあたり、受講にかかる対象経費の5分の4を助成します。(上限額あり)
天城町	教育	われんきゃグローバルプロジェクト	★ 世界飛躍する人材を育てる、海外留学派遣を実施します。また、町内の児童・生徒を対象とし、英語検定、漢字検定、算数検定、数学検定の各種検定料を全額補助します。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
天城町	教育	海塾	★ 町内の小学3年生以上を対象に、年12回の体験活動プログラムを実施します。年間を通じ、プログラムを実施することで、子供達の社会性や自然環境の大切さを学ぶことができます。
天城町	教育	あまぎっ子B&G水泳教室	★ 町内の小学生で、泳げない児童、水に入るのが怖い子どもたちを対象に、水に慣れ親しんでもらうことを目的として、夏期休業中に水泳教室を実施します。
天城町	福祉	高齢者ごみ出し用手押し車購入費助成事業	★ 75歳以上の高齢者の歩行の自立を促すとともに、ごみ出しの負担軽減と健康寿命の延長を図るため、手押し車の購入費の70%、 限度額9,800円 を助成します。
天城町	福祉	敬老祝金支給事業	★ 天城町に1年以上居住する日本国民で毎年9月1日の基準日において年齢90歳以上の者に支給します。 ○90歳以上100歳未満の者…年額1万円 ○100歳以上の者…年額5万円 ○80歳以上90歳未満の者には、敬老祝いを実施する集落に限り人数割りにより集落敬老祝金として集落へ支給します。
天城町	福祉	合同金婚式	★ 現在天城町に居住し、夫婦ともに健在の結婚50周年を迎える夫婦に対し、長い年月を地域社会のために頑張ってきたご苦労への敬意を表し、これからの生涯を有意義に過ごしていただけるよう、金婚式を催し、町を挙げてお祝いをします。
天城町	就業	農業次世代人材投資事業	★ 新規就農者に年間上限150万円を最長5年間給付します。
天城町	就業	UIターン起業家支援補助	★ UIターン者で新たに創業する起業家で、5年以上継続して事業を展開する見込みのある者に対して、創業等の際に必要な対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とした補助金の交付を行います。
天城町	福祉	家族介護用品(引換券支給)	★ 在宅高齢者(要介護状態)を介護している非課税世帯に対して、紙オムツ等を購入できる家族介護用品支給引換券(オムツ券)を支給します。
天城町	福祉	福祉用具購入助成	★ 要介護認定者を対象に、福祉用具の購入費を一部助成します。
天城町	福祉	敬老バス無料乗車券	★ 町内在住で満75歳以上の方を対象に、路線バス(町内定期路線)の無料乗車券を発行しています。
天城町	福祉	ゆいゆいサロン	★ 65歳以上の高齢者を対象に、体操や脳トレ・レクリエーションを行い楽しんで介護予防に取り組める場を提供しています。
天城町	福祉	彩りサロン	★ 閉じこもっている高齢者やゆいゆいサロンへの参加が困難となってきた高齢者を対象に毎月、島唄(三味線)やカラオケを楽しむ場として彩りサロンを開催しています。
天城町	福祉	高齢者元気度アップ・ポイント事業	★ 65歳以上の高齢者の社会参加活動や健康増進活動に対しポイント(1ポイント=100円)を付与し、ポイントが貯まると商品券に交換できる事業を実施しています。
天城町	福祉	子育て支援もポイントアップ!元気度アップ!推進事業	★ 65歳以上の高齢者が3人以上のグループで行う高齢者支援等のボランティア活動に対しポイントを付与し、ポイントが貯まると商品券に交換することができる事業(支え合いの地域づくり)を実施しています。
天城町	福祉	認知症カフェ	★ 認知症の人の介護者への支援として、気軽に介護の悩みを情報交換をすることができ、認知症に関する知識を得られる場として認知症カフェを開催しています。
天城町	福祉	認知症サポーター養成講座	★ 認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続ける事のできる地域づくりを推進しています。
天城町	福祉	配食サービス事業	★ ひとり暮らしの高齢者や夫婦世帯等が対象で、高齢者の栄養改善と健康保持を図り、また、見守り(安否確認)を行うことで在宅での生活を支援します。月曜～金曜日のお昼のみ宅配を実施しており、利用者負担は1食400円です。
天城町	福祉	家族介護慰労事業	★ 要介護4・5の認定を受け、1年間介護保険サービスを受けなかった高齢者等を在宅介護している家族に対し、慰労金100,000円を給付することにより介護者の負担軽減を図ります。
伊仙町	住宅	空き家バンク制度	★ 賃貸・売却を希望する空き家等の所有者から、対象物件の情報を基に町が物件を登録し、空き家のオーナー様と借主様のマッチングを行ないます。 伊仙町公式ホームページ http://www.town.isen.kagoshima.jp/
伊仙町	移住体験	移住体験ツアー	★ 徳之島移住体験ツアー 詳細は奄美群島への移住支援サイト「ねりやかなや」 http://www.neriyakanaya.jp/
伊仙町	移住体験	フリー滞在プログラム	★ 徳之島移住体験プログラム 詳細は奄美群島への移住支援サイト「ねりやかなや」 http://www.neriyakanaya.jp/

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
伊仙町	移住体験	お試し居住	★ 一戸建てゲストハウス「ヴィアあむと52番館」にて1泊6000円で滞在できます。 ※ロングステイも可能ですのでご相談ください。
伊仙町	住宅	浄化槽設置補助	★ 生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽設置に関する費用の一部を予算の範囲内で補助する制度です。 【助成額】 ・5人槽→332,000円まで。 ・6～7人槽→414,000円まで。 ・8～10人槽→548,000円まで。 ・単独浄化槽撤去90,000円
伊仙町	就業	求人情報の提供	★ ハローワークからの求人情報をHPに掲載し、情報提供を行っている。 面接等を行う場合は、ハローワークに登録する必要があります。
伊仙町	就農・漁業	農業次世代人材投資事業	★ 次世代を担う農業者になることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立のために交付する資金です。 準備型と経営開始型の2種類があります。 ○ 経営開始型： 新規就農者に農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間最大150万円を給付。 ※前年度の所得に応じて給付する金額が変動 【経営開始型の6つの要件】 ①独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満の認定新規就農者であること。 ②独立・自営就農であること。 ③青年等就農計画が、独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。 ④人・農地プランに位置づけられること。 ⑤生活保護等生活費を支給する国の他の事業と重複ではない、また農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人の経営者でないこと。 ⑥原則として青年新規就農者ネットワークに加入すること。 【独立・自営就農とは】 ①自ら農地の所有権、利用権を有している。 (農地が親族から貸借が過半である場合は、5年間の給付期間中に所有権移転すること。) ②主要な機械・施設を所有または借りている。 ③本人名義で生産物等を出荷・取引している。 ④経営収支を自らの通帳・帳簿で管理している。 ※その他要件あり
伊仙町	就農・漁業	新規就農研修生支援事業	★ 新規就農者を対象に農業センター『青緑の里』で育成研修を行っています。(随時) 対象は伊仙町内で新規就農を行う者に限ります。
伊仙町	出産・育児	児童手当制度	★ 児童手当は、15歳まで(中学校修了の3月31日まで)の児童を養育する方に、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するために支給される手当です。(施設入所等児童を除く) 支給額 3歳未満 一律15,000円 3歳以上小学校終了前 10,000円(第3子以降は15,000円) 中学生 一律10,000円 所得制限のあったもの 一律5,000円 ※児童手当では、満18歳までを児童としてカウントしています ※「第3子以降」とは、高校卒業まで養育している児童のうち、3番目をいいます。 児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、誕生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。
伊仙町	出産・育児	子育て支援金	★ 伊仙町では、出産児を祝福するとともに次代を担う子どもの健やかな成長を願い、また、少子化対策として子育て支援金を支給しています。 第1子 5万円 第2子 10万円 第3子以降 15万円 【支給の要件】 住民基本台帳の規定により、伊仙町の住民票に記載されていること。支給対象者、居住期間、申請期間、支給額は以下のとおりとする。 (1)支給対象者は出産児の筆頭者とする。 (2)居住期間は出産児の筆頭者が出産前1年以上本町に居住し、定住することが見込まれるもの。 (3)支給額は対象児の筆頭者の第1子は5万円、第2子は10万円、第3子以降は15万円とする。 (4)申請期間は出産日から一年以内とする。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
伊仙町	出産・育児	乳幼児医療費助成	★ 6歳未満の乳幼児が医療機関で受診した場合、その医療費の一部を助成します。 【対象年齢】 ・医科・歯科診療とも就学前まで(6歳に達する日以降の最初の3月31日まで) 【給付内容】 ・1か月にかけた治療費が入院、通院を合わせて3千円を超えた額を助成します。(ただし、この場合の一か月とは1日～31日換算とする。)なお、町民税非課税世帯の場合は全額を助成します。
伊仙町	教育	幼稚園預かり保育	★ 幼稚園の終了時間が来ても、預かり時間を延長できる制度(月～金の17:30まで夏季休業中も含む) 伊仙町内の幼稚園に入園している場合等
伊仙町	医療	重度心身障害者医療費助成	★ 重度の身体障害児(者)や知的障害児(者)の方が、医療保険各法及び老人保健法による医療を受けた場合に、その医療費の自己負担分を助成します。 【対象者】 ・身体障害者手帳の等級が1・2級の者 ・療育手帳の等級がAの者 ・身体障害者手帳の等級が3級の者(療育手帳B1所持者)
伊仙町	出産・育児	ひとり親家庭医療費助成	★ 母子・父子家庭等の方々の生活の安定と健康の保持増進を図るために、医療費の自己負担分を補助する制度です。 【対象者】 ・伊仙町に住所を有し、配偶者のない母又は父及びひにこれに準ずる者で、18歳未満の児童(ひとり親家庭等の父又は母及び児童、父母のいない児童が対象)ただし、所得状況によっては受けられない場合もあります。 【助成額】 ・健康保険等の対象となった医療費の自己負担した額です。
伊仙町	福祉	敬老祝金	★ 永年にわたり社会のために貢献した高齢者の長寿を祝福するとともに、敬老の意を表するため、敬老祝金を支給します。 【支給の要件】 本町に1年以上居住する見込みで、その年度に次の年齢になるもので、8月1日に生存する者 90歳～99歳 年額10,000円 100歳～110歳 年額50,000円 111歳以上 年額360,000円
伊仙町	出産・育児	子育て支援	★ 乳幼児健診:3～4カ月、6～7カ月、1歳6か月、2歳、2歳6ヶ月歯科検診、3歳、5歳歯科検診 新生児訪問:保健センター助産師による訪問 子育てサークル、マタニティ教室の実施 母子栄養強化事業:牛乳券の発行 不妊治療旅費一部助成事業:鹿児島までの交通費と宿泊費(上限5000円15日まで)の3分の2を助成
伊仙町	福祉	金婚式祝賀会	★ 結婚50周年という長い年月を地域社会のために頑張ってきたご苦労に対し敬意を表し、これからの生涯を有意義に過ごしていただけるよう、金婚式を催し、町を挙げてお祝いをする。
和泊町	移住体験	和泊町定住促進住宅(しま暮らし体験住宅) 【体験型】	★ 和泊町では、Uターン者向けに、まずは、短期滞在を勤めており、1年未満滞在できる「和泊町定住促進住宅」を4戸設置しています。 <家賃> 月額2万円 <敷金> 家賃2月分に相当する金額 <入居期間> 1年未満 <入居要件> ・和泊町に永く居住する意思をもって町外から転入しようとする者であること。 ・自ら居住するための住宅を必要とする者若しくは自ら居住するための住宅を必要とする者のうち現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「同居親族」という。)がある者であること。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第6号)に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 ・同居親族が暴力団員でないこと。 ・税を滞納していないこと。
和泊町	住宅	空き家バンク	★ 賃貸・売却を希望する空き家等の所有者から、対象物件の情報を基に町が物件を登録し、和泊町で住宅等をお探しの方に情報を提供するための制度です。 条件や対象はありません。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
和泊町	住宅	和泊町定住促進住宅用地の貸付及び譲渡	★ 和泊町定住促進住宅用地は、定住促進や地域活性化のため、また、町有地の有効活用という視点で、遊休町有地を住宅用地として定住希望者に一定期間貸し付け、その貸付期間の経過後、借受者に土地を無償譲渡等するものです。 【貸付期間及び譲渡】 定住促進住宅用地の貸付期間は15年とし、この期間が経過した後、借受人に無償で譲渡することとします。 【貸付対象者】 定住促進住宅用地に永住することを前提として、町外から和泊町に住所を移すことができる者又は過去10年以内に和泊町に転入し居住した者 年間所得が120万円以上ある者 賃貸借契約締結の日から3年以内に居住用の住宅の建築に着手することが確約できる者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者 前各号に規定するもののほか、町長が必要と認める基準に該当する者
和泊町	移住体験	移住体験ツアー	★ 沖永良部移住体験ツアー 開催期間 11月頃(予定) R2年度はオンライン移住ツアーを予定 詳細は奄美群島への移住支援サイト「ねりやかなや」 http://www.neriyakanaya.jp/
和泊町	移住体験	フリー滞在プログラム	★ 沖永良部フリー滞在プログラム 開催期間 2020/4/1～2021/3/31 詳細は奄美群島への移住支援サイト「ねりやかなや」 http://www.neriyakanaya.jp/
和泊町	住宅	和泊町空き家活用促進事業補助金	★ <目的> 空き家の有効活用を通して、町内への移住及び定住、産業振興、観光開発、交流促進等による地域の活性化等を図る。 <事業内容> 空き家バンクに登録された物件を所有者又は購入者若しくは賃借者が行う当該物件の改修に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 <補助金の額> 補助対象事業に要した経費の3分の2とし、200万円を限度とする。
知名町	住宅	「空き家バンク」空き家等情報登録事業	★ 賃貸・売却を希望する空き家等の所有者から、対象物件の情報を基に町が物件を登録し、知名町で住宅等をお探しの方に情報を提供するための制度です。 条件や対象はありません。
知名町	住宅	知名町空き家利活用事業(定住促進住宅)	★ 知名町に永く居住する意思をもって町外から転入される方を対象に「定住促進住宅」を7戸設置しています。 <家賃> 1年目、月額5千円/2年目、月額2万円/3年目、月額3万円 <預託金> 2万円 <入居期間> 3年未満 <入居要件> ・知名町に永く居住する意思をもって町外から転入しようとする者であること。 ・自ら居住するための住宅を必要とする者若しくは自ら居住するための住宅を必要とする者のうち現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「同居親族」という。)がある者であること。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 ・同居親族が暴力団員でないこと。 ・申込時において住所を有する市町村の税等を滞納していないこと。
知名町	移住体験	移住体験ツアー(WEBでの開催)	★ 沖永良部移住体験ツアー(WEB開催) 開催期間 12月または1月頃を予定 募集人員 10組程度 参加費 調整中
与論町	住宅	合併浄化槽設置費用の補助	★ 合併処理浄化槽設置者に対して予算の範囲内において補助金を支給。 町に対し、事前の申込が必要。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【全体】

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等										
与論町	住宅	定住促進住宅	<p>★ 与論町に居住しようとする者で、住宅に困窮している者に対して住宅を貸与することにより、定住の促進と地域の活性化を図るため、定住促進住宅を設置。</p> <p>【入居者資格】</p> <p>(1)与論町に移住を希望する町外在住の方 (2)災害等により住宅を失った島内の方 (3)ふるさと留学生</p> <p>【入居可能期間】 原則2年間(ふるさと留学生は高校卒業まで)</p> <p>【家賃・共益費等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷金 70,000円 ・家賃 35,000円 ・共益費 2,000円 										
与論町	出産・育児	子育て支援制度	<p>★ 与論町の出産、子育てを支援するため、子育て支援金制度ができました。この制度は、子育て支援金を支給することにより、子ども達が将来町の発展を担う人材となるよう健やかに成長し、活気に満ちた町の創造を願い支給される与論町独自の制度です。</p> <p>【支援金を受けられることができる方】</p> <p>与論町に住所がある方で、平成23年4月2日以降に生まれた子を養育している場合に受け取ることができます。</p> <p>【支給要件】</p> <p>養育者が児童の誕生日より前1年以上継続して与論町に住所があり、児童の誕生日から引き続き6年以上与論町に住所があることを確約できる方。</p> <p>【支援金の額と支給の方法】</p> <p>支援金額を出生時、小学校入学時、中学校入学及び卒業時にそれぞれ分割して支給されます。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>第1子</td><td>100,000円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>第3子</td><td>500,000円</td></tr> <tr><td>第4子</td><td>600,000円</td></tr> <tr><td>第5子</td><td>700,000円</td></tr> </table>	第1子	100,000円	第2子	200,000円	第3子	500,000円	第4子	600,000円	第5子	700,000円
第1子	100,000円												
第2子	200,000円												
第3子	500,000円												
第4子	600,000円												
第5子	700,000円												
与論町	移住体験	移住体験ツアー	<p>★ 与論島移住体験ツアー 詳細は奄美群島への移住支援サイト「ねりやかなや」 http://www.neriyakanaya.jp/</p>										
与論町	移住体験	フリー滞在プログラム	<p>★ 与論島フリー滞在プログラム 詳細は奄美群島への移住支援サイト「ねりやかなや」 http://www.neriyakanaya.jp/</p>										